令和4年度

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外 大規模氾濫減災協議会

(合同協議会)

議事次第

日時:令和4年6月7日(火)13:30~15:30

- 1. 開 会
- 2. 挨拶
- 3. 議事
 - (1)規約改正(案)について ・・・資料-1
 (2)各機関の令和3年度の取組み及び今後の予定について ・・・資料-2
 (3)水防関係に係る話題提供・情報共有 ・・・・資料-3
- 4. 閉 会

令和4年度 鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川外大規模氾濫減災協議会 鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川外流域治水協議会 合同協議会

出席者一覧

日時:令和4年6月7日(火) 13:30~ 場所:オンライン開催(事務局:三重河川国道事務所)

		場所:オンライン開	催(事務局:三重河川国道事務所)
	所 属	役 職 名	氏 名
	四日市市	市長	森 智 広
	鈴鹿市	市長	末 松 則 子 (代理:防災危機管理課長 船入 公孝)
	亀山市	市長	櫻 井 義 之 (代理:副市長 山本 伸治)
	川越町	町長	城 田 政 幸
	朝日町	町長	矢 野 純 男
	菰野町	町長	柴 田 孝 之 (欠 席)
	津市	市長	前 葉 泰 幸 (代理:災害対策担当主幹 稗田 寿次郎) (代理:河川排水推進室主幹 濵口 耕一)
	松阪市	市長	竹 上 真 人 (代理:建設部長 伊藤 篤)
	多気町	町長	久 保 行 央 (代理:総務課長 岡井 一宜)
	明和町	町長	世 古 口 哲 哉 (代理:建設課長 西尾 直伸)
	伊勢市	市長	鈴 木 健 一 (代理:維持課長 濱口 新)
	玉城町	町長	辻 村 修 一 (代理:建設課長 真砂 浩行)
	大台町	町長	大 森 正 信
	度会町	町長	中村忠彦 (代理:建設水道課技術指導官 中川美知彦)
	大紀町	町長	服 部 吉 人 (代理:防災安全課長 小倉 秀康)
	南伊勢町	町長	上 村 久 仁
	県土整備部	水災害対策監	川 北 健 司
	県土整備部 防災砂防課	課長	河 邊 努 (代理:課長補佐兼班長 高村 史博)
	県土整備部 施設災害対策課	課長	浅野党
	県土整備部 河川課	課長	野 呂 守
	県土整備部 都市政策課	課長	林 幸 喜 (代理:副課長兼班長 吉岡 直哉)
	県土整備部 営繕課	課長	太 田 寿 弘 (欠 席)
三重県	県土整備部 住宅政策課	課長	服 部 睦 (欠 席)
一里东	県土整備部 下水道事業課	課長	東 幸 伸
	県土整備部 港湾·海岸課	課長	松 橋 陽 一 郎 (代理:班長 服部 由直)
	県土整備部 道路建設課	課長	南賢
	県土整備部 道路管理課	課長	高柳伸浩 (代理:道路維持班長 諸岡 裕幸)
	県土整備部 建築開発課	課長	吉 村 厚 哉
	県土整備部 農業基盤整備課	課長	湯 浅 豊 司
	県土整備部 治山林道課	課長	久 保 村 実

所 属		役	職	名		氏		名	
四日市建設事務所			听長		Ŧ	種		藤	紀
鈴原	 建建設事務所	Ē	听長		宮(代理:	口 :副所長兼	保全室	友 E長 大下	成 賢一)
津	建設事務所	Ē	听長		髙	木		和	広
松區	反建設事務所	Ē	听長		稗	田	寿	次	郎
伊雪	 學建設事務所	Ē	听長		関	山		治	利
四日市地	域防災総合事務所	Ē	听長		関		泰		弘
鈴鹿地均	或防災総合事務所	Ē	听長		藤	Ш		和	重
津地域	防災総合事務所	Ē	听長		桝		屋		眞
松阪地均	或防災総合事務所	Ē	听長		辻 (代理	:副所長	修 兼室县	長村田	一 洋一)
南勢志	摩地域活性化局	ļ	司長		梅	村		和	弘
気象庁	· 津地方気象台	ī	台長		松	本		雅	彦
農林水産省	東海農政局農村振興部	洪水調節機	幾能強化:	対策官	石 (田欠		幸席	広)
林野庁	三重森林管理署	1	署長		石	上		公	彦
国土交通	負省 蓮ダム管理所	Ē	听長		堀	江		幸	生
国土交通省	三重河川国道事務所	Ē	听長		菅		良		_
国土交通省 中部	運輸局 鉄道部安全指導課	ī	課長		小	野	木	康	仁
森林研究・整備機構 森林整備センター 津水源林整備事務所		Ē	听長		田	野		中	大
水資源機構 三重用水管理所		Ē	听長		Ш		地		悟
近畿日本鉄道(株)	鉄道本部 名古屋統括部 施設部	ŧ	部長		布(代理	施 里: 工 務	課主	徳辞森本	彦 : 宏)
東海旅客鉄道(株)	東海鉄道事業本部施設部管理課	ī	課長		(,,,,,,		下業		
	三重水力センター	Ē	副長		白	澤		克	也
中部電力株式会社	インフラ活用事業推進ユニット				水	上		洋	佑
四日市あすなろう鉄道株式会社		ŧ	部長		小 (代耳	川 里:運輸	課長	美 渡部 ·	和 - 博)

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会 規約 (案)

(設置)

第1条 水防法 (昭和24年法律第193号) 第15条の9及び第15条の10に基づく大規模 氾濫減災協議会として「鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を 設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、 社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連 携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び 二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト 対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の実施事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現 するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、 共有する。
 - 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(協議会の対象河川)

- 第5条 本協議会は、別表-2の職にある者をもって組織する。
 - 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
 - 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
 - 4 本協議会は、別に組織する雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減 災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
 - 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災 に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

- 第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表-3に掲げる者 をもってこれにあてる。
 - 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

- 第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表-4の職に ある者をもって構成する。
 - 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その 結果について協議会に報告する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置 く。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人 情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しな いものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得 た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項 については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年7月27日から施行する。

令和元年 6月 3日 一部改正

令和元年11月 1日 一部改正

令和2年 8月24日 一部改正

令和3年 1月12日 一部改正

令和3年 6月 2日 一部改正

令和4年 6月 7日 一部改正

別表-1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系
	海蔵川水系
	三滝川水系
	天白川水系
	金沢川水系
	堀切川水系
	中ノ川水系
	田中川水系
	志登茂川水系

別表-2 協議会 構成機関

関係機関	構成機関	
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	
<u> </u>	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	
気象庁	津地方気象台	
	県土整備部 施設災害対策課	
	県土整備部 河川課	
	県土整備部 防災砂防課	
県	県土整備部 港湾・海岸課	
	四日市建設事務所	
	鈴鹿建設事務所	
	四日市地域防災総合事務所	
鈴鹿地域防災総合事務所		
	四日市市	
	鈴鹿市	
市町	亀山市	
 Ll1 m1	菰野町	
	朝日町	
	川越町	
人光	近畿日本鉄道株式会社	
企業	四日市あすなろう鉄道株式会社	

別表-3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
県	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
 	四日市建設事務所	所長	
	鈴鹿建設事務所	所長	
	四日市地域防災総合事務所	所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所	所長	
	四日市市	市長	
	鈴鹿市	市長	
市町	亀山市	市長	
L11 m1	菰野町	町長	
	朝日町	町長	
	川越町 町長		
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	
	四日市あすなろう鉄道株式会社 鉄道営業部	部長	

別表-4 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員			役職
F	中部地方整備局 三重河川国道事務所		副所長	幹事長
国	中部運輸局 鉄道部 安全指導課		係長	
気象庁	津地方気象台		防災管理官	
	県土整備部 カ	 也設災害対策課	水防対策班長	副幹事長
	県土整備部 泊	可川課	計画班長	副幹事長
	県土整備部	坊災砂防課	砂防班長	
県	県土整備部 🌣	巷湾·海岸課	海岸整備班長	
	四日市建設事	務所	副所長兼室長	
	鈴鹿建設事務	所	副所長兼室長	
	四日市地域防	災総合事務所	副所長兼室長	
	鈴鹿地域防災	総合事務所	副所長兼室長	
	四日市市	危機管理 監統括部 危機管理 室課	室長課長	
		都市整備部 河川排水課	課長	
		健康福祉部 介護保険課	課長	
		健康福祉部 高齢福祉課	課長	
	鈴鹿市	危機管理部 防災危機管理課	参事兼課長	
		土木部 河川雨水対策課	参事兼課長	
		健康福祉部 長寿社会課	課長	
	亀山市	防災安全課	課長	
		産業建設部 土木課	課長	
市町	健康福祉部 長寿健康 <mark>地域福祉</mark> 課		課長	
	菰野町	総務課 安全安心対策室	室長	
		都市整備課	課長	
		健康福祉課	課長	
	朝日町	防災保全課	課長	
		産業建設課	課長	
		保険福祉課	課長	
	川越町	安全環境課	課長	
		産業建設課	参事兼課長	
		福祉課	課長	
企業	四日市あすなろう鉄道株式会社鉄道営業部 運輸課		課長	
止禾	近畿日本鉄道株式会社鉄道本部名古屋統括 部施設部工務課 課長		課長	

雲出川外大規模氾濫減災協議会 規約 (案)

(設置)

第1条 水防法 (昭和24年法律第193号) 第15条の9及び第15条の10に基づく大規模 氾濫減災協議会として「雲出川外大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。) を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、 社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が 連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及 び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフ ト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図る ため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

(協議会の実施事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - ① 浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
 - ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(協議会の対象河川)

- 第5条 本協議会は、別表-2の職にある者をもって組織する。
 - 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
 - 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を 聴くことができる。
 - 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫 減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
 - 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減 災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

- 第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表-3に掲げる 者をもってこれにあてる。
 - 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

- 第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表-4の職に ある者をもって構成する。
 - 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
 - 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等 を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に 置く。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な 事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 6月21日から施行する。

令和 元年 5月31日 一部改正

令和 2年 8月19日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

令和 4年 6月 7日 一部改正

別表-1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系
	田中川水系
	志登茂川水系
	安濃川水系
	岩田川水系
	相川水系
	碧川水系

別表-2 協議会 構成機関

関係機関	構成機関	
	中部地方整備局 三重河川国道事務所	
国	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	
気象庁	津地方気象台	
	県土整備部 施設災害対策課	
	県土整備部 河川課	
	県土整備部 防災砂防課	
県	県土整備部 港湾・海岸課	
	津建設事務所	
	松阪建設事務所	
	津地域防災総合事務所	
	松阪地域防災総合事務所	
市町	津市	
Il1 m1	松阪市	
企業	近畿日本鉄道株式会社	

別表-3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職	
	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
国	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
県	県土整備部 港湾·海岸課	課長	
宗 	津建設事務所	所長	
	松阪建設事務所	所長	
	津地域防災総合事務所		
	松阪地域防災総合事務所 所長		
市町	津市	市長	
Il1m1	松阪市	市長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部		

別表-4 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員			役職
玉	中部地方	整備局 三重河川国道事務所	副所長	幹事長
<u> </u>	中部運輸	局 鉄道部 安全指導課	係長	
気象庁	津地方気	象台	防災管理官	
	県土整備	前部 施設災害対策課	水防対策班長	副幹事
	県土整備	前部 河川課	計画班長	副幹事
			ダム班長	
	県土整備	前部 防災砂防課	砂防班長	
県	県土整備	i部 港湾·海岸課	海岸整備班長	
原	津建設事	務所	副所長兼室長	
			君ヶ野ダム管理室長	
	松阪建設	等務所	副所長兼室長	
	津地域防	i 災総合事務所	副所長兼室長	
	松阪地域	防災総合事務所	副所長兼室長	
	津市	危機管理部 防災室	室長	
		建設部 河川排水推進室	室長	
		健康福祉部	室長	
		地域包括ケア推進室	主义	
 市町		健康福祉部 高齢福祉課	課長	
1 1111	松阪市	建設部 土木課	課長	
		建設部 建設保全課	参事兼課長	
	防災対策課参事兼課長		参事兼課長	
	健康福祉部 高齢者支援課 参事兼課長			
		健康福祉部 介護保険課	参事兼課長	
企業 近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部		課長		
<u></u> 上木	名古屋	統括部 施設部 工務課	H√ T≺	

櫛田川外大規模氾濫減災協議会 規約 (案)

(設置)

第1条 水防法 (昭和24年法律第193号) 第15条の9及び第15条の10に基づく大規模 氾濫減災協議会として「櫛田川外大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を 設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、 社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連 携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び 二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト 対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るた め、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

(協議会の実施事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - ① 浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、 共有する。
 - ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(協議会の対象河川)

- 第5条 本協議会は、別表-2の職にある者をもって組織する。
 - 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
 - 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
 - 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫減 災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
 - 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災 に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

- 第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表 3 に掲げる者 をもってこれにあてる。
 - 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

- 第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表-4の職に ある者をもって構成する。
 - 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その 結果について協議会に報告する。
 - 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等 を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置 く。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な 事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 6月21日から施行する。

令和 元年 5月31日 一部改正

令和 2年 8月19日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

令和 4年 6月 7日 一部改正

別表-1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系
	三渡川水系
	阪内川水系
	金剛川水系
	中川水系
	笹笛川水系
	大堀川水系
	外城田川水系

別表-2 協議会 構成機関

関係機関	構成機関	
	中部地方整備局 三重河川国道事務所	
国	中部地方整備局 蓮ダム管理所	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	
気象庁	津地方気象台	
	県土整備部 施設災害対策課	
	県土整備部 河川課	
県	県土整備部 防災砂防課	
州	県土整備部 海岸·港湾課	
	松阪建設事務所	
	松阪地域防災総合事務所	
	松阪市	
市町	多気町	
	明和町	
企業	近畿日本鉄道株式会社	

別表-3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
国	中部地方整備局 蓮ダム管理所	所長	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
県	県土整備部 防災砂防課	課長	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県土整備部 海岸·港湾課	課長	
	松阪建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
	松阪市	市長	
市町	多気町	町長	
	明和町	町長	
企業	企業 近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長		

別表-4 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職	
	中部地方整備局 三重河川国道事務所	副所長	幹事長
国	中部地方整備局 蓮ダム管理所	専門官	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	係長	
気象庁	津地方気象台	防災管理官	
	県土整備部 施設災害対策課	水防対策班長	副幹事長
	県土整備部 河川課	計画班長	副幹事長
県	県土整備部 防災砂防課	砂防班長	
原	県土整備部 海岸·港湾課	海岸整備班長	
	松阪建設事務所	副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所	副所長兼室長	
	松阪市 建設部 土木課	課長	
	建設部 建設保全課	参事兼課長	
	防災対策課	参事兼課長	
	健康福祉部 高齢者支援課	参事兼課長	
	健康福祉部 介護保険課	参事兼課長	
市町	多気町 建設課	課長	
111-1	総務課	課長	
	健康福祉課	課長	
	明和町 建設課	課長	
	総務防災課	課長	
	住民ほけん課	課長	
	健康あゆみ課	課長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部	課長	
//	名古屋統括部 施設部 工務課	BILES	

宮川外大規模氾濫減災協議会 規約(案)

(設置)

第1条 水防法 (昭和24年法律第193号) 第15条の9及び第15条の10に基づく大規模 氾濫減災協議会として「宮川外大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を 設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、 社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が 連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及 び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフ ト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図る ため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

(協議会の実施事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - ① 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
 - ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(協議会の対象河川)

- 第5条 本協議会は、別表-2の職にある者をもって組織する。
 - 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
 - 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を 聴くことができる。
 - 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫 減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
 - 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減 災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

- 第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表-3に掲げる 者をもってこれにあてる。
 - 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

- 第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表-4の職に ある者をもって構成する。
 - 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
 - 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等 を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な 事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 7月30日から施行する。

令和 元年 6月19日 一部改正

令和 2年 8月25日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

令和 4年 6月 7日 一部改正

別表-1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系
	大堀川水系
	江川水系
	外城田川水系
	神津佐川水系
	泉川水系
	五ヶ所川水系
	中の谷川水系
	伊勢路川水系
	大江川水系
	河内川水系
	村山川水系
	小方川水系
	古和川水系
	奥川水系

別表-2 協議会 構成機関

関係機関	構成機関		
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所		
<u>国</u>	中部運輸局 鉄道部 安全指導課		
気象庁	津地方気象台		
	県土整備部 施設災害対策課		
	県土整備部 河川課		
	県土整備部 防災砂防課		
県	県土整備部 海岸・港湾課		
原	松阪建設事務所		
	伊勢建設事務所		
	松阪地域防災総合事務所		
	南勢志摩地域活性化局		
	伊勢市		
	多気町		
	大台町		
市町	玉城町		
	度会町		
	大紀町		
	南伊勢町		
企業	近畿日本鉄道株式会社		

別表-3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
ഥ	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
県	県土整備部 海岸·港湾課	課長	
原	松阪建設事務所	所長	
	伊勢建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
	南勢志摩地域活性化局	局長	
	伊勢市	市長	
	多気町	町長	
	玉城町	町長	
市町	大紀町	町長	
	度会町	町長	
	大台町	町長	
	南伊勢町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部		

別表-4 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員			役職
F	中部地方整	整備局 三重河川国道事務所	副所長	幹事長
国	中部運輸局	引 鉄道部 安全指導課	係長	
気象庁	津地方気象	· ² 台	防災管理官	
	県土整備部	邓 施設災害対策課	水防対策班長	副幹事
	県土整備部	7 河川課	計画班長 ダム班長	副幹事
	県土整備部	7 防災砂防課	砂防班長	
	県土整備部	『 海岸・港湾課	海岸整備班長	
県	松阪建設事	移所	副所長兼室長 宮川ダム管理室長	
	伊勢建設事	事務所 「	副所長兼室長	
	松阪地域防	5災総合事務所	副所長兼室長	
	南勢志摩地	地域活性化局	副局長兼室長	
		危機管理部 危機管理課	次長兼課長	
	伊勢市	都市整備部 維持課	課長	
		健康福祉部 高齢者支援課	課長	
		健康福祉部 介護保険課	課長	
		総務課	課長	
	多気町	建設課	課長	
		健康福祉課	課長	
	大台町	総務課	特命監	
市町		建設課	課長	
		健康ほけん課	課長	
	玉城町	総務政策課	参事兼課長	
		建設課	参事兼課長	
		保健福祉課	参事兼課長	
	虚 人 III	みらい安心課	課長	
	度会町	建設水道課	課長	
		長寿福祉課	課長	
		産業振興課	課長	

	大紀町	防災安全課	課長	
		建設課	課長	
市町		健康福祉課	課長	
 11m1	南伊勢町	建設課	課長	
		防災安全課	課長	
		高齢者支援課	課長	
企業	近畿日本鉄	道株式会社鉄道本部	鈿 巨.	
止来	名古屋統	括部施設部工務課	課長	

令和4年度 鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川外 大規模氾濫減災協議会(合同協議会) 資料2-1

これまでの取組状況及び今後の取組予定

令和4年6月7日

鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川外 大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

- ■令和元年度より、小学校にて新学習指導要領の全面実施に向け支援校に対して防災教育の支援を実施 しており、今年度も引き続き実施。
- ■教材(副読本)、運営用資料(卓上模型、モンタージュ写真等)の授業運営に関する支援と合わせ、 各学校が主体となり継続的に実施できるような仕組みづくりを引き続き実施。

試行授業実施状況

河川名	学校名	H31	R2	R3
鈴鹿川	鈴鹿市立河曲小学校	•	-	_
业力化七八八	鈴鹿市立神戸小学校	_	_	•
雲出川	津市立香良洲小学校	•	•	•
д Ш/II	津市立一志西小学校	_	•	_
櫛田川	松阪市立揥水小学校	•	•	_
15911111	松阪市西黒部小学校	_	•	•
	伊勢市立豊浜西小学校	•	•	•
	伊勢市立佐八小学校	-	•	-
宮川	伊勢市豊浜東小学校	_	•	•
	伊勢市立御薗小学校	_	•	_
	伊勢市立小俣小学校	_	_	•



今年度の授業の様子(伊勢市立豊浜西小学校)











- ■防災教育の支援の一環として、ポータルサイトを作成。
- ■ポータルサイトのコンテンツとして、「**トピックス」、「学校教育教材」、「学習用素材」、** 「教員の方へ(e-leaning)」を掲載。
- 令和4年度、**教育関係者向け水防災教育訴求・啓発動画やデジタル副読本**を追加掲載予定※。

ポータルサイトの構成

コンテンツ	概 要	
トピックス	学校や地域において、防災教育を実施した事例、実施のきっかけや実施までの準備・流れ、使用した教材、参加者の反応などを紹介	
学校教育教材	学校防災教育用に作成した副読本、学習指導・発問計画、プリントを紹介	
学習用素材	学習習用のマイクロモデル(模型)、フォトモンタージュ、防災カード ゲーム等の素材・リンク先を紹介	
教員の方へ (e-learning)	三重県内で実施された防災教育の試行授業動画(ダイジェスト版)を掲載 ※全4時限、それぞれ2動画掲載(各2分程度)	

ホーム画面



e-learning (試行授業動画(ダイジェスト版)



デジタル副読本

R4追加予定※



タンをクリッ クすると、動 画や音声等が 再生

▼ボタン一例







教育関係者向け 水防災教育訴求・啓発動画

R4追加予定※





4水系の副読本をデジタル化

②水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

R4年度 大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- ■地域住民(特に要配慮者)の皆様の早期避難行動に繋がるよう、地域の防災リーダーである自主防災 組織や要配慮者支援を行っている地域包括支援センター等での防災講座を実施。
 また、地域活動サークルや企業、外国人等を対象とした防災講座を行うことも可能。
- ■防災講座では<u>水害リスクや入手可能な防災情報解説やマイ・タイムラインなど避難行動を考える</u> ワークショップ等の運営支援を実施。

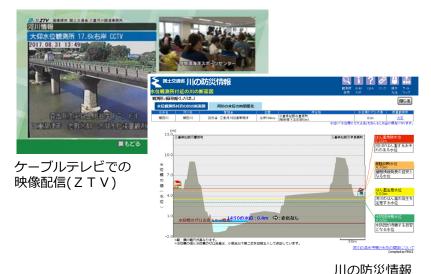
<水害リスクや防災情報をわかりやすく解説)>



防災をわかりやすく解説



R1三重県北勢浸水(実績)



地域の皆さんが入手できる防災情報

<楽しく防災を学ぶワークショップ等>







事例:豊橋創造大学学園祭での ワークショップ

自らの避難行動を考えるシートを活用した講座(台風・大雨に備えるマイ・タイムラインをつくろう!)



いざという時に役立つ防災グッズづくり 事例:商業施設での防災イベント

ゴミ袋で合羽(ポンチョ)

さあ、避難する時。合羽がない!

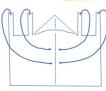
そんな時は、ゴミ袋で手作り合羽を作りましょう。



①ゴミ袋の底を上にして、右から25cmlまどの位置に切り込み を入れる。 次に斜線部分を切り取り、短い



②左側の折り目(赤線の部分)を切り離す



③開いて、三角の部分に頭を入れて、2本のひもを結ぶと虫来上がり

②水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

R4年度 大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- ■防災・減災への取組実施である河川管理者や防災部局と**高齢者福祉部局とが連携し**、水害からの**高齢 者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施**。
- ■要配慮者利用施設及び地域包括支援センターを対象として、**避難情報・行動に関する理解促進、要配 慮者の避難支援の事例紹介等について、講習会(web会議活用)を実施。**

No.	対象施設(市)	実施日	開催形式	講習内容
1	特別養護老人ホーム くすのき園(鈴鹿市)	令和3年1月28日(木) 10:00~11:00	オンライン開催 (施設会議室と事務局を接続)	①水防災の基礎知識 ②要配慮者の避難行動に関する事例紹介
2	津北部西地域包括支援 センター(津市)	令和3年1月28日(木) 14:00~15:30	会場・オンライン同時開催	①水防災の基礎知識についての解説 ②避難情報・避難行動に関する個人ワーク ③要配慮者の避難行動に関する取り組み
3	津市在宅療養支援 センター(津市)	令和3年2月25日(木) 18:30~20:40	会場・オンライン同時開催	①近年の水害被害について ②津市の災害リスクについて(土砂災害、地震・津波、 高潮、水災害) ③避難情報等について(水害・土砂災害)



R3.1.28 津市北部西包括支援センター 防災講座



R3.2.25 津市在宅療養支援センター 防災講座

③危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの設置

R4年度 大規模氾濫減災協議会 合同協議会

■洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、**水位計未設置河川や地先レベルのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実**を図る。

(R4.3末時点で、三重河川国道事務所にて85基、三重県にて213基設置済み)

■機能を限定した低コストの簡易カメラ(簡易型河川監視カメラ)を設置し、**多くの地点で河川状況を確認する** ことで従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進。

位情報

(R4.3末時点で、三重河川国道事務所にて39基設置、三重県にて45基設置)



川の水位情報 https://k.rever.go.jp/



- ・危機管理型水位計・通常水位計・河川カメラ(簡易型河川カメラも含む) が同一画面上に表示。
- ・氾濫するまでどの程度の余裕があるかリアルタイムに確認。
- ・河川カメラ(簡易型河川カメラ含む)により、河川の状況を画像にて確認。





洪水時は事務所HP・Twitterでも防災情報を発信しています

HP: https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/ Twitter: https://twitter.com/mlit_mie

4流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供

- ■令和2年9月より、宮川(勢田川)流域で簡易浸水センサ等を用いた「浸水状況共有システム」の現場実証を 開始しており、次年度も現場実証を継続。
- ■伊勢市では、中部電力(株)と連携し、スマートメータを活用した下水道水位検知の試行について検討すると ともに、浸水状況共有システムは、他流域等での活用・検討について支援。
- ■簡易型浸水センサや危機管理型水位計等の情報を収集し、LINE通知する試行システムを構築し、試行・運用検 証を行った。



LINE通知画面例

(5) 洪水を安全に流すためのハード対策 (防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策)

R4年度 大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- ■近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害、また、インフラの老朽化から国民の生命、社会の 重要な機能を維持できるよう防災・減災、国土強靭化の取組の加速化、深化を図るため、令和3年度から7年 度の5カ年に追加的に必要となる事業規模等を定め重点的・集中的な対策を推進。
- ■流域治水対策における中長期目標では気候変動の影響を踏まえた河道掘削、堤防整備、堤防強化、遊水地整備等の整備を実施し、1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率100%を目指す。

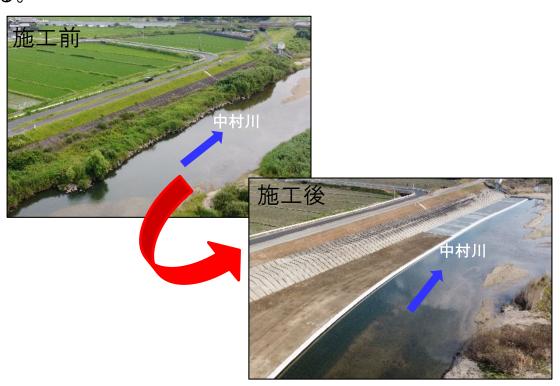
対策の内容・効果

※令和32年度頃から令和27年度頃までに前倒し

樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水はん濫により、人命被害リスクの高い危険箇所について、樹木伐採、 河道掘削などの対策を講じることにより、水位低下を図る。



R3年度樹木伐採実施状況 鈴鹿川右岸10.7k付近



R3年度護岸整備実施状況 中村川左岸1.1k付近

- ■市町の水防管理団体が洪水時に迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、重要水防箇所の巡視を毎年実施。
- ■重要水防箇所とは、洪水時において堤防等の巡視・監視・水防活動等を特に注意して行う必要がある 箇所のこと。

令和	3 台	E度	$\mathcal{D}_{i}($	《神	実績
IJIH	\mathcal{L}	-/X	レノル	いしし	大小只

が作る十人とうだけ大領						
事務所	水系	出張所	日 付	参加者	実施内容	
				水防団等		
三重河川国道	鈴鹿川	鈴鹿川	5月27日	·四日市市 危機管理室 ·鈴鹿建設事務所 保全課 ·亀山市 防災安全課 計 3名	合同巡視 鈴鹿川 右岸22.8k付近(亀山市海本町)	他2箇所で実施
三重河川国道	雲出川	雲出川	6月1日	·三重県 施設災害対策課 ·三重県警察 災害対策係 ·松阪建設事務所 保全課 ·津市 建設部 他 計 16名	合同巡視 雲出川 右岸3.8k付近(松阪市小野江町)	他3箇所で実施
三重河川国道	宮川	宮川	6月2日	·伊勢市 消防団 ·玉城町 消防団 ·伊勢警察署 警備課 ·南勢志摩地域活性化局 他 計 14名	合同巡視 宮川 右岸4.9k付近(伊勢市御薗町高向)	他3箇所で実施
三重河川国道	櫛田川	櫛田川	6月3日	·松阪市 消防団 ·多気町 消防団 ·明和町 総務防災課 ·松阪警察署 警備課 他	合同巡視 櫛田川 左岸2.0k付近(松阪市西黒部町)	他5箇所で実施

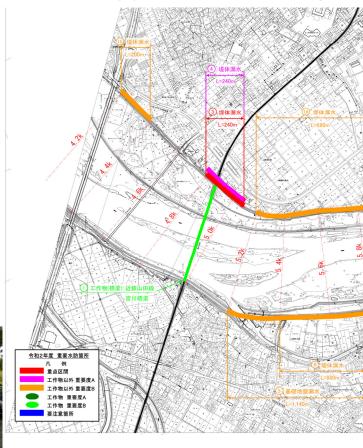








重要水防箇所詳細図(例:宮川)



今年度は6月6日~14日の間で実施予定

令和4年度 鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川外 大規模氾濫減災協議会(合同協議会) 資料2-2

令和3年度の各機関の取組

令和4年6月7日

鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川外 大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

令和3年度の各機関の取組 目次

<鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外河川の減災に係る取組方針>

- ①想定最大規模外力を対象とした洪水浸水想定区域図を元にした洪水ハザード マップの策定・周知
- ②小中学校における水災害教育の実施
- ③要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進
- 4優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるための ハード対策
- 5防災気象情報の改善
- 6円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などのハード整備
- ⑦住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防 災講座を実施
- ⑧水位、雨量情報のさらなる周知

①想定最大規模外力を対象とした洪水浸水想定区域図 を元にした洪水ハザードマップの策定・周知

機関名		概	要
亀山市	水害リスク情報の空白域の解消		
川越町	ハザードマップの更新・周知		
多気町	水害リスク情報の空白域の解消		
朝日町	水害リスク情報の空白域の解消		
菰野町	水害リスク情報の空白域の解消		
三重県河川課	洪水浸水想定区域図の作成		
四日市建設事務所	洪水浸水想定区域図の指定・公表		

亀山市

令和3年度 大規模氾濫減災協議会の取り組み

【水害リスク情報の空白域の解消】

令和2年度に作成したハザードマップの啓発に努めました。宅地開発等に対し個別に相談対応しています。

風水害ハザードマップ作成



<u>宅地開発等の</u> 個別対応



検討事項



〇検討項目

令和3年度に三重県が 浸水想定区域を追加し たことにより、ハザード マップの修正を検討し ています。

【持続的な水災害教育の実施と伝承】

・「わたしの防災マップ」による啓発伝承などの防災に関する出前講座を行いました。小学校での防災教育等を5回行うことで、持続的な水災害に対する意識付けを行いました。







【目標(コンセプト)】

台風や豪雨災害から身を守るため、ハザードマップの周知徹底や小学生を対象とした防災教室、高齢者を対象とした防災講座を開催することにより、水害を知ってもらうとともに、要配慮である子どもや高齢者の防災意識を高めることで受講者やその家庭における防災力のブラッシュアップを図る。

【防災教室】

指定緊急避難場所などの見学をとおして、 想定される災害を知ってもらうとともに施設 の役割の学んだり、備蓄品を実際に見たり、 質問したりすることで、災害を身近な問題とし て意識してもらう。

子どもの防災意識を高め、家庭内で保護 者と防災について話してもらうことで、家庭の 防災意識の向上と、防災対策の充実に繋が るようにする。



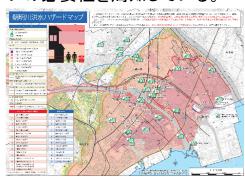
【防災講座】

高齢者を対象とした風水害に関する防災講座を開催し、風水害について過去の災害事例などを通じて、自分の命を守るために平時から備えるべきことを考え、実践してもらう。

また、ハザードマップの見方を説明し、自分はどのタイミングでどこに避難するかといったマイタイムラインの作成を促した。高齢者等避難に時間がかかる方の防災意識を高めることで、円滑な避難ができるようにする。

【ハザードマップの更新・周知】

平成29年度に更新したハザードマップを全戸配布し、転入者へも転入時に配布している。配布後も地区の防災訓練に活用するなど、ハザードマップの必要性を周知している。



防災重点農業用ため池の見直しを実施した。これに関連して町総合防災訓練の会場に「ため池ハザードマップ」を掲示し、ため池による水害リスクについて啓発を行った。 また、広報誌に浸水想定図に関する記事を掲載した。







町総合防災訓練での啓発の様子

浸水想定図に関する記事

【多気町】 ③重点項目 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進 と避難訓練の実施

保育園などの要配慮者利用施設が作成した避難確保計画が、実効性を確保できるようにアドバイスなどを行った。

また、避難確保計画に基づいた避難訓練への支援を行った。



保育園の避難訓練の様子

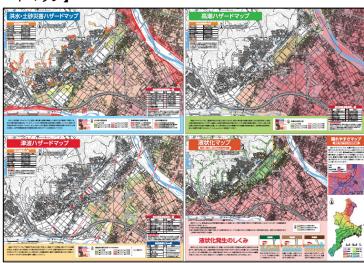
【水害リスク情報の空白域の解消(高潮ハザードマップ作成】

- ・朝日町ハザードマップ防災に想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の浸水想定区域を掲載した高潮ハザードマップを追加。
- ・各種別ハザードと見比べることができるよう一面にマップを集約。

【旧ハザードマップ】



【新ハザードマップ】



【高齢者の避難行動への理解促進(避難行動要支援者の個別避難計画作成】

- ・令和3年度においては、2地区(小向地区・縄生地区)の班長会にて制度、計画作成に関する説明会を実施。
- ・各班で要支援者に対する援助者を選定依頼。

【説明会の様子】





【計画作成までの流れ】

【班毎に要支援者宅地図作成】

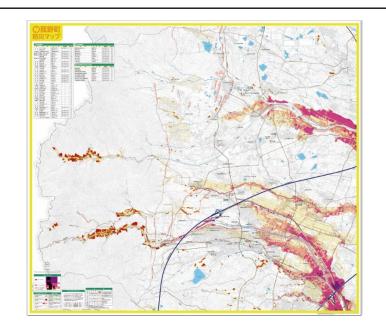




水害リスク情報の空白域の 解消

【概要】

転入者が菰野町の災害リスクを 把握できるようハザードマップの 配付を継続して行っています。



流域の水災害の早期把握に 資する防災情報の提供

【概要】

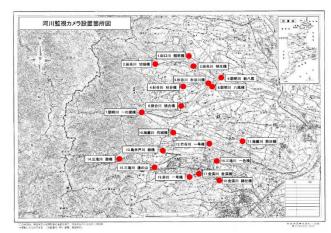
令和2年度に河川カメラを設置、 令和3年度からその映像を公開して おり、河川の水位状況を住民が見る ことができます。



監視カメラの設置状況。



配信画像(テレビ)



頻発する豪雨災害への備えとして、R3年度末までに「洪水浸水想定区域図」を三重県が管理する全ての河川で作 成しました。また、R3年度に策定した河川DX中期計画に基づき、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」を 充実させ、水災害の早期把握に資する情報提供を行います。また、危機管理型水位計に氾濫が開始する前段階の 水位として、新たに危険水位を設定し、住民の避難行動の参考となる水位を設定・運用します。

【洪水浸水想定区域図の作成】



三重県ではR3末 までに洪水浸水 想定区域図を三 重県が管理する 全ての河川(546 河川)において作 成しました。



順次、指定•公表

関係市町への データ提供

浸水ナビへの データ反映

オープンデータ による民間サー ビスの促進

を実施します。

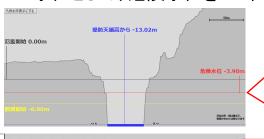
【危機管理型水位計・監視カメラの設置】

三重県ではR3末までに危機管理型水位計213基、簡易 型河川監視カメラを44基を県管理河川に設置

R4以降は、R3年度に策定した河川DX中期計画に基づ き、水防活動上重要な箇所への設置を進めます。

【危機管理型水位計に危険水位を追加】

これまで設置した危機管理型水位計の内、水位周知区 間内に設置した39基において、氾濫が開始する前段階 の水位として、危険水位をR4年中に設定します。



河川横断図に危険 水位ライン(赤色)を 表示。水位ラインを 超えると、水位計の 表示が赤色に変化。

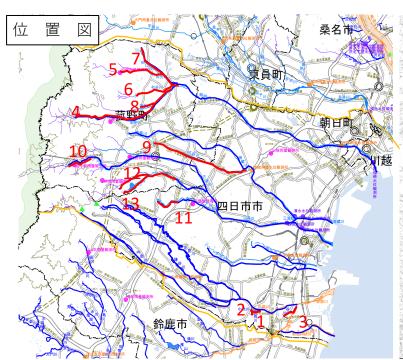


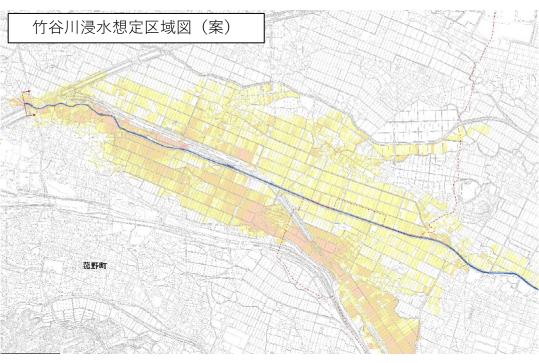
四日市建設事務所

洪水浸水想定区域図の指定・公表

洪水時の円滑かつ迅速な避難に資する資料として、洪水浸水想定区域図の指定・公表を行います。

・令和3年7月の水防法の改正に伴い、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川も洪水浸水想定区域図の指定対象として追加されたため、四日市建設事務所管内の県管理河川全ての洪水浸水想定区域図の指定・公表を行います。





対象河川

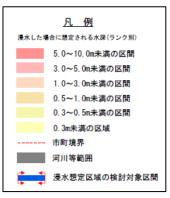
番号	河川名	延長	(km)
鈴鹿川	水系(指定区間)		1. 2
1	春雨川		0.4
2	小池川		0. 2
3	谷川		0. 6

番号	河川名	延長 (km)
朝明月	水系	20. 1
4	朝明川	7.7
5	田光川	4. 9
6	杉谷川	3. 1
7	田口川	3.7
8	焼合川	0. 7

番号	河川名	延長 (km)
海蔵川	・三滝川水系	21. 3
9	竹谷川	7. 5
10	三滝川	4. 3
11	矢合川	2. 1
12	金渓川	4. 8
13	赤川	2. 6

公表資料

- ·洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)(計画規模)
- · 洪水浸水想定区域図【浸水継続時間】 (想定最大規模)
- ·家屋倒壊等氾濫想定区域図 (氾濫流) (河岸浸食)



②小中学校における水災害教育の実施

機関名	概 要		
鈴鹿市	学校や地域等で防災出前講座や避難訓練を実施		
亀山市	「わたしの防災マップ」による啓発伝承などの防災に関する出前講座の実施		
川越町	防災教室、防災講座の実施		
南伊勢町	持続的水災害教育の実施と伝承		

大規模氾濫減災協議会 令和3年度取り組み実績

【重点項目】持続的な水災害教育の実施と伝承

学校や地域等で防災出前講座や避難訓練を実施(令和3年度計77回)

令和3年度においては、10小学校にて防災教育の支援を実施。





小学校での防災講話の様子



放課後等デイサービスでの 防災講話の様子



小学校でのリモート形式を用いた 防災講話の様子







自治会や企業での防災講話や避難訓練の様子

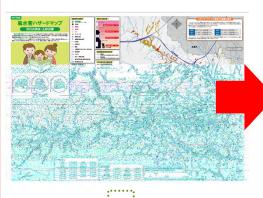
亀山市

令和3年度 大規模氾濫減災協議会の取り組み

【水害リスク情報の空白域の解消】

令和2年度に作成したハザードマップの啓発に努めました。宅地開発等に対し個別に相談対応しています。

風水害ハザードマップ作成



<u>宅地開発等の</u> 個別対応



検討事項



○検討項目

令和3年度に三重県が 浸水想定区域を追加し たことにより、ハザード マップの修正を検討し ています。

【持続的な水災害教育の実施と伝承】

・「わたしの防災マップ」による啓発伝承などの防災に関する出前講座を行いました。小学校での防災教育等を5回行うことで、持続的な水災害に対する意識付けを行いました。







【目標(コンセプト)】

台風や豪雨災害から身を守るため、ハザードマップの周知徹底や小学生を対象とした防災教室、高齢者を対象とした防災講座を開催することにより、水害を知ってもらうとともに、要配慮である子どもや高齢者の防災意識を高めることで受講者やその家庭における防災力のブラッシュアップを図る。

【防災教室】

指定緊急避難場所などの見学をとおして、 想定される災害を知ってもらうとともに施設 の役割の学んだり、備蓄品を実際に見たり、 質問したりすることで、災害を身近な問題とし て意識してもらう。

子どもの防災意識を高め、家庭内で保護 者と防災について話してもらうことで、家庭の 防災意識の向上と、防災対策の充実に繋が るようにする。



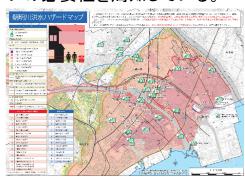
【防災講座】

高齢者を対象とした風水害に関する防災講座を開催し、風水害について過去の災害事例などを通じて、自分の命を守るために平時から備えるべきことを考え、実践してもらう。

また、ハザードマップの見方を説明し、自分はどのタイミングでどこに避難するかといったマイタイムラインの作成を促した。高齢者等避難に時間がかかる方の防災意識を高めることで、円滑な避難ができるようにする。

【ハザードマップの更新・周知】

平成29年度に更新したハザードマップを全戸配布し、転入者へも転入時に配布している。配布後も地区の防災訓練に活用するなど、ハザードマップの必要性を周知している。



対策名:持続的水災害教育の実施と伝承

【目的】

〇大規模な自然災害発生時に、自ら考え、行動できる人材を育む

- 自分の身は自分で守る力をつける
- ・防災・減災の知識を向上させ、地域のリーダーの育成を図る。

く実施内容>

- 〇南伊勢高校(南勢校舎)防災特別授業
- 自然災害のリスク(防災安全課)
- タウンウォッチング(災害ボランティアコーディネーター)
- 防災ゲームクロスロード(三重県教育委員会事務局)
- ゼロ次の備え、Myまっぷランの作成(防災安全課)
- 避難所での対応(船越区長)避難所運営ゲーム(三重大学_水木助教)
- ・災害から身を守る、地域を守る(三重大学 川口准教授)
- 防災研修(阿倍野防災センター;あべのタスカル)
- 〇インターンシップ事業(南伊勢高校生_防災安全課)
- 〇子育て支援センター・子育てサロンでの防災講話(防災安全課)
- ○教頭会(町内小中学校教頭、南伊勢町教育委員会、防災安全課)

三重大学、三重県、災害ボランティアコーディネーターとの連携



地元区長、防災安全課による授業







③要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

機関名	概 要		
鈴鹿市	要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施		
朝日町	高齢者の避難行動への理解促進(避難行動要支援者の個別避難計画作成		
多気町	要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施		
明和町	水防法・土砂法に基づく要配慮者施設の指定の追加		
三重県防災砂防課	市町担当者向け勉強会を実施		

大規模氾濫減災協議会 令和3年度取り組み実績

【重点項目】実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施

避難確保計画の作成推進

R3年度に避難確保計画が未作成の施設に対して訪問を行い、避難確保計画の作成を促した。

その結果、未作成であったすべての施設から避難確保計画の作成・提出があり、避難確保計画作成率100%を達成。

水防法に基づく要配慮者利用施設 避難確保計画

A50 4 F B # #

河川浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある 要配慮者利用施設の全74施設が避難確保計画を作成 令和4年3月1日 要配慮者利用施設における一斉避難訓練

河川浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある 要配慮者利用施設において,市が支援する一斉避難 訓練の実施。





保育園での避難訓練の様子



病院での避難訓練の様子



障害者支援施設での避難訓練の様子

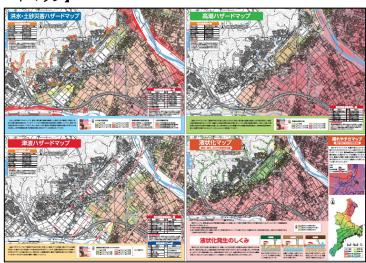
【水害リスク情報の空白域の解消(高潮ハザードマップ作成】

- ・朝日町ハザードマップ防災に想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の浸水想定区域を掲載した高潮ハザードマップを追加。
- ・各種別ハザードと見比べることができるよう一面にマップを集約。

【旧ハザードマップ】



【新ハザードマップ】



【高齢者の避難行動への理解促進(避難行動要支援者の個別避難計画作成】

- ・令和3年度においては、2地区(小向地区・縄生地区)の班長会にて制度、計画作成に関する説明会を実施。
- •各班で要支援者に対する援助者を選定依頼。

【説明会の様子】





【計画作成までの流れ】

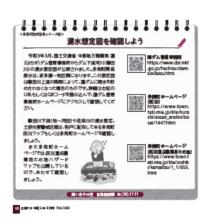
【班毎に要支援者宅地図作成】



防災重点農業用ため池の見直しを実施した。これに関連して町総合防災訓練の会場に「ため池ハザードマップ」を掲示し、ため池による水害リスクについて啓発を行った。 また、広報誌に浸水想定図に関する記事を掲載した。







町総合防災訓練での啓発の様子

浸水想定図に関する記事

【多気町】 ③重点項目 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進 と避難訓練の実施

保育園などの要配慮者利用施設が作成した避難確保計画が、実効性を確保できるようにアドバイスなどを行った。

また、避難確保計画に基づいた避難訓練への支援を行った。



保育園の避難訓練の様子

重点項目に係る明和町における取組

◎水防法・土砂法に基づく要配慮者施設の指定について

R2年度まで → 櫛田川周辺の施設

R3年度 ⇒ 上記に**大堀川・笹笛川周辺の施設**を追加

※R4年度中に新たに追加となった施設へ「避難確保計画」 の作成を依頼し、支援予定。 重点項目(実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施)

■ 市町担当者向け勉強会を実施





市町担当者と県担当者により、市町が作成する土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップの作成や、避難確保計画の策定に対する要配慮者利用施設への対応等、意見交換を行いながら、自助、共助につながる取組を強力に支援

市町の開催する要配慮者利用施設の管理者を対象に土砂災害防止法、水防法に基づく避難確保計画作成支援講習会に参加し連携することで、避難確保計画の重要性や、避難確保計画作成の手引きのポイントを説明するなどの支援

4優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水 安全を向上させるためのハード対策

機関名		概	要
玉城町	準用河川外城田川の整備		
大紀町	河道掘削、渓流流倒木撤去の実施		
鈴鹿建設事務所	河道拡幅、堆積土砂撤去、砂防堰堤の整備		
四日市建設事務所	堤防整備等ハード対策の実施		

取組③ 準用河川外城田川の整備 [R元年度~]

〇外城田川流域治水整備計画

平成29年の台風21号洪水における床上浸水の減少を目標に、外城田川の整備計画を作成した。

当面の対応策

- 市街地の溢水発生個所の流下能力の向上(河道掘削)
- ・ 洪水の逆流対策等の実施 (フラップゲートなど)
- ・パラペット等による堤防の嵩上
- ソフト対策 (避難計画の作成、水位計の活用、ため池の事前放流など)

○緊急自然災害防止事業債の活用

整備計画に基づく河道掘削、護岸補強(R元年度・2年度)

取組③ 準用河川外城田川の整備

河道掘削





【大内山川:河道掘削】

- ・河川整備計画目標流量を安全に流下させるために、河道掘削を行い水位低下を図る。
- ・R3年度には、町内3か所において約2万m3の掘削工事を実施しました。

施工前



施工後



【渓流流倒木撤去】

・令和3年度に、大紀町内5ヶ所において実施。

施工前

施工後





【椋川:河道拡幅 堆積土砂撤去】

椋川は、近年において昭和49年及び平成7年に洪水被害が生じていることから、河川整備計画に基づく河道拡幅並びに護岸整備を行っている。

また、堆積土砂により低下している河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去を行っている。







【市ノ谷川:砂防堰堤の整備】

市ノ谷川は、鈴鹿山脈の南端で新名神高速道路を横断する流域 0.62km2の渓流である。

渓流内には大量の不安定土砂が堆積しているため、今後の集中豪雨により、土石流の発生するおそれがあることから、砂防堰堤及び 渓流保全工の整備を行い、地域の安心安全を確保する。





四日市建設事務所

堤防整備等ハード対策の実施

河川整備計画規模の洪水に対する計画的な治水対策として、二級河川三滝川や二級河川朝明川において堤防嵩上げ等を実施。 危機管理型ハード対策として、二級河川朝明川において堤防表法余裕高部分の張りコンクリート等を実施。









5防災気象情報の改善

機関名	概 要
津地方気象台	顕著な大雨に関する気象情報の提供 1日先の「危険度分布」の提供 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて

令和3年度の取組状況

- 2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 (2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項 ・防災気象情報の改善
- 5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組 ・土砂災害に対する警戒避難体制の整備

【顕著な大雨に関する気象情報の提供】

- ・大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の 降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を 「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。
- ・この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表します。

線状降水帯に関する情報を補足する図情報の イメージ



「雨雲の動き」(高解像度 降水ナウキャスト)の例

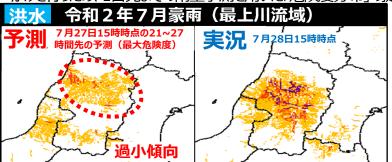
線状降水帯に関する情報のイメージ

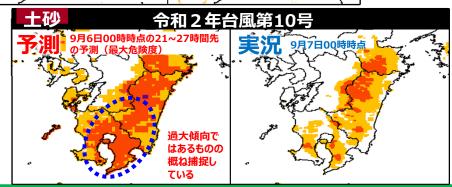
顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

○○地方、○○地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。 命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

【1日先の「危険度分布」の提供】

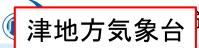
台風による説明会等に限り、より長時間のリードタイムを確保した警戒の呼び かけを行うため、1日先までの雨量予測を用いた「危険度分布」の提供を開始。





対策メニュー	【主体】	短期	中・長期
■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策		! !	
最新の水害資料による大雨警報(浸水害)・洪水警報等の基準変更	【国】	実施済	
顕著な大雨に関する気象情報の提供	【国】	実施済	
1 日先の「危険度分布」の提供	【国】	実施済	
		! !	
気象に関する予測精度の向上	【国】		\longrightarrow
自治体が作成するタイムラインの見直しへの助言	【国】		\longrightarrow
住民の水害リスクに対する理解・促進への取り組み	【国】		
防災気象情報(キキクル等)の利活用の促進	【国】	i i	30

土砂災害に対する警戒避難体制の整備



【引き続き実施】

土砂災害警戒情報を発表する (毎年実施)

- ➤ 気象庁HP掲載の土砂キキクルにより、土砂災害の危険度の提供 (毎年実施)
- ▶ 市の防災担当者へホットライン (毎年実施)

【令和3年度】

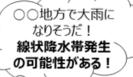
▶ 大雨特別警報(土砂災害)、大雨警報(土砂災害)・注意報の新基準の運用開始

線状降水帯による大雨の 半日程度前からの呼びかけ

令和4年5月24日 津地方気象台

線状降水帯による大雨の可能性を半日前からお伝えします

令和4年 6月1日~



線状降水帯が発生する 可能性があり、局地的に 大雨となるおそれ!

報道機関・ 気象キャスター



今夜は災害の発生 するような大雨に、 なるかもしれない。

> 今夜は急に避難が 必要になるかもし、 れない。





気象情報

令和4(2022)年~

広域で半日前

から予測

「○○地方では、線状降水帯が発生して 大雨災害発生の危険度が急激に高まる 可能性があります。」

「線状降水帯が発生した場合は、局地的にさらに雨量が増えるおそれがあります。」



地方公共団体

・関係機関

今夜は災害の発生するような大雨になるかもしれない。

- ✓ 避難所の開設の手順・役割を確認しておこう
- ✓ 水防体制の確認をしておこう

情報の改善

令和3(2021)年

線状降水帯の発生を お知らせする情報 (6/17提供開始)



線状降水帯の雨域 を楕円で表示

明るいうちから早めの避難」・・・ 段階的に<u>対象地域を狭めていく</u>

令和 6 (2024)年~ (1年前倒し)

<u>県単位で半日前</u> から予測 令和11(2029)年〜 (1年前倒し)

市町村単位で危険度の把握が 可能な危険度分布形式の情 報を半日前から提供

令和5(2023)年~ (新たな取組み)

> 直前に予測 (30分前を目標)

令和8(2026)年~ (新たな取組み)

さらに前から予測 (2~3時間前を目標) ・線状降水帯の雨域を表示

「迫りくる危険から直ちに避難」・・・段階的に予測時間を延ばしていく

※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

線状降水帯による大雨の可能性を半日前からお伝えします

- ▶ 令和4年6月1日から、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高い場合に、「気象情報」において、半日程度前から地方予報区単位で呼びかけ、情報の充実をはかります。(地方予報区:全国を11ブロックに分けた地域)
 - ※ 警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表します。

大雨に関する〇〇地方気象情報 第〇号 〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 〇〇気象台発表
<見出し> ○○地方では、○日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。
<本文> ··· (中略) ···
 [量的予想] 〈雨の予想> ○日○時から○日○時までに予想される24時間降雨量は、いずれも多い所で、○○県 ○□県 ○□県 ○□県 ○□県 ○□県 ○三リ ○□県 ○□県 ○三リ ○□県 ○三リ ○□県 ○三リ ○□県 ○三リ ○見込みです。
線状降水帯が発生した場合は、局地的にさらに雨量が増えるおそれがあります。
… (中略) …

次の「大雨に関する〇〇地方気象情報」は、〇日〇時頃に発表する予定です。

「補足事項〕

今後発表する防災気象情報に留意してください。

大雨が予想される際に発表される気象情報に、線状降水帯発生の可能性について言及する

- ※ 原則、「〇〇地方」と記載します。 (全般・地方・府県)
- ※ 全般気象情報は、「大雨に関する全般気象情報」のほか、 「台風第〇号に関する情報」というタイトルで発表されることも あります。
- ※ 05, 11, 17時頃以外は、見出しのみの発表とすることがあります。

大雨に関する〇〇地方気象情報 第〇号 〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 〇〇気象台発表

<見出し>

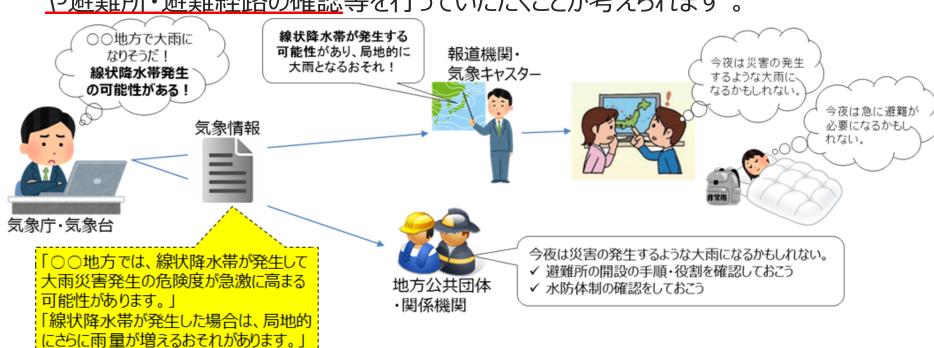
○○地方では、○日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性があります。

<本文> ね,

予想雨量と併せ、線状降水帯が発生 した場合にはさらに状況が悪くなる可能 性があることを伝える

線状降水帯による大雨の可能性が発表されたとき

- ≫ 線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、 心構えを一段高めていただくことを目的としています。この呼びかけだけで避難を促す わけではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせてご活用ください。
- ▶ 市町村の防災担当の皆さまには、<u>避難所開設の手順や水防体制の確認</u>等、 災害に備えていただくことが考えられます。
- ▶ 住民の方々には、大雨災害に対する危機感を早めにもっていただき、ハザードマップ や避難所・避難経路の確認等を行っていただくことが考えられます。



線状降水帯による大雨の可能性を伝えるタイミング

- ◆ 線状降水帯が発生する可能性がある時間帯の<u>概ね半日前から6時間前まで</u>は、気象情報において、<u>線状降水帯というキーワード</u>を使って呼びかけます。
- ◆ 線状降水帯が発生する可能性がある時間帯まで<u>概ね6時間未満</u>となった場合は、 もはや心構えを一段高める段階ではなく、具体の避難行動が必要です。 そのため、線状降水帯の発生の可能性に特化するのではなく、より具体に大雨 の状況を解説し、大雨警報やキキクル等、様々な情報の活用を呼びかけます。
- ◆ 同じ地域で線状降水帯が繰り返し発生するような場合、最初に 「顕著な大雨に関する気象情報」が発表された後は、一連の事象が終わるまで、 発生の可能性ではなく、線状降水帯というキーワードを用いて発生後の 呼びかけを行います。

気象庁HPの楕円表示が継続している場合の解説例

○○地方では、線状降水帯による非常に激しい雨(猛烈な雨)が続いています。引き続き、土砂災害、河川の氾濫に厳重に警戒してください。

気象庁HPの楕円表示は継続していないが、 降水が再度組織化し非常に激しい雨(や猛烈な雨)の降る可能性があると判断する場合の解説例

○○地方を中心に、線状降水帯による非常に激しい雨(猛烈な雨)の降りやすい状況が続いています。これまでの大雨により地盤が緩んでいる所 (や洪水の危険度が高まっている河川)があり、引き続き、土砂災害(や河川の氾濫)に厳重な警戒が必要です。

⑥円滑かつ迅速な避難に資するための 防災行政無線の補強などのハード整備

機関名	概 要
大台町	防災・行政情報配信システム整備事業 災害からライフラインを守る事前伐採事業
玉城町	防災行政無線の更新
度合町	防災行政無線デジタル化整備

【被害の軽減、早期復旧・復興のための対策】

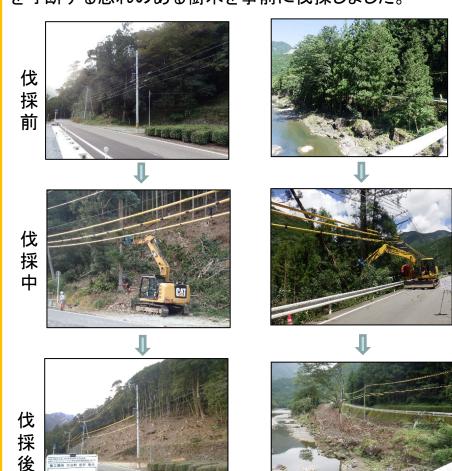
▶ 防災・行政情報配信システム整備事業

行政からの情報を個人のスマートフォンなどに配信するシステム(スマホアプリ)を整備しました。



▶ 災害からライフラインを守る事前伐採事業

台風などの倒木が原因の電線寸断による長期の停電を防ぐため、三重県及び中部電力パワーグリッドと連携し、電線を寸断する恐れのある樹木を事前に伐採しました。



取組② 防災行政無線の更新 【デジタル化】 [R元年度~]

老朽化した親局・子局、個別受信機、の更新

更新期間 令和元年度から令和3年度

概算事業費 約3億5千万円

事業内容 親局 1局 子局 7局

個別受信機 4,800台(全戸無償配布)



円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の整備 (防災行政無線デジタル化整備)

防災行政無線デジタル化整備完了。機器の更新、高規格スピーカー・ 地区遠隔制御装置の導入などにより、避難体制を強化。



- ○無線放送のワンオペレーション操作で、多様なメディアに同時配信。伝達漏れの最小化、 難聴地域対策、聞き逃し防止
- 〇避難所等公共施設、高齢者施設、 危険地域内の住宅に戸別受信機を設置

⑦住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防災講座を実施

機関名	概 要
四日市市	防災マップ説明会等
伊勢市	防災マネージャーおよび防災アドバイザーによる防災講習の実施
玉城町	地域への防災講話等の実施
三重県防災砂防課	土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練の実施

水防法改正に伴う防災マップ改正ワークショップ 概要 1/2

朝明川(6地区)

矢知•下野•保々

富洲原·富田·八郷·大

鈴鹿川・内部川

楠·塩浜·内部· 河原田·日永

四日市市

住民ワークショップの実施概要

平成30年度は鈴鹿川水系(鈴鹿川・内部川)、令和元年度は朝明川水系、令和2年度は三滝川・海蔵川水系、令和3年度は天白川・鹿化川水系および内部川(上流部)・鎌谷川・足見川の対象地域で住民ワークショップにより、防災マップ(洪水ハザードマップ)の作成、検討を実施した。

保々

神前

内部

川島

小山田

程不

八郷

海蔵羽海

- ◆ 住民ワークショップは各地区にて3回実施
- ◆ 地区防災組織を中心とし、多様な主体の参画を募る

【対象河川と浸水の影響のある地区】

三滝川·海蔵川(10地区)

中部(中央・共同・同和・浜田・港)・橋北・羽津・常磐・海蔵・三重・神前・川島・県・桜

天白川・鹿化川(8地区)

四郷(※常磐、日永、塩浜、中部、川島、小山田、河原田)

内部川·鎌谷川·足見川(4地区)

小山田、水沢(※内部、桜)

(※:浸水の影響はあるが、過年度ワークショップ実施済みの地区)

水沢

令和3年度ワークショップの概要

実施回	開催日程	会場	内容
第1回	令和3年 11月29日 ~12月18日	各地区市民センター	 ワークショップ 趣旨説明 逃げどきマップ(素案) 気づきマップ(素案) テーブル意見交換・発表 た険箇所等の情報聴取
第2回	令和4年 2月19日 ~3月5日	各地区市民センター	 ワークショップ 第1回を受けた修正点の説明 逃げどきマップ(修正案) テーブル意見交換・発表 防災カルテ(案)の意見聴取 地区内の危険箇所等の掲載内容の確認
第3回	令和4年 3月13日	四日市市 総合会館 (オンライン 配信)	 講演(講師:東京大学 片田敏孝特任教授) 各地区で行われたワークショップのまとめおよび報告 逃げどきマップ、気づきマップの提示



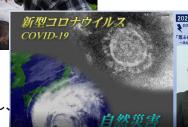
平成30年度 鈴鹿川水系(鈴鹿川・内部川) のワークショップの様子



令和元年度 朝明川水系のワークショップの様子



成果報告会は オンラインで実施し、 Youtube配信





ワークショップは感染 症対策の上で実施

令和2年度 三滝川・海蔵川水系のワークショップの様子

四日市市洪水ハザードマップ(鈴鹿川水系)

- 単なるハザードマップという位置づけだけでなく、"自立ある防災"を地域で進められるような"リスクコミュニケーションツール"として位置づけ。
- 四日市市民が、「ハザードマップ」を**"主体的に活用"**することで、"災害に向き合う姿勢"がこの地に暮らす上での**"あたりまえ(住まう作法)"**として根づいた地域づくりを目指す。



四日市市防災カルテ

今後の地域での"みんなで逃げる ・みんなで備える(地区防災計画 の作成)"取組みのために、地区 ごとの災害特性を分析し、各地区 に応じた防災上、注意すべき事項 等をまとめた防災カルテを作成





ワークショップで 聴き取った、災や に関する記録や 過去の災害発生 箇所、避難の 危険な箇所、地 危険したい知識や 知恵等を地図に 落とし込み掲載 〇防災マネージャーおよび防災アドバイザーによる防災講習の実施

▶ まちづくり協議会の防災講習会を実施







取組① 地域への防災講話等の実施

町防災技術指導員による講話





重点項目(実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練 の実施)

■ 土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施

県政だより「6月号」による広報活動



6月は土砂災害防止月間です

~みんなで防ごう土砂災害~

土砂災害から身を守るために、避難先、避難経路を確認しましょう。

問 県土整備部 防災砂防課

三重県 土砂災害 〇検素

☎059·224·2697 № 059·224·2684



避難所受付



自宅訪問による安否確認



避難所参集



避難所内間仕切り設営

県内各地の自治会単位等で、防災意識と地域防災力の向上を図るため、土砂災害に関する情報の伝達 や住民避難の訓練を実施しました。

⑧水位、雨量情報のさらなる周知

機関名	概 要
伊勢市	定点カメラの設置
玉城町	危機管理型水位計 設置 河川監視カメラのライブ映像 配信 雨量観測装置 設置
度合町	監視カメラ設置・画像配信
菰野町	流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供
三重県防災砂防課	三重県土砂災害情報提供システムによる土砂災害警戒区域等の表示 土砂災害警戒情報の発表 三重県土砂災害情報提供システムにより危険度を発信





取組① 住民の避難対策

〇ハザードマップの周知 [R元年度改訂]

地域への防災講話等の実施

総合防災マップ・外城田川治水整備計画説明会

〇避難確保計画の策定

浸水区域内の15施設へ要請・策定支援 (令和2年度から)

○住民への情報提供

危機管理型水位計 (1河川) 3箇所

河川監視カメラのライブ映像配信(2河川) 3箇所

雨量観測装置 1箇所

度会町



★ 度会町

流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 (監視カメラ設置・画像配信)

監視カメラを増設し、河川の増水、道路の現況確認が可能。町 HPで画像をライブ配信。

【監視カメラ設置箇所 計4箇所】

- ○橋梁及びその周辺
- 〇浸水実績区域
- ○事前雨量規制(通行止め)区間
- 既 設 県道度会玉城線内城田大橋
- 新 設 主要地方道伊勢大宮線立岡地内 町道学校上久具線久具都比売橋 主要地方道伊勢南島線川口地内

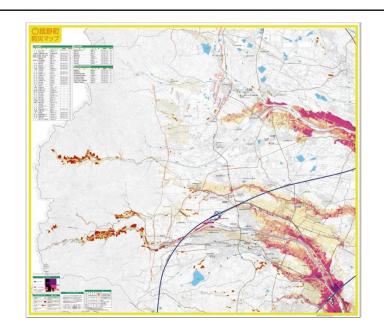


浸水実績のある県道等を望む配信画像

水害リスク情報の空白域の 解消

【概要】

転入者が菰野町の災害リスクを 把握できるようハザードマップの 配付を継続して行っています。



流域の水災害の早期把握に 資する防災情報の提供

【概要】

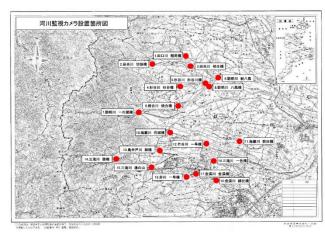
令和2年度に河川カメラを設置、 令和3年度からその映像を公開して おり、河川の水位状況を住民が見る ことができます。



監視カメラの設置状況。



配信画像(テレビ)

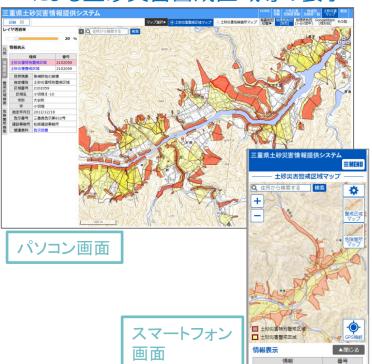


大規模氾濫減災協議会のR3年度 取組報告について

三重県防災砂防課

重点項目(実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施)

- リスク情報をより分かりやすく伝えることで地域住民の理解を深めるとともに、自助・共助を強力に支援することで、地域全体の防災力を向上
- ■三重県土砂災害情報提供システム による土砂災害警戒区域等の表示



指定完了箇所について「三重県土砂災害情報提供システム」での情報発信により土砂災害に対する認知度を向上

■土砂災害警戒情報の発表



土砂災害警戒情報画面

三重県と津地方気象台は、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表します。

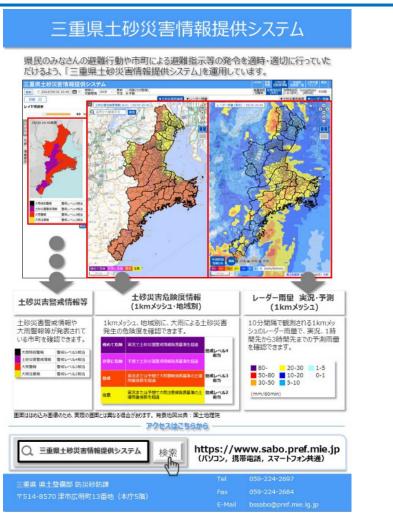
大規模氾濫減災協議会のR3年度 取組報告について

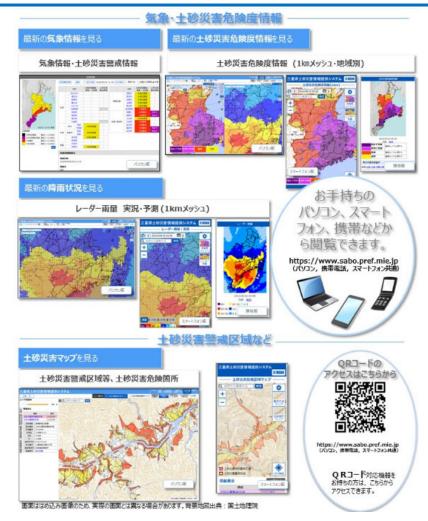
三重県防災砂防課

重点項目(実効性のあるよう配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施)

■ 三重県土砂災害情報提供システムにより危険度を発信

県民のみなさんの避難行動や市町による避難指示等の発令を適時・適切に行っていただけるよう、「三重県土砂災害情報提供システム」を運用しています。





令和4年度 鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川外 大規模氾濫減災協議会(合同協議会) 資料3-1

水防関係に係る話題提供・情報共有

令和4年6月7日

鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川外 大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

- 水防活動の見える化
- まるごとまちごとハザードマップの高度化の取組
- 国管理河川における指定河川洪水予報の氾濫危険情報の運用改善について
- リードタイムの再検討について

水防活動の見える化

水防活動の報告について

出水期を迎え、水防活動が実施された際の報告につきましては、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、適切な報告をお願いします。

- ➤ 国民の水防への理解と協力を得るため、水防活動の内容をわかりやすく、対外的にPRできるよう、「水防計画作成の手引き」の資料14-2水防活動報告書様式を参考に、速やかな報告をお願いします。
- ▶ 水防活動が実施された場合や報告を受けた場合には、ホームページへの掲載や広報誌掲載等の積極的な取り組みをお願いします。
- ➤ 国土交通本省では、ホームページにおいて、水防活動の報告を掲載しています。 http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/

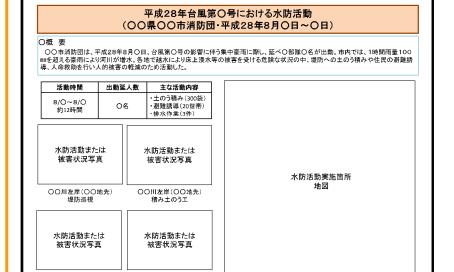
【水防計画作成の手引き(都道府県版)】(抜粋)

14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況 を資料14-1、14-2に示す様式により、水防活動実施後 〇日以内に土木事務所長を経由するなどして水防本 部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理 者からの報告について国(〇〇地方整備局)に報告す るものとする。

<解説>(抜粋)

〇日以内については3日程度とすることが望ましい。



〇〇地区の浸水被害

資料14-2 水防活動報告書様式(例)

〇〇川右岸(〇〇地先)

まるごとまちごとハザードマップの 高度化の取組

まるごとまちごとハザードマップの高度化 の考え方(1/2)

■ まるごとまちごと八ザードマップの高度化の考え方(1/2)

- 設置箇所においては、自治会総会の際の説明から始まり、関係機関と各自治会によるまち歩きや 検討会を実施した上で、自治会にて設置箇所の詳細を決定し、工事の際には周知のためのチラシ を配布するなど、地元協力のもと、事業を実施しました。
- ●設置箇所は、子供達が把握できる場所、多くの市民が目に付く場所という観点から、小学生の 通学路と人通りの多い国道沿いを主として展開しました。

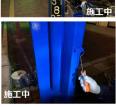
■ 設置位置図(木津川市八ザードマップとの関係)



■ 照明柱(人通りや交通量の多い箇所に設置)











まるごとまちごとハザードマップの高度化 の考え方(2/2)

■ まるごとまちごとハザードマップの高度化の考え方(2/2)

- ●電柱には、想定浸水位だけでなく、近年の実績浸水深と二次元バーコードを記載し、照明柱及び 歩道橋には想定浸水深を表示し、それぞれが並んで見えて繋がるように配置しました。
- ●今後、高度化したまるまちHMを用い、二次元バーコードを活用した避難訓練と防災マップ作成を予定しています。

■ 設置位置図(通学路、人通りや交通量が多い道路との関係)



■ 電 柱(連続的に見えるように設置)







■ 歩道橋、小学校正門前(通学路に設置)







まるごとまちごとハザードマップの高度化の取組

■まるごとまちごとハザードマップの高度化とは

まるごとまちごとハザードマップ(以後、「まるまちHM」と言う)は、地域の浸水リスクの 把握や防災意識向上を目的とし、生活空間である"まちなか"に浸水高さを示した表示板を設置 する取組です。

まるまちHMの高度化とは、これまでのまるまちHMに比べてさらに分かりやすく、<u>実際の浸水深が一目でわかる</u>ように工夫することで、設置後も浸水リスクをより多くの住民に理解してもらうとともに、<u>二次元バーコード</u>により自治体の防災情報サイトに接続が可能とすることにより、まるまちHMを「高度化」した試行取組です。

■ まるごとまちごとハザードマップの取組

標準的なまるごとまちごとハザードマップ



高度化したまるごとまちごとハザードマップ



■ 二次元バーコードによる防災情報の取得



まるごとまちごとハザードマップの高度化 の実施例

通学路沿いの設置例







連続して見える例

浸水実績表示のある例

歩道橋の設置例

■人通り・交通量の多い道路沿いの電柱や照明柱への設置例







バス停横の設置例

国管理河川における指定河川洪水予報の氾濫危険情報の運用改善について

現在

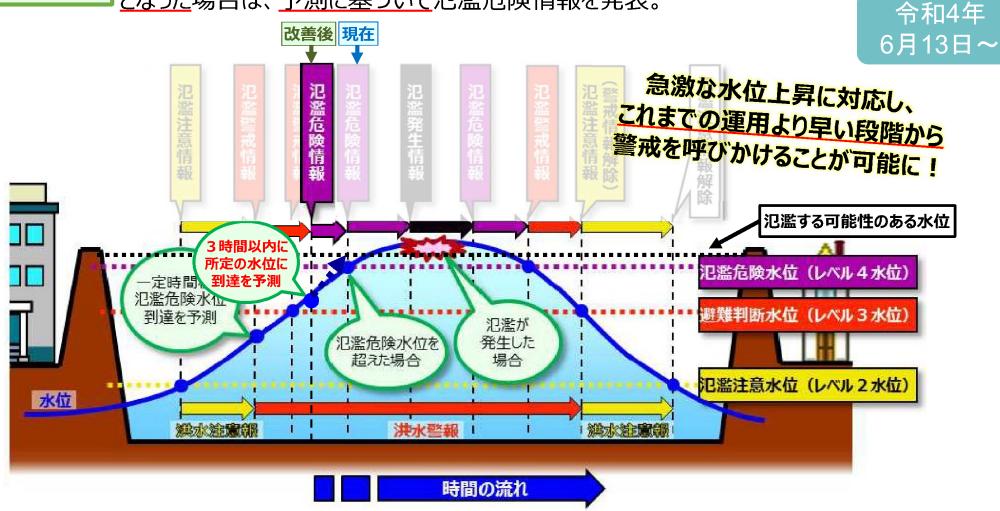
実況水位が氾濫危険水位に到達した場合に、氾濫危険情報を発表。

※ 氾濫危険情報:警戒レベル4相当、避難指示の目安

従来の運用に加えて

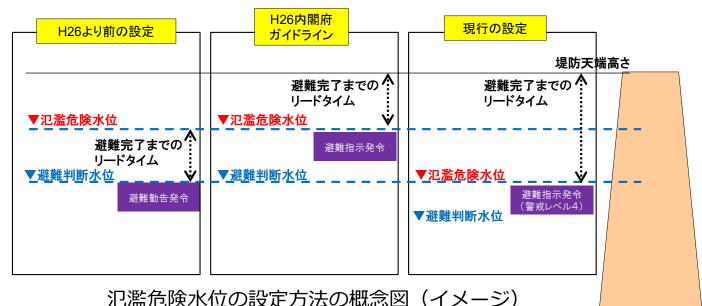
改善後

水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通し となった場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表。



リードタイムの再検討について

- ■避難指示(警戒レベル4)に対応する水位である「氾濫危険水位」は、全国的には、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府平成26年9月)および、それに準じた「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」(原則、堤防天端で越水する時点を避難完了とし、氾濫危険水位が避難指示に対応するという考え方)に沿って設定することとなっている。
- ■一方、三重四川の観測所の多くでは、河道の整備状況や水位情報の浸透状況等を勘案し、平成26年以前に設定された<u>避難判断水位の値(=避難指示(当時は避難勧告)に対応していた値)を、「氾濫危</u>険水位」と読み替えて運用してきた経緯がある。
- ■今般、近年の避難情報等を踏まえ、現状の各河川の整備状況・流下能力等の変化を考慮し、リードタイムの再検討を行う。



見直し検討方針

- ■近年の河道の流下能力・評価高(危険箇所設定条件)の変化状況の確認
- ■現行値設定時の流下能力・評価高と 現状の違いの確認
- ■上位を踏まえた、リードタイムの見直しの 必要性と、見直し案の整理
- ■見直し案についての各自治体への意見照会

<鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針>

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

令和4年度 鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川 外大規模氾濫減災協議会(合同協議会) 参考資料1-1

<凡例> 取組対象外機関

鈴鹿川外河川の減災に係る取組 (R3.12.14)	1方針				各関係機関の取組内容																
主な取組項目		取組		国	気象庁				三重	県						ī	5町			鉄道会社	
工。水利亚米日	時期	機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課港湾・	・海岸課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地域防災 総合事務所	鈴鹿地域防災 総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菰野町	朝日町	川越町	近畿日本鉄道 株式会社	四日市あすなろ 鉄道株式会社
恵な避難と被害の最小化に向けた地域住民の		のためのI	取り組み																		
1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区 域図を策定・公表し、市町に説明を実施		T C	R3までの 取組内容				R3年度までに県内の未 作成の県管理可川全て の洪水浸水想定区域図 を作成。		0	R3年度に管内で未作成 の県管理河川すべての 浸水想定区域図を作 成。	水位周知河川(現 切別、中/川、核川)、水 位無切河川以外10河川 (金屋川、ボル金沢 川、田古知川、安楽川 、周川、田古知川、安楽川 、明、昭川、安東川 、東州、安川、東州 、東州、東州について和年 度までに洪水浸水想定。 上部以外・管理河川全 成の保管理河川全位域 が、大阪大都、大阪大阪・大阪大阪・大阪大阪・大阪大阪・大阪大阪・大阪大阪・大阪大阪	_									
			R4以降の 取組予定				R4年度7月までに県管 理河川全ての洪水浸水 想定区域図を公表予 定。		ži.	可川すべての浸水想定	作成。 R4年度に県管理河川全 ての洪水浸水想定区域 図を公表予定。	_									
・想定最大規模の高潮における高潮浸水想定	? R4年度	3	R3までの 取組内容				_	高潮浸水想 公表。	限定区域図を	_	_	_									
区域を指定	末		R4以降の 取組予定				_	R4年度末に	に指定。	_	_	_									
・水害リスク情報の空白域の解消(洪水・内	리송설속	_	R3までの 取組内容				_			_	_	_		令和2年度にため池ハ ザードマップ作成。(令 和3~4年度に配布)	ハザードマップ等で周知。	風水害、ため池ハザートマップの策定し、HPや広報誌等で周知を行った。		高潮ハザードマップを 成し、町民に全戸配布 (R4.3.30)	作 洪水ハザードマップを更新し、町民に全戸配布 (H30.2)転入者へ、転入時に配布。		
・水舎リスグ情報の空日攻の廃消(浜水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む)	実施	1、市町	R4以降の 取組予定				_			-	_	_		令和4年度に統合版ハ ザードマップを作成予 定。	継続して実施。	普及啓発を継続して実 施。		継続して周知活用。	R4に洪水ハサードマップを更新し、町民に全戸配布等定。 令和5年度に高潮ハザードマップを策定予定。		
・浸水検討や浸水実績などの資料を市に提供 し、避難等を的確に行えるよう支援	: 随時 リ	Į	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定				-		8 11 23	めの検討業務や過去の 調査において収集した 浸水実績などの資料を	洪水浸水想定区域図作 成のための業務におい て収集した資料を提供。 河川整備計画策定のた めの検討業務や過去の 調査において収集した 浸水実績などの資料を	_									
・水害危険性の確認(浸水状況等の確認等)	引き続き実施	ł	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定				_		f	市町に提供する。 <u></u> —	市町に提供する。 洪水浸水想定区域図作成のための業務において浸水状況を確認。 洪水浸水想定区域図作成のための業務において浸水状況を確認いて浸水状況を確認いて浸水状況を確認。	_									県、市のハザー 活用し確認。 一
・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレー ション(浸水ナビ)の公表	引き続き 実施	ł	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定				R3年6月までに洪水浸水を型を作成、水葱定区域図を作成、公表した河川こついて、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表。 引き続き、洪水浸水葱定区域図を作成、公表した河川について、氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表できるよう国土地理院に顕整する。			_	-	-		-							
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区 域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周 知	引き続き 実施	5町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定											平成30年度に鈴鹿川水 系、令和元年度に朝明 川水系、令和2年度に頼 蔵川・三海川水系、令和3年度に天白川・鹿化 川・その他エリアで作 成。(翌年度配布) 令和4年度に統合版/ ザードマップを作成み	H30年度実施。	風水害ハザードマップ策 定(令和2年度)・周知。 ため池ハザードマップ策 定(令和2年度)・周知。 普及啓発を継続して実 施	: R2年度に作成済。	(130.03.01)	要 洪水ハザードマップを更 新し、町民に全戸配布 「H30.2)転入者へ転入時 配付。 避難情報等の改正を受 け、令和4年度に洪水ハ ザードマップを更新し		県、市のハザー 活用し周知。
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な洗水に関する避難訓練の実施	1 引き続き 点	5.BT	R3までの 取組内容											定。 ロールプレイング形式の 図上訓練や本部員会議 運用訓練を実施。	未実施。	指定避難所を対象に住 民主体の総合防災訓練 を実施。 地区の防災訓練を支		_	町民に全戸配布予定。		
はボバに関する妊難訓練の表施	夫肔 "	-	R4以降の m知る字											継続して実施。	必要に応じ検討する。	援。 継続して実施。 災害対策本部の図上訓	必要に応じて検討する	. –	_		
・日党から水災室舎鎌の向上を回し 辺 本た			取組予定 R3までの											_	未実施。	練実施。	_	_	_		
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な 避難を実現するため、まるごとまちごとハザー ドマップを整備	引き続き実施	可	取組内容 R4以降の 取組予定											現在のところ整備予定なし。		現在のところ整備予定なし。			検討する。		
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学技等における水災害教育の実施と伝承、「水災党議社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	引き続き 3 実施 乗	E重河川国 道、県、市 丁				要請があれば、出前講座等を実施する。	_			_	_	防災教育を実施する市 町教育委員会からの要 望に基づき、助言、支 援。 「防災すごろく」などの貸 出。	「防災すごろく」などの貸出。	市内小中学校に家族防 災手帳を配布するととも に、防火防災教室により 水災害教育を実施。 出前講座や広報を して水害に関する情報を 発信している。	出前講座や広報誌を通 じて水害に関する情報: 発信している。	小学生3年生を想定した 「亀山市総合防災マップ)」 (わたしの防災マップ)」 を作成(令和2年度)、盾知。 小学校での防災講座の 実施。	水防災教育を実施する (継続して実施) 広報等に風水害に	学習計画に防災が組	・ 学校1年生・4年生、中学校1年生に防災ノート学校1年生に防災ノート学科年生に防災ノートの学4年生に防災が取り込まった。 一 当事れており、担任が防災 教室を実施している。		
			R4以降の 取組予定			継続して実施。	_			_	-	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。		
・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画 の作成と避難訓練を促進	引き続き	E重河川国 虹、県、市	R3までの 取組内容			避難計画の策定及び訓 練の実施を呼びかける。				-	_	訓練への参加要請があれば四日市地方部として参加。		計画が未作成、訓練が 未実施の施設に対して、 作成・実施を呼びかけ る。	要配慮者利用施設によける一斉避難訓練の実施。 避難確保計画作成率 100%達成。	要配慮者施設において 避難確保計画作成済。 各施設において訓練を 継続して実施している。	跗蜒計画の束正は対象	管理者・所有者に対し 避難確保計画の作成	の 要配慮者利用施設等の 避難確保計画は、全施 設作成し、提出済となっ た。計画に基づく避難訓 練の実施と報告を促す。		
マー・アクルー だに天正田川の茶で、「灰人医	大心 日	ī	R4以降の 取組予定			継続して実施。	_			_	_	継続して実施。		継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	訓練の実施を促す。		離続して避難確保計画。 計画に基づく避難訓練 の実施と報告を促す。		

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

	>
	取組対象外機関

	鈴鹿川外河川の減災に係る取 (R3.12.14)	双組方針											各関係機関の耳	文組内容								
	→ t√ thr 40 TE F1	目標	取組		国	気象庁				三重	!						ī	市町				道会社
斯項	主な取組項目	時期	機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地域防災総合事務所	鈴鹿地域防災 総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菰野町	朝日町	川越町	近畿日本鉄道 株式会社	四日市あすな
・住民 守る? 実施	民の防災意識と知識を高め、水害から身か 力を育むために、市民向けの防災講座	身を 引き続き 実施	県、市町	R3までの 取組内容				-			-	出前トークにより実施。	「みえ風水害の日」(9月 26日)に合わせた県民 への啓発活動の実施。	みえ風水害対策の日 (9/26)に合わせて街頭 啓発活動を行う。	四日市市防災大学等の 講座を開催し、啓発して いる。	地区に対して防災講話を実施。	出前講座を実施している。	水防災教育を実施する。	 埋縄地区(H30.09.15) 全町民向け(R1.09.01) 日本赤十字社(R2.1.20) 民生・児童委員 			
				R4以降の 取組予定				_			_	必要に応じ、出前トーク により実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	出前講座を積極的に実 施。	継続して実施。		
·SNS	S・広報紙等を活用した継続的な情報発	^{発信} 引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町、鉄道会	取組内容				県土整備部ツイッターに よる河川に関する情報 発信、県政だよりみえに よる河川に関する情報 発信を実施。			-	_	-		広報紙への記事掲載、 防災啓発チラシの配布、 地区防災組織連絡協議 会による活動報告「つな がる防災隊」の発行。	7月5日号の広報すずか にて風水害特集を掲 載。	広報誌等による防災意 識の向上のために情報 を発信している。	HP、広報で発信。	令和元年8月に防災アフリ朝日Sアラートをリリース。	出水期前に広報誌や ホームページ掲載による 情報発信の実施。		訓練・研究会で居
			12	R4以降の 取組予定				継続して実施。			-	SNS等により実施。	_		継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。		訓練・研究会で周
• 共助	助の仕組みの強化	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の				_			_	_	_		四日市市防災大学等の 講座を開催し、啓発して いる。		情地区防災計画の策定支援と促進。 援と促進。	_	防災訓練・講演会等を 開催。	自主防災組織連絡協議 会において防災講演会 の実施。		
			~	R4以降の 取組予定				-			_	-	_		継続して実施。	継続して実施。	地区の防災訓練を促 進。	-	継続して実施。	継続して実施。		
· 高虧 解促;	命者福祉部局と連携した避難行動への 進、マイタイムラインなどの個人防災計 成)理 引き続き 実施	三重河川国 道、県、市	R3までの 取組内容				_			_	_	「みえ風水害の日」(9月 26日)に合わせた県民 への啓発活動の実施。	訓練への参加要請があれば鈴鹿地方部として 参加。	遊離行動要支援者名簿 の作成・理解促進。	_	避難行動要支援者名簿の更新を継続。 「わたしの防災マップ」によるマイタイムラインの 作成・啓発。	_	避難行動要支援者宅に 訪問し、個別避難計画 作成を実施。	福祉担当課と避難港要 支援者に対する個別避 難計画の作成に向けて の検討会の実施。 避難港要支援者に対す		マニュアル策定法
の作り	成	7,16	町	R4以降の 取組予定				-			-	_	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	-	継続して実施。	検討中。	継続して実施。	温度を設定している。 る個別避難計画の作成 のモデル地区を設定し、 個別避難計画を作成す る。		_
	業等と連携した避難体制等の確保	引き続き	三重河川国道、県、市町	R3までの 取組内容				_			_	_	_		四日市市石油コンビ ナート・沿岸地域防災連 携会議の実施。	_	災害時応援協定による 災害時活動基盤の拡 充。	_	災害協定を締結し、一日 避難場所の確保に努め た。	_		規程、マニュアルみ。
- 正業	< 守C迷伤しに妊難14利寺の健保	実施	但、県、巾 町	R4以降の 取組予定				_			_	_	_		継続して実施。	必要に応じ検討する。	協定の充実等。	_	継続して実施。	_		_
≗げ遅れ4	ゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動	動のための取	り組み	9002770					I.	1		1	1	JI		1	1	1	-1			
(1)情報	報伝達、避難計画等に関する事項								T	T T		T	T	T		T	Т	T	_			
・避難見直し	機指示の発令等に着目したタイムライン し	ンの 必要に応 じて実施	三重河川国 道、県、市 町、津地方 気象台	取組内容	:	三重県水害対応タイム 5イン策定への助言・協 り。	県管理の水位周知河川 においてタイムライン及 びホットラインを構築し、 連用している。	-			朝明川ほか圏域内の5つの水位周知河川を対象に、平成29年6月1日からホットラインの連用を開始している。 を開始している。水位周知河川を対象に、市町等と連携に、水位周知河川を対象に、市町等をダイムラインを平成31年の出水期前に作成済み。	水害タイムライン作成済み。	2021.4.2に四日市地方 部タイムライン修正済 み。	H31から地方部タイムラインを運用、適宜修正を実施中。		令和元年度に作成、	続して実施) タイムライン(風水害)作 成済み。	成。	F 県タイムラインを参考に 町タイムラインを作成。	水害対応タイムラインを 作成。(H30.9.20)		マニュアル策定法
				R4以降の 取組予定	ŧ	継続して実施。	状況に応じて更新を行 う。	_			_	水害タイムライン作成済 み。	-	継続して実施。	必要に応じ見直しを検討 する。	が要に応じ見直しを検討 する。	必要に応じ見直しを行 う。	必要に応じ見直しを検診 する。	対職員に共有する。	必要に応じ見直しを行う。		_
.51	プレライン 大勢 キラも 水室 計序 チェックリ	17 213443	二番河川国	R3までの 取組内容											-	-	タイムライン(風水害)作 成済み。	タイムラインに準ずる。	町タイムラインにチェック欄有。	検討中。		マニュアル策定
トの作	'ムラインを踏まえた水害対応チェックリ 作成	実施	道、市町	R4以降の 取組予定											検討する。	検討する。	継続して実施、必要に成 じて修正を予定。	必要に応じ見直しを検討 する。	対職員に共有する。	検討中。		_
				R3までの											_	鈴鹿市避難情報等の判 断・伝達マニュアルの改			法改正に伴い発令基準	避難情報発令判断・伝 達マニュアルの改訂を		
・想定 た避動	定最大規模の洪水浸水想定区域を踏ま 難指示等の発令基準の見直し	まえ 必要に応 じて実施	市町	取組内容 R4以降の										-			上位規則等の見直しに		見直し。	実施した。		1
				取組予定 R3までの											する。	する。 鈴鹿市避難情報等の判	よる修正を予定。	する。	一適切な連用。	必要に応じ見直しを行う。		1
·避難	推指示・緊急安全確保の発令対象エリア 順序の検討	アと引き続き	三重河川国 道、県、市	取組内容				_			_	_	_		_	断・伝達マニュアルの改 訂。		_	_	検討中。		1
26 17 7	ועם איני על דיי	夫 肔	町	取組予定				_			_	_				必要に応じて見直しを相 討する。 高潮の浸水想定区域の 公表に伴い、浸水区域 においては災害の状況		必要に応じて検討する。	, <u> </u>	検討中。		
・水害	客時に着目した指定避難場所の見直し	引き続き 実施	市町	R3までの 取組内容									の1市3町での広域避難 の在り方を検討してい る。		伴い、浸水時の指定避 難所の利用可能階数を 明記した。	に応じて近くの小学校の 校舎2階以上に避難を するよう鈴鹿市避難情 報等判断・伝達マニュア ルに記載。	⁾ 令和2年度までに実施。	洪水時には垂直避難を 実施するよう促進。	_	_		
				R4以降の 取組予定									継続して実施。		ハザードの見直しに合 わせて、浸水想定区域 内の避難場所の表記等	継続して実施。	必要に応じ見直しを検討する。	t	_	検討する。		
				R3までの											を検討する。							
	息的な退避場所の確保や河川防災ステ ンの整備	テー 必要に応 じて実施		取組内容 R4以降の 取組予定				-			_	<u> </u>					山水銀士水戸やギマル					
- 信却	報伝達の相手先・手段・内窓等を確認す	毎年度、	三重河川国 道、県市	R3までの 取組内容	i	毎年、出水期までに実 包する。	毎年、出水期前までに 実施する。	出水期までに実施。			_	出水期前に実施。	_	情報伝達訓練の実施。	毎年、出水期前までに 実施する。	_	出水期までに相手連絡 先を確認・通報。(衛生 携帯電話の通信確認、	_	_	_		
ための	報伝達の相手先・手段・内容等を確認す の洪水対応演習の実施	でに実施	町、津地方 気象台	R4以降の	i	継続して実施。		継続して実施。			_	継続して実施。	_	継続して実施。	継続して実施。	_	防災行政無線の点検) 未定。	_	_	_		
·水門	門開閉訓練の実施	毎年度実施	県、市町	取組予定 R3までの 取組内容				_			_	_	_		_	_	東御幸排水ひ管の点検 を毎月実施。 国土交通省にて開催の ひ管等操作説明会への	_	_	-		
-151		池		R4以降の								_	_		_	_	継続して実施。	_	_	_		
·三重	車河川国道事務所と各自治体で設置す 吸連絡室」を活用した、雨量・水位や数8 の水位予測などの早期の情報共有	ドる 引き続き	三重河川国 道 但 本	取組予定 R3までの 取組内容			すでに対応済み。				_	_	_	関係部署と情報共有を図る。	三重河川国道事務所と の情報連絡体制につい ては、水防計画に記載	_	——————————————————————————————————————	_	_	_		
11 1合幹	収圧/位王」で心用した、附重・水位や数5	中位 中位	坦、栄、巾																			4

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

<凡例	>
	取組対象外機関

March Marc		鈴鹿川外河川の減災に係る取 (R3.12.14)	組方針											各関係機関の耳	D組内容							
Column	事項	主か取知頂目	目標	取組		国	気象庁				= =	重県							市町			
Part	197-28	上が払血が口	時期	機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所					=:::			三重県防災情報システ	四日市あすな 鉄道株式会
Company Comp			引き続き 実施	三重河川国道、県、市町	取組内容				_			_	_	_		(Lアラート)、CTYのL=	災害情報共有システム (Lアラート)により対応 済。	災害情報共有システェ (Lアラート)により対応 済。	以音情報共有システム (Lアラート)によい対応 済。	- 二里宗初火旧報ノヘ	報発信を行う。(継続し	
The control of the					1/45/1407				-			-	-	-		継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	
March Marc	-1	住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を	리송등송	三重河川国道、県、市	R3までの 取組内容				-			_	_	_		スマートフォンアプリに るプッシュ型の情報発 及び市民向けの防災 メールを配信している。	遊難情報を緊急速報 メールで配信すること及び登録制メール(メルモニ)により、情報を配信	緊急速報メール、かめ ま安心メール、ヤフー 災アブリによる情報発 信。	平成30年度にインター ネット上で誰でも確認で きる気象計の新設し、 続して運用中。 登録制メールでのプッ	が 防災アプリ朝日Sアラ	シュ型情報配信の実 施。(H30.5.30) 防災カメラの映像をホー ムページにて画像形式	
## ABBANCHANN REPORT OF TAX AND	JL	シタイム情報の提供やフッシュ型情報の発信	E X	⊞J					_			_	_	_					施。	継続して実施。	30.12.28)	
## 1			리충설충		R3までの				_			_	チラシを配布。	_		_	報で水位情報等を提供	ロ20年前ウス	_	_	_	
### 150 Part 150 Par	• 7	水位、雨量情報のさらなる周知	実施	県、市町					_			_	必要に応じてSNS等によ	_		_	継続して実施。	継続して実施。	_	_	_	
## CASE OF CAS	·F 政	円滑かつ迅速な避難に資するための防災{ 対無線の補強などの施設(ハード)整備	行 必要に応 じて実施	,市町												け、防災行政無線(固) 系)を増設。 令和3年度よりワンオペレーションシステムの追	地域防災情報伝達システム」を順次整備してい	防災行政無線の整備	検 町内河川の19か所に河 川監視カメラを設置。	可 防災行政無線デジタル化。	レ 同報系・移動系防災行 政無線デジタル化済。	
1985年 19																必要に応じ検討する。	継続して実施。	防災行政無線を含めた 情報伝達システムの整備。	注 图 実施済。	_	_	
### 12 1	- <u>R</u>	防災気象情報の改善			取組内容 R4以降の		象情報の提供(線状降 水帯による)。 1日先のキキクル(危険 度分布)の提供開始。 線状降水帯の予測の開 始。															
************************************	共水氾	2艦による被害の軽減のための迅速化水限	坊活動・排水	k活動の取り			のカラーコードの変更。															
200 10	(1)	水防活動の効率化及び水防体制の強化	こ関する事項	Ą																		
Part	• 3	消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓	練出水期ま	市町												毎年、出水期前に水防訓練を実施。	毎年、出水期前に水防訓練を実施する。	毎年、出水期前に水防訓練を実施する。	り してもらっている。 (令和2年、3年度はコ	□ 認。 伝達訓練は行っていた □ いが、平時から訓練、	年度毎に連絡体制を確 認。 出 訓練毎に情報伝達訓練	
日本語 日本																	継続して実施。	継続して実施。		_	継続して実施。	
報知で表現。	. [関係機関が連携した実働水防訓練	出水期ま	道、県、市					-			洪水時を想定した洪水 対応演習を実施する。	継続して実施。	訓練への参加要請があれば四日市地方部として参加。	各機関が実施する水防訓練等へ参加。	管理者が実施する職 員、水防(消防)団、建 設業協会、地域住民と 合同で行う水防訓練に	洪水時を想定した洪水 対応演習をH30年度に 実施。	に実施。 洪水時を想定した洪水 対応演習を令和元年原	送 (町、住民、消防団、災害応急対策協定事業者、町議員) (令和2年、3年度はコ		_	
日本の中の大きなでは、								継続して実施。	_			継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。		継続して実施。		_	_	
現場子 現場で 現場で 現場で 現場で 現場で 現場で 現場で 現場で 現場であるから によって	者	と消防団の意見交換、重要水防箇所など	水 出水期ま	道、県、市	取組内容			河川管理者が実施する 共同点検に参加。	-			区域を業務委託により 年1回点検する。 市町と重要水防箇所や 水防資機材の情報共有	重要水防区域を業務委 託により年1回点検。 県と関係者が共同で点	_	河川管理者が実施する 共同点検に参加。	合には、積極的に参加 消防団の会議にて情報	。消防団の会議にて情報	は 消防団の会議にて情報 共有を行っている。	服 してもらっている。 (令和2年、3年度はコ		4月、9月の消防団訓練 時に実施。	
大規模形式を減かしが、					取組予定			継続して実施。	_			継続して実施。	継続して実施。	_	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	_	継続して実施。	
製造する	• 7	大規模洪水の減少により、実際の水防活動	別き続き	三重河川国	R3までの 取組内容														所 消防団員向け防災講演 会を実施。	<u> </u>		
この経済を選択 1.0	育	京、水防協力団体の募集・指定を促進	実施	道、市町												継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	_	_	継続して実施。	
R4以降の 取組予定	• 7 1 1	水位状況を確認するための危機管理型水 や量水標、簡易型河川監視カメラ等の数i	位 引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町				横龍	ŧ管理型水位計213基、 「易型河川監視カメラを			(こ20箇所設置済。 (設置河川・期田川川、 蔵川、三海川、田口川、 世光川、を冷川、三海川、田内川、 谷川、三浦、日東川、美谷川、鹿化川、長夕川、鹿化川、長谷川、 (前島型河川監視カメ (下年度までに、水位周 田川・町川にア箇所超 (設置河川・朝明川、川、川	11河川で20基の設置が 完了。(堀切川、中ノ川、 ・ 棟川、芥川、金沢川、浪 瀬川、安楽川、桜川、八 島川、鈴鹿川、加太川、 (簡易型河川監視カメ ラ) R2年度までに水位周知 河川3河川に3箇所設置	_		めの量水標の設置を	-	視カメラを設置。 一部のため池に量水材	施。 票 (令和2年度はコロナに	-	朝明橋橋脚に水位表示 を実施。	国・県等のHPを
- 災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスク の説明と大害対策等の啓発活動 の説明と大害対策等の啓発活動 を通じて啓発活動を行っている。	(0)		L - 18/10) ว่า เ	R4年度に県内の3河 Iにおいて危機管理型 (位計、13河川におい 「簡易型河川監視カメラ			(簡易型河川監視カメラ) 継続して水位周知河川 以外の河川について設	ラ) 継続して水位周知河川 以外の河川について設	_		_	_	カメラでの監視を継続! て実施。	し 必要に応じて検討する	-	_	_
- 災害拠点病除・光規模工場等へ浸かリスク 引き抜き 「エーロー川海 取組内容 の説明と水等対策等の容易活動 実施 「東施 東、市 東施 東、市 日本					R3までの				_			_	_	_				ハザードマップによるほ	周 _		_	
	・ <u>5</u>	災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスク)説明と水害対策等の啓発活動	引き続き 実施	二里河川區 道、県、市 町	取組内容 R4以降の											ている。		치.				

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

	>
	取組対象外機関

	鈴鹿川外河川の減災に係るB (R3.12.14)	取組方針										各関係機関の耳	取組内容								
項目事項	主な取組項目		取組		国	気象庁				三重県						市町					道会社
	3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の	時期の回復を可能と	機関	非水活動に関	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地域防災総合事務所	鈴鹿地域防災 総合事務所	四日市市 鈴原	鹿市	亀山市 著	滋野町	朝日町	川越町	近畿日本鉄道 株式会社	四日市あすなろう 鉄道株式会社
	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設	と情 必要に応	三重河川国	R3までの	9 公子穴		作成された排水計画に ついて情報共有を図る。	_		_	_	_			_	_	_	-	-		
	報の共有・排水手法等の検討を行い、大規 水害を想定した排水計画を作成	規模 じて見直し	道、県、市町	R4以降の 取組予定			継続して実施。	_		_	_	_		必要に応じて検討する。 -	_	必要に応じて検討する。検討する	•	_	_		
	・排水計画に基づく排水訓練の実施	引き続き	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容			河川管理者が実施する 排水訓練に参加。	_		_	-	_		河川管理者が実施する 訓練に参加。【河川排水 課】	_	_	-	-	_		
	- 3赤小山 画に巻 ノ、7赤小町林V7 天心	実施	町	R4以降の 取組予定			継続して実施。	_		_	_	_		継続して実施。 国・県の訓練	練に参加。	国県の訓練に参加。 検討する	0	_	_		
	・堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法 水計画の検討など)を演習することを目的 堤防決壊シミュレーションを実施	大排 引き続き に、 実施	三重河川国	R3までの 取組内容 R4以降の										年1回風水害を想定した 図上訓練を実施する。	_	_	_	_	_		
	堤防決壊シミュレーションを実施 			取組予定 R3までの										市庁金の非常電源を上	_	未定。 検討する	•	-	_		
	・施設・庁舎の耐水化	必要に応 じて実施	三重河川国 道、県、市 町	取組内容 R4以降の						_	_			部に移設させている。	_	-	_	_	_		
				取組予定 R3までの			三重県BCPを策定済み。			_						一 検討する	_	_	_		_
	·水害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応 じて実施	三重河川国 道、県、市 町	取組内容 R4以降の				_		_	_				_			_	_		気象災害BCP策定予
4)河/	┃ □管理者等が実施する防災施設の整備・著	皮害減少のため	の対策	取組予定																	定。
	・堤防の天端舗装などの危機管理型ハー	ド対 引き続き		R3までの 取組内容			理	年度に県内で危機管 型ハード対策を18河 で実施。		として、堤防表法余裕 部分の張りコンクリート 等を実施する。(朝明	R3年度までに危機管理 朝型ハード対策として、堤 防表法余裕高部分など の張りコンクリート等を 東施。(中ノ川、椋川、芥 川)	-									
	策の実施	実施	果	R4以降の 取組予定			理	年度に県内で危機管型ハード対策を11河で実施。		として、堤防表法余裕 部分の張りコンクリート 等を実施する。(朝明	照 R4年度に危機管理型	_									
	・優先的に対策が必要な場防整備や河道などの治水安全を向上させるためのハート策	掘削 引き続き 実施	三重河川国道、県	R3までの 取組内容			水水堆	川整備計画規模の洪 に対する計画的な治 対策を実施。 積極の撤去箇所に いて、県と市町で優先 を協議し実施。		水対策を実施する。(明川、三滝川について 引続き堤防嵩上げ等を 進める。) 堆積土砂の撤去箇所!	河川整備計画規模の洪 州水に対する計画的な治 水対策の実施。(堀切 川、芥川、棕川) 堆積土砂の放去箇所に ついて、県と市町で優先 度を協議しながら選定し	-									
				R4以降の 取組予定			組	続して実施。		総続して実施。	継続して実施。	_									
	・本川と支川の合流部等の対策	引き続き	三重河川国	R3までの 取組内容				-		_	-	_									
	・本川と文川の日派即寺の万東	実施	道、県	R4以降の 取組予定				_		_	_	_									
	・多数の家屋や重要施設等の保全対策(株理: 河道規劃等の実体)	樹木 引き続き	三重河川国	R3までの 取組内容			積い	木伐採箇所および堆 土砂の撤去箇所につ て、県と市町で優先度 協議し実施。		_	堆積土砂の撤去箇所に ついて、県と市町で優先 度を協議しながら選定し 実施。	-		河道掘削、河道拡幅、浚 渫工、内水対策、雨水貯 留管整備。	_	準用河川竜川の浚渫を 実施。	_	-	-		
	伐採、河道掘削等の実施)	実施	町	R4以降の 取組予定			組	続して実施。		_	継続して実施。	_		河道掘削、河道拡幅、浚 渫工、内水対策を継続し て実施。 下水道施設の耐水化。	_	必要に応じて実施する。検討する	0	_	_		
	+ W. * T. # 1 T 1 - # - 2 (Ph/W. Ph. A) - A - 2			R3までの 取組内容										立地流正化計画の作	_	防災指針作成に向けた 調査検討。	_	-	_		
	・立地適正化計画に基づく防災指針の検記 立地適正化計画の策定検討	対、対対対	市町	R4以降の 取組予定										立地適正化計画(見直 し)に基づく防災指針の 作成。	て実施。	早期の防災指針策定及 び立地適正化計画見直 検討する しの実施。	•	_	_		
5) 土砂	災害に対する警戒避難体制を充実・強化 ・	するための取締	組						I	T			1			1					
	・想定される土砂災害リスクの周知	引き続き 実施	県、市町、 津地方気象 台	R3までの 取組内容				_		(H29年度指定) H3019指定 朝日町 H30223指定 四日市市 日永地区、川島地区 H303.16指定 通野町市 上地区、竹水地区 (H30年度指定) H301130指定 通野町市 湯の山地区、四日市市 小山田地区 (R1年度指定) R2.3.27指定 四日市市 三重 및、神前、常盤 保々、羽津、大矢知地	別 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	-		土砂災害(特別)警戒区 域に指定された地域の 土砂災害ハザードマップ 知。 を作成。	事で随時周	令和2年度に風水害ハ ザードマップを作成 風水害ハザードマップの 啓発・普及活動。	- マ 全	砂災害のハザード ツブを作成し、町民に 戸配布。 (30.05.01)	-		計画等により周知。
				R4以降の 取組予定				_		二巡目調査を進める。	二巡目以降調査および 区域設定の実施。	_		区域指定後に順次作成 継続して実施する。	施。	防災マップの啓発・普及 活動。 地区防災計画の策定支 援。	— 維	続して周知活用。	_		計画等により周知。
	・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	継続して実施	県、市町、 津地方気象 台	R3までの 取組内容	きう自分	E重県と共同し土砂災 野悪戒情報の発表を行 。 自治体防災担当への ホットラインの実施。 、気象庁HPより、キキク レ(危険度分布)の提		_		-	-	-	各機関が実施する訓練等に参加。	土砂災害(特別)警戒区 域に指定された地域に 防災行政無線(固定系) を増設。(平成29年度)		避難情報情報の発令基 準の適時運用と伝達・周 知、避難場所の確保を 行う。	- 知	難指示等の発令基準 適時運用と伝達・周 、避難場所の確保を う。	-		マニュアル策定済み。
				R4以降の 取組予定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	≹続して実施。		-		_	_	_	継続して実施。	必要に応じて検討する。継続して実施	施。	継続して実施。	— 維	続して実施。	_		_
I				AVART 1, YE			1		1	1	1		1								1

<鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針>

<凡例	>
	取組対象外機関

	鈴鹿川外河川の減災に係 (R3.12.14)												各関係機関の取	紅組内容								
) / P-10-T-0	目標	取組		国	気象庁				Ξ	重県						ī	市町			鉄道会社	
項目 事項	主な取組項目	時期	機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地域防災 総合事務所	鈴鹿地域防災 総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菰野町	朝日町	川越町	近畿日本鉄道 株式会社	四日市あすなろう 鉄道株式会社
	・早めの避難につなげる啓発活動	引き続き 実施	県、市町、 津地方気象 台	R3までの 取組内容				_				チラシの配布。	訓練への参加要請があ れば四日市地方部とし で参加。		広報誌、市ホームペー を通じて啓発活動を実 施。	び防災講話等で随時周知	援。	避難確保計画策定施設 で訓練実施。(4施設)	年1回以上の防災訓練・ 防災教育・広報活動を 実施しまる利用施設の管 理者・所有者に対して避 難確保計画の作成と避 難訓練の実施を促しま す。	_		
				R4以降の 取組予定				-			_	継続してチラシを配布、 必要に応じてSNS等に り周知を図る。	よ継続して実施。		継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。 地区防災計画の策定支 援。	継続して実施。	継続して実施。	-		

令和4年度 鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川 外大規模氾濫減災協議会(合同協議会) 参考資料1-2

<要出川外河川の減災に係る取組方針>
概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

< 凡(列 >	
	取組対象外機	

	雲出川外河川の減災に係る取組 (R3.12.14)	方針								各関係	機関の取組内容						
		目標	取組		国	気象庁				Ξ	重県				市	ī町	鉄道会社
事項	主な取組項目	時期	機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災 総合事務所	松阪地域防災 総合事務所	津市	松阪市	近畿日本鉄道 株式会社
迅速な	お避難と被害の最小化に向けた地域住民の防	災意識向上	のための取	り組み													
(1)	平時から住民等への周知・教育・訓練に関	する事項						1		1	T			T			
	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域 図を策定・公表し、市町に説明を実施	R4年度末	県	R3までの 取組内容				R3年度までに県内の未 作成の県管理河川全て の洪水浸水想定区域図 を作成。			水位周知河川7河川(雲 出川(県管理区間)、安 濃川、岩田川、美濃屋 川、相川、志登茂川、横 川)、水位周知川以外 の7河川(中ノ川、毛無 川、穴倉川、三泗川、天 神川、前田川、田中川) について浸水想定区域 図を作成・公表済。 83年度に上記以外の39 河川について浸水想定 区域図を作成。	川全ての浸水想定区域	-				
				R4以降の 取組予定				R4年度7月までに県管理 河川全ての洪水浸水想 定区域図を公表予定。			R3年度に作成した浸水 想定区域図を公表予定。	市町に説明を実施。	-				
	想定最大規模の高潮における高潮浸水想定 区域を指定	R4年度末	県	R3までの 取組内容				_		高潮浸水想定区域図を 公表。	浸水想定区域図破堤箇 所水位情報等提供。	_	_				
				R4以降の 取組予定				_		R4年度末に指定。		_	_				
• 1	水害リスク情報の空白域の解消(洪水・内水・ 高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む)	引き続き 実施	県、市町	R3までの 取組内容				_				-	-		順次解消。	雲出川、櫛田川の想定 最大規模の洪水ハザー ドマップの作成。(H30) 県管理河川(水位周知河 川)における想定最大規 模の洪水ハザードマップ の作成。(R1) 櫛田川上流部、蓮川にお ける洪水ハザードマップ の作成。(R3)	
				R4以降の 取組予定				_				_	_		順次解消。	新たな浸水想定区域が 公表され次第、洪水ハ ザードマップを策定・周知 する。	
	内水浸水想定区域図を作成	今後検討 予定	市町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定											内水浸水想定区域図作成。 内水浸水想定区域図作成·公表。		
				R3までの 取組内容				R3年6月までに洪水浸水 想定区域図を作成、公表 した河川について、氾濫 シミュレーション(浸水ナ ビ)に公表。			_	_	_				
	想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーショ ノ(浸水ナビ)の公表	引き続き 実施	県	R4以降の 取組予定				引き続き、洪水浸水想定 区域図を作成、公表した 河川について、氾濫シ ミュレーション(浸水ナビ) に公表できるよう国土地 理院と調整する。			_	-	_				
	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域 図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	引き続き 実施	市町	R3までの 取組内容											洪水нмの配布。	雲出川の想定最大規模 の洪水ハザードマップの 作成。(H30) 県管理河川(水位周知河 川)における想定最大規 模の洪水ハザードマップ の作成。(R1)	
				R4以降の 取組予定											広報、HPによる周知。	新たな浸水想定区域が 公表され次第、洪水ハ ザードマップを策定・周知 する。	
- 1	首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	引き続き 実施	市町	R3までの 取組内容 R4以降の											津市総合防災訓練の実施。 津市総合防災訓練の実施		
	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避 権を実現するため、まるごとまちごとハザード マルゴも数性	引き続き 実施	市町	取組予定 R3までの 取組内容 R4以降の											検討中。		
	マップを整備			取組予定											検討中。		

_<凡	列 >
	取組対象外機

	雲出川外河川の減災に係る取組 (R3.12.14)	方針	各関係機関の取組内容 国 気象庁 市町 鉄道会社														
	→ +√ In 40 1香 口	目標 取組		围	気象庁				Ξ	重県				† :	5 田T	鉄道会社	
事項	主な取組項目	時期 機関	Ξ	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災 総合事務所	松阪地域防災 総合事務所	津市	松阪市	近畿日本鉄: 株式会社	
	・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続 的な小中学校等における水災害教育の実施と 伝承「水防災音識社会」再構築に役立つ広報	引き続き 三重河川国道、県、市	R3までの 取組内容			要請があれば、出前講 座等を実施する。	_			_	_	_		国のパンフレット等を用いた啓発。			
	伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報 や資料を作成	美施 町	R4以降の 取組予定			継続して実施。	_			_	_	_		継続して実施。			
	・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画 の作成と避難訓練を促進	引き続き 実施 三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の			避難計画の策定及び訓 練の実施を呼びかける。	_			_	_	_		灰 進。	避難確保計画策定数 R4.1月末 293/302 97%		
		m)	取組予定			継続して実施。	ー 県土整備部ツイッターに			_	_	_		避難確保計画の作成と促進。	避難訓練を促進。		
	・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	三重河川国 引き続き 道、県、市 実施 町、鉄道会	双祖内台				よる河川に関する情報発信、県政だよりみえによる河川に関する情報発信を実施。			_	_	_		津市防災だよりの作成。	R3.10月に防災啓発冊 子を各戸配布。		
		†L	R4以降の 取組予定 R3までの				継続して実施。			_	_	_		津市防災だよりの作成。		要請があり、ポス に空きがあれば!! 掲示板に掲出予!	
	・共助の仕組みの強化	引き続き 実施 三重河川国 道、県、市	取組内容				_				_	_		津市受援計画の見直し。	でミノーの用准。		
	・一大助のは他のアの地で	実施町	取組予定				_				_	_		津市受援計画の見直し。	(5/15,5/29)		
	・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解 促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の 作成	引き続き 実施 三重河川国 道、県、市	R3までの 取組内容 R4以降の				_				_	_		避難行動要支援者名簿 の作成・提供。 避難行動要支援者名簿			
	1F <i>I</i>)&		取組予定 R3までの				_				_			の作成・提供。 災害時応援協定の締	携を検討。		
	・企業等と連携した避難体制等の確保	引き続き 実施 三重河川国 道、県、市 町	取組内容 R4以降の 取組予定				_				_	<u>-</u>		結。 災害時応援協定の締 結			
	遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動の	ための取り組み	以祖丁' 足											THE O			
(1)情報伝達、避難計画等に関する事項					県管理の水位周知河川									T		
	・避難指示の発令等に着目したタイムラインの 見直し	じて実施 町、津地方	R3までの 取組内容		三重県水害対応タイムラ イン策定への助言・協 カ。	においてタイムライン及 びホットラインを構築し、 運用している。	_				_	_		津市タイムラインの見直し。			
		気象台	R4以降の 取組予定		継続して実施。	状況に応じて更新を行 う。	_				_	_		津市タイムラインの見直し。	実施。		
	・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリスト	引き続き 三重河川国	R3までの 取組内容											津市タイムラインの見直し。			
		実施 道、市町	R4以降の 取組予定											津市タイムラインの見直し。			
	・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえ	必要に応 市町	R3までの 取組内容											災対法改正による発令 基準の見直し。	実施。		
	た避難指示等の発令基準の見直し	じて実施「リーリー	R4以降の 取組予定											必要に応じて実施。	実施。		
	・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと 発令順序の検討	引き続き 三重河川国 道、県、市	R3までの 取組内容				_				_	_		地域防災計画の整備。	庁内関係部局と協議。		
	元 ヤ 順伊 の代 引	大心 町	取組予定				_				_	_		必要に応じて実施。	検討予定。		
	・水害時に着目した指定避難場所の見直し	引き続き市町	R3までの 取組内容											指定避難所の指定。	HM作成時に実施。		
		実施「リーリー	R4以降の 取組予定											必要に応じて実施。	HM作成時に実施。		
	・応急的な退避場所の確保や河川防災ステー ションの整備	必要に応 三重河川国 じて実施 道、県	R3までの 取組内容 R4以降の				_				_	_					
			取組予定				_			月祭理河川の洪水社内	_	_					
	・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認する	毎年度、 三重河川国 道、県、市 町、津地方 でに実施 気象台	R3までの 取組内容		毎年、出水期までに実施 する。	毎年、出水期前までに実 施する。	出水期までに実施。			県管理河川の洪水対応 演習を実施。 (安濃川) (R3.4.20)	_	_		関係組織と連携した訓練 への参加。	Ī		
	ための洪水対応演習の実施	でに実施気象台	R4以降の 取組予定		継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。			県管理河川の洪水対応 演習を実施。 (安濃川) (R4.4.26)	_	-		関係組織と連携した訓練への参加。	Į.		
	・水門開閉訓練の実施	毎年度実 県、市町	R3までの 取組内容				_			開閉操作訓練実施。 (田中川防潮水門) (H30.10.9実施)(R1.7.31 実施)(R2.5.26実	_	-		施設点検に合わせて操作確認。			
	William tales >> wm	施	R4以降の				_			施)(R3.6.14) 継続して実施。				施設点検に合わせて操			

_<凡	列 >
	取組対象外機

災に係る取組 2.14)	l方針								各関係機関の取組内容									
1	目標	取組		玉	気象庁				Ξ	重県				rt:	i町	鉄道会社		
1	時期	機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災 総合事務所	松阪地域防災 総合事務所	津市	松阪市	近畿日本第		
体で設置する	引き続き	三重河川国	R3までの 取組内容			すでに対応済み。	_				_	_		継続して実施中。				
合体で設置する ・水位や数時間 報共有	実施	追、県、巾 町	R4以降の 取組予定			継続して実施。	_				_	_		継続して実施中。				
		= 重河川国	R3までの				_				_	_		情報発信、Lアラート、L 字放送を用いた情報発	実施。			
確な情報発信、 報発信	引き続き 実施	道、県、市町	R4以降の 取組予定				_				<u> </u>	_		情報発信、Lアラート、L 字放送を用いた情報発	実施。			
	引き続き	二番河川国	R3までの				_				_	_		信。 津市地域防災計画への 掲載。				
提供の充実	実施	三重河川国 道、県	取組予定				_				_	_		津市地域防災計画への 掲載。				
供	引き続き 実施	ı	R3までの 取組内容				ダム放流情報の提供。				_	_						
51共	実施	景	R4以降の 取組予定				継続して実施。					-						
体系の確立	引き続き 実施	市町	R3までの 取組内容 R4以降の											放流情報の収集とアナウンス。 継続して実施。				
る施設整備に関	する事項		取組予定											心にがして天池。				
な水防活動を支	引き続き	三重河川国	R3までの 取組内容				_				_	_		防災メールの活用。	未実施。			
E民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支 するため、スマートフォンを活用したリアルタ ム情報の提供やブッシュ型情報の発信	実施	追、県、巾 町	R4以降の 取組予定				_				_	_		継続して実施。	R4に避難情報の一元配信システムの基盤整備を行う。			
а	引き続き 実施	県、市町	R3までの 取組内容				_			「防災みえ」、「NHKデー タ放送」の周知のための チラシ配布。(H29.5、 H30.6.15、R1.6.11、 R2.10.30、R3.11.2)	_	_		市HPからリンク。	R3.10月に防災啓発冊 子を各戸配布・地域での 出前講座等。			
			R4以降の 取組予定				_			_	_	_		継続して実施。	実施。			
配っ行うための水	、引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容				異常洪水時防災操作へ 移行時に、下流市町との 情報共有のためホットラ インを運用。			水位観測所での氾濫危 険水位到達から、危険個 所での危険水位につい て、市に情報共有し、 ホットラインを運用開始。 (H30.3)	-	-		継続して実施。	R3.10月に防災啓発冊 子を各戸配布・地域での 出前講座等。			
			R4以降の 取組予定				継続して実施。			継続して実施。	_	_		継続して実施。	実施。			
			R3までの											防災行政無線の整備。	特に無し。			
ための防災行政)整備	必要に応 じて実施	市町	取組内容 R4以降の 取組予定											防災行政無線の整備。	R4に避難情報の一元配信システムの基盤整備を			
	必要に応じて実施	津地方気象台	R3までの 取組内容		顕著な大雨に関する気象情報の提供(線状降水帯による)。 1日先のキキクル(危険度分布)の提供開始。										ቸ 70			
		-	R4以降の 取組予定		線状降水帯の予測の開始。 キキクル(危険度分布) のカラーコードの変更。													
		動の取り組	み															
rャ・iPリマノ 3出 1し に 关			R3までの											土宝体				
推認と伝達訓練	毎年度、 出水期ま でに実施	市町	取組内容 R4以降の															
体制の強化	に関	防活動・排水活 に関する事項 毎年度、 開練 出水期ま	防活動・排水活動の取り組 に関する事項 毎年度、 練 出水期ま 市町	R4以降の 取組予定 防活動・排水活動の取り組み に関する事項 毎年度、 日本度 取組内容	R4以降の 取組予定 防活動・排水活動の取り組み に関する事項 毎年度、 出来期ま でに実施 市町 R3までの 取組内容 R4以降の	R4以降の 取組予定 線状降水帯の予測の開 始。 ・キャクル(危険度分布) のカラーコードの変更。 防活動・排水活動の取り組み に関する事項 R3までの 取組内容 R4以降の	R4以降の 取組予定 線状降水帯の予測の開始。 キキクル(危険度分布) のカラーコードの変更。 防活動・排水活動の取り組み に関する事項 R3までの 取組内容 R4以降の R4以降の	R4以降の 取組予定 線状降水帯の予測の開始。 キキクル(危険度分布)のカラーコードの変更。 防活動・排水活動の取り組み に関する事項 R3までの 取組内容 R4以降の R4以降の	R4以降の 取組予定 線状降水帯の予測の開始。 キキクル(危険度分布)のカラーコードの変更。 防活動・排水活動の取り組み に関する事項 R3までの 取組内容 R4以降の R4以降の	R4以降の 取組予定 線状降水帯の予測の開始。 キキクル(危険度分布)のカラーコードの変更。 防活動・排水活動の取り組み に関する事項 R3までの 取組内容 R4以降の R4以降の	R4以降の 線状降水帯の予測の開始。	R4以降の 線状降水帯の予測の開始。	R4以降の 取組予定 R4以降の 取組予定 R4以降の 取組予定 R5 事項 (関する事項 (開する事項 (開する事項 (開する事項 (開する事項 (開生の事項) 市町 (取組内容 (R4以降の) (日本の変更。 (日本の変更) (日本の変更)	R4以降の	R4以降の 取組予定	R4以降の 取組予定		

_<凡	例 >
	取組対象外機

	雲出川外河川の減災に係る取組 (R3.12.14)	方針															
) / H-/(D-7-17	目標	取組		国	気象庁				Ξ	重県				Ī		鉄道会社
事項	主な取組項目	時期	機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災 総合事務所	松阪地域防災 総合事務所	津市	松阪市	近畿日本鉄道 株式会社
	関係機関が連携した実働水防訓練	毎年度、	三重河川国道、県、市	R3までの 取組内容			水防管理団体が行う水 防訓練への参加。	_			津市主催の津方面水防 工法・消防団活動訓練に 参加。 (H29.5.14)	_	_		国と連携して実施。	櫛田川河川敷にて開催 予定であったが新型コロ ナウイルス感染症拡大 のため中止。	
	対 水が対対 なったけい 大郎 かいがい はいまい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	でに実施		R4以降の 取組予定			継続して実施。	_			_	_	_		国と連携して実施。	今年度は6/12に開催予 定。 今後、毎年実施の予定。	
1	迅速かつ的確な水防活動のための河川管理 者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水 皆リスクの高い箇所の共同点検		道、県、市	R3までの 取組内容			河川管理者が実施する 共同点検に参加。	_			河川パトロールを実施。 (適時) 点検実施。(年1回:R3.5 ~6) 代表地区(相川)で県と 関係者による点検実施。 (H30.4.9)	_	_		雲出川の点検に参加。		
				R4以降の 取組予定			継続して実施。	_			継続して実施。	_	<u>—</u>		雲出川の点検に参加。		
	大規模洪水の減少により、実際の水防活動経 接着が減少するなか消防団員に対しての教育、 株 既位 九田成の 英雄・ 北 宇 安 を 保	引き続き	三重河川国	R3までの 取組内容											訓練の実施。		
馬 フ	硬者が減少するなが月防団員に対しての教育、 K防協力団体の募集・指定を促進	実施	道、市町	R4以降の 取組予定											継続して実施。		
- 100	水位状況を確認するための危機管理型水位 計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	引き続き 実施	三重河川国道県、市町	R3までの 取組内容				R3年度までに県内に危機管理型水位計213基、 関係関型可測監視カメラを 44基設置済。			谷川、桂畑川、佐田川、	(簡易型河川監視カメラ) 令和2年度に水位周知 河川8河川(雲出川圏域 は碧川)において簡易型 河川監視カメラを設置。	_		未実施。		
				R4以降の 取組予定				河川DX中期計画に基づきR4年度に県内の3河川において危機管理型水位計、13河川において簡易型河川監視カメラを設置する。				危機管理水位計及び簡 易型河川監視カメラの設 置位置等情報提供と共 有を行う。	_		未実施。		
	市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の			R3までの											10 10 10 11 11		
ā	災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの 说明と水害対策等の啓発活動	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	取組内容 R4以降の 取組予定				_ _				_			ハザードマップの提供。 継続して実施。		
(3)	一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復	を可能とす	├るための排	水活動に関す	る事項												
0	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報 の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害	じて見直	道、県、市	40/10171			作成された排水計画に ついて情報共有を図る。	_				_	_		未実施。		
á	と想定した排水計画を作成	L	町	R4以降の 取組予定			継続して実施。	_				_	_		未実施。		
	排水計画に基づく排水訓練の実施	引き続き	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容			河川管理者が実施する 排水訓練に参加。								未実施。		
		夫肔	町	取組予定			継続して実施。	_				_			未実施。		
7	堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排 株計画の検討など)を演習することを目的に、堤 な対象とコールーションを実施	引き続き	三重河川国 道、市町	R3までの 取組内容 R4以降の											未実施。		
ß	方決壊シミュレーションを実施 		~= \ .!!"!	取組予定 R3までの											他機関の訓練に参加。		
-	施設・庁舎の耐水化	必要に応 じて実施	三重河川国 道、県、市 町	取組内容 R4以降の				_				_	_		未実施。		
			шј	取組予定 R3までの				_				_	_		未実施。		
	水害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応じて実施	三重河川国 道、県、市 町				三重県BCPを策定済み。	_				_	_		水害BCP(事業継続計 画)の作成。		
			即	取組予定			_	_				_	_		必要に応じて見直し。		

_<凡	列 >
	取組対象外機

	雲出川外河川の減災に係る取組 (R3.12.14)	方針								各関係	機関の取組内容						
. .	主な取組項目	目標	取組		玉	気象庁				=	重県				तं	ī ĦŢ	鉄道会社
事項		時期	機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災 総合事務所	松阪地域防災 総合事務所	津市	松阪市	近畿日本鉄道 株式会社
	管理者等が実施する防災施設の整備・被害減 ・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダム、排水施設の操作方法等、危機管理運用(事前放流等の実施、体制構築)			R3までの 取組内容				君ケ野ダム(雲出川)・安 濃ダム(安濃川)におい て、一定条件以上の降 雨が予想される場合、事 前放流により、制限水位 以下の水位まで下げるこ とができるよう「事前放流 実施要領」を定めてい る。	; :		管理水位を設定し、事前 放流の試行を実施。 (安濃川:出水期)	-	-				
				R4以降の 取組予定				継続して実施。			継続して実施。						
	・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策 の実施	引き続き 実施	県	R3までの 取組内容				R3年度に県内で危機管 理型ハード対策を18河川で実施。 R4年度に県内で危機管	I		危機管理型ハード対策 (相川、安濃川、穴倉川、 美濃屋川、志登茂川)を 実施済。 危機管理型ハード対策	_	_				
				R4以降の 取組予定				R4年度に宗内で危機官 理型ハード対策を11河川で実施。	1		(穴倉川、志登茂川)を実 施予定。	_	_				
	・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削			R3までの 取組内容				河川整備計画規模の洪 水に対する計画的な治 水対策を実施。 堆積土砂の撤去箇所に ついて、県と市町で優先 度を協議し実施。			市道江戸橋架け替え。 (志登茂川) 市道相川橋上流護岸工 河床掘削。(安濃川、穴 倉川、北大谷川、田中 川、長野川、大村川、岩 田川、弁天川、神河川、 伊勢地川、八手俣川、美 濃屋川、横川)	_	-				
	などの治水安全を向上させるためのハード対策	実施	道、県	R4以降の 取組予定				継続して実施。			堤防及び護岸整備。(相 川、志登茂川、三泗川) 樹木伐採及び河道掘 削。(安濃川、田中川、長 野川、弁天川) 河床掘削。(安濃川、岩 田川、田中川、中ノ川、 長野川、弁天川、大村 川)	_	_				
	・ダムの操作規則の点検	引き続き実施	18	R3までの 取組内容 R4以降の				点検を実施。			7117	_	_				
	*・ダムの保証が見り意使	実施	示	R4以降の 取組予定 R3までの				継続して実施。				_	<u></u>				
	・本川と支川の合流部等の対策	引き続き 実施										_	-				
	・多数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木伐 採、河道掘削等の実施)	引き続き :実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の				樹木伐採箇所および堆 積土砂の撤去箇所につ いて、県と市町で優先度 を協議し実施。				_	_		河道掘削を実施。	地元要望による樹木の 伐採、除草作業、排水路 の修繕。 今後も地元要望による樹 木の伐採、除草作業、排	
				取組予定				継続して実施。				_	_		河道掘削を実施。	水路の修繕などを実施していく。	
	・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立 地適正化計画の策定検討	引き続き . 実施	市町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定											検討中。		
土砂災	災害に対する警戒避難体制を充実・強化するだ ■	めの取組							T		+#=++===						
	・想定される土砂災害リスクの周知	引き続き	県、市町、 津地方気象	R3までの 取組内容		_		_	市町担当者会議を年4回 開催。		基礎調査を平成31年度 に全て完了し、結果を公 表済。 令和2年度までに土砂災 害(特別)警戒区域につ いて指定完了。	_	-		土砂災害HMの作成・配 布。	HMの配布。 R3.10月に防災啓発冊子 を各戸配布・地域での出 前講座等。	
			台	R4以降の 取組予定		_		_	継続して実施。		基礎調査完了後は、地 形改変等のあった箇所 について調査を行ってい く。	_	_		必要に応じて見直し。	実施。	
	・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	りされて	県、市町、 津地方気象 台	R3までの 取組内容		三重県と共同し土砂災害 警戒情報の発表を行う。 自治体防災担当への ホットラインの実施。 気象庁HPより、キキクル (危険度分布)の提供。		_	市町担当者会議を年4回 開催。		土砂災害警戒情報を FAX・電話により確実に 市へ伝達する。	_	_		土砂災害HMの配布、広 報等への掲載。		
				R4以降の 取組予定		継続して実施。		_	継続して実施。		継続して実施。	_	_		広報等による啓発。		
	・早めの避難につなげる啓発活動	引き続き	県、市町、 津地方気象	R3までの 取組内容		_		_	市町担当者会議を年4回 開催。			_	_		広報等による啓発。	R3.10月に防災啓発冊子 を各戸配布・地域での出 前講座等。	
	377	実施 :	台	R4以降の 取組予定				_	継続して実施。			_	_		広報等による啓発。	実施。	

令和4年度 鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川 外大規模氾濫減災協議会(合同協議会) 参考資料1-3

<櫛田川外河川の減災に係る取組方針>

<凡例	>
	取組対象外機関

	櫛田川外河川の減災に係る取組 (R3.12.14)	方針						_		各関係	機関の取組内容	7					
項	主な取組項目	目標	取組		玉	l	気象庁			Ξ	重県				市町		鉄道会社
~	工步列亚大口	時期	機関		三重河川国道事務所	蓮ダム管理所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	松阪市	多気町	明和町	近畿日本鉄 株式会社
速な	な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防	災意識向上の	のための取	り組み													
1)	平時から住民等への周知・教育・訓練に関	する事項															
• ?	・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域 図を策定・公表し、市町に説明を実施	R4年度末 県		R3までの 取組内容					R3年度までに県内の未 作成の県管理河川全て の洪水浸水想定区域図 を作成。			未作成であった管内河 川全ての浸水想定区域 図を作成。					
	凶さ水た・ム女し、川川川に記がた 天池			R4以降の 取組予定					R4年度7月までに県管理 河川全ての洪水浸水想 定区域図を公表予定。			市町に説明を実施。					
.,	想定最大規模の高潮における高潮浸水想定	D.4 F F F 1		R3までの 取組内容					_		高潮浸水想定区域図を 公表。	_					
Z	区域を指定	R4年度木 y	₹	R4以降の					_		R4年度末に指定。	_					
・ジ	・水害リスク情報の空白域の解消(洪水・内水・ 高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む)	引き続き 実施	梨、市町	取組予定 R3までの 取組内容					_			_		雲出川、櫛田川の想定 最大規模の洪水ハザー ドマップの作成。(H30) 県管理河川(水位周丸規 横の洪水ハザードマップ の作成。(R1) 櫛田川上流部、蓮川にお ける洪水ハザードマップ の作成。(R3)	洪水・ため池ハザード マップ作成済み。	津波・高潮ハザードマップ、大堀川・笹笛川・櫛田川洪水ハザードマップを 作成し、全戸配布済み。	
				R4以降の 取組予定					_			_		新たな浸水想定区域が 公表され次第、洪水ハ ザードマップを策定・周知 する。	洪水ハザードマップを更 新し、配布・啓発する。	県から祓川洪水想定区 域図が公表され次第、祓 川ハザードマップを作成 予定。	
		今後 権討		R3までの 取組内容											_	_	
-1	・内水浸水想定区域図を作成	今後検討 予定	力鬥	取組内容 R4以降の 取組予定											今後検討する。	今後検討する。	
				R3までの											_	_	
- ;	浸水実績等の把握	引き続き 実施	市町	取組内容 R4以降の													
·:·	想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーショ レ(浸水ナビ)の公表	引き続き 実施	₹	取組予定 R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定					R3年6月までに洪水浸水 想定区域図を作成、公表 した河川について、氾濫 シミュレーション(浸水ナ ビ)に公表。 引き続き、洪水浸水想定 区域図を作成、公表した 河川について、氾濫シ ミュレーション(浸水ナビ) に公表できるよう国土地 理院と調整する。			_					
.;	・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域 図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	引き続き _「 実施	市町	R3までの 取組内容										県管理河川(水位周知河川)における想定最大規模の洪水ハザードマップの作成。(RI) 櫛田川上流部、蓮川における洪水ハザードマップの作成。(R3)	直轄区間は作成済み。	_	
				R4以降の 取組予定										新たな浸水想定区域が 公表され次第、洪水ハ ザードマップを策定・周知 する。	櫛田川上流、県管理河 川における洪水ハザード マップを作成、配布する。	_	
	* E + 2 to + D -	31+4++		R3までの 取組内容											_	_	
な	・首長も参加したロールプレイング等の実践的 な洪水に関する避難訓練の実施	引き続き 実施	市町	取組内谷 R4以降の													
				取組予定											_	_	
-	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避 難を実現するため、まるごとまちごとハザード	引き続き	± m-	R3までの 取組内容											_	_	
類マ	は は を 実現するため、まるごとまちごとハザード マップを整備	実施	ΠΨJ	R4以降の											今後検討する。	ハザードマップ作成につ き、検討。	
- 外	・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続 的な小中学校等における水災害教育の実施と 伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報	引き続き	三重河川国 道、県、市	取組予定 R3までの 取組内容				要請があれば、出前講座等を実施する。	_			要請があれば、出前講 座等を実施する。 (実績なし(R4.331現 在)			_	で、検討。 町広報等で水害に関す る情報の発信。	
位や	云承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報 や資料を作成	美施 第	ĮĮ.	R4以降の				継続して中 株) h			防災教室の中で水害教	水防災教育の実施を検	
				取組予定				継続して実施。	_			継続して実施。				討。	

<凡例	>
	取組対象外機関

	櫛田川外河川の減災に係る取組 (R3.12.14)	 B方針							各関係	機関の取組内容	!					
***	·	目標 取組		<u> </u>	3	気象庁			=	重県				市町		鉄道会社
頁目 事項	主な取組項目	時期 機関		三重河川国道事務所	蓮ダム管理所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	松阪市	多気町	明和町	近畿日本鉄道 株式会社
	・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画		R3までの 取組内容				避難計画の策定及び訓 練の実施を呼びかける。	_			避難計画の策定及び訓練の実施状況を確認している。		避難確保計画策定数 R4.1月末 293/302 97%	浸水想定区域内の施設 の計画作成の支援。	か、また訓練美施の呼びかけ。	:
	の作成と避難訓練を促進	実施 町	R4以降の 取組予定				継続して実施。	_			継続して実施。		避難確保計画の作成、 避難訓練を促進。	計画に基づく避難訓練への支援。	継続して実施。	
	·SNS·広報紙等を活用した継続的な情報発信	三重河川国 引き続き 道、県、市 実施 町、鉄道会 社	4X/101710					県土整備部ツイッターに よる河川に関する情報発 信、県政だよりみえによ る河川に関する情報発 信を実施。			_		R3.10月に防災啓発冊 子を各戸配布。	広報誌、メール、LINE等 での周知を実施。	町広報・ホームページで の情報発信。	
		11	R4以降の 取組予定					継続して実施。			_		実施。	継続して実施。	明和町LINEでの情報発 信を検討。	要請があり、ポスター村に空きがあれば駅構り 掲示板に掲出予定。
	・共助の仕組みの強化	引き続き 実施 三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の					_			_		地区防災計画策定支援 セミナーの開催。 地区防災計画策定支援 セミナーの開催。	_	_	
			取組予定 R3までの										(5/15,5/29)			
	・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解 促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の 作成	^乳 引き続き 実施 三重河川国 道、県、市 町	II .					_					特に無し。			
		二番海山屋	取組予定 R3までの					_			_		携を検討。	_	_	
	・企業等と連携した避難体制等の確保	引き続き 実施 三重河川国 道、県、市 町	取組内容 R4以降の 取組予定					_			_			_	_	
	』 『遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動の 1)情報伝達、避難計画等に関する事項	ための取り組み	AXME I'VE													
	・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	三重河川国 必要に応 道、県、市 じて実施 町、津地方	R3までの 取組内容			三重県水害対応タイムラ イン策定への助言・協 力。	, 県管理の水位周知河川 においてタイムライン及 びホットラインを構築し、 運用している。	_			タイムライン策定済。 (水位周知河川)		実施。	_	随時検討。	
		気象台	R4以降の 取組予定			継続して実施。	状況に応じて更新を行 う。	_			_		実施。	_	随時検討。	
	・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリスト の作成	・引き続き 三重河川国 実施 道、市町	R3までの 取組内容 R4以降の											_	_	
			取組予定 R3までの										p#		今後検討していく。	
	・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	必要に応 じて実施 市町	取組内容 R4以降の 取組予定	-									実施。	必要に応じて検討。	ー 国・県と連携し必要に応 じて基準の見直しを行	
	・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと	引き続き 三重河川国	R3までの 取組内容					_			_		庁内関係部局と協議。	必要に応じて検討。	随時検討。	
	発令順序の検討	実施 道、県、市町	R4以降の 取組予定					_			_		検討予定。	必要に応じて検討。	随時検討。	
	・水害時に着目した指定避難場所の見直し	引き続き 実施 市町	R3までの 取組内容										HM作成時に実施。	見直し済み。	策定済み。	
	- ハロ・バー ロローロー ロー	実施 ",""	R4以降の 取組予定										HM作成時に実施。	_	_	
	・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	必要に応 三重河川国 じて実施 道、県	R4以降の					_			_					
	・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認する	毎年度、 三重河川国	取組予定 R3までの 取組内容			毎年、出水期までに実施する。	毎年、出水期前までに実 施する。				県管理河川の洪水対応 演習を実施。(R2愛宕 川、R3名古須川)			_	_	
	ための洪水対応演習の実施	毎年度、 出水期ま 道、県、市 でに実施 気象台	R4以降の 取組予定			継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。			県管理河川の洪水対応 演習を1河川選定し実施			_	_	
	上開閉開急がなったか	毎年度実 県、市町	R3までの 取組内容					_			予定。 三渡川千貫水門(R2)、 金剛川汐止水門(R3)に おいて実施。			_	_	
	- 水門開閉訓練の実施	施界、中町	R4以降の 取組予定					_			1箇所を選定し実施予 定。			_	_	
	・三重河川国道事務所と各自治体で設置する 「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間 先の水位予測などの早期の情報共有	引き続き 三重河川国	R3までの				すでに対応済み。	_			_			対応済み。	既に対応済み。	
	情報連絡至」を活用した、雨重・水位や数時間 先の水位予測などの早期の情報共有	実施 世 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	取組予定				継続して実施。	_			_			継続して実施。	継続して実施。	
	・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、 Lアラート、L字放送を用いた情報発信	引き続き 実施 三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の					_			_		実施。	実施済み。	Lアラート・L字放送を用いて情報を発信する。	
		шј	取組予定					_			_		実施。	継続して実施。	継続して実施。	

<凡例	>	
	取組対象外機関	

	櫛田川外河川の滅災に係る取組 (R3.12.14)	方針								各関係	機関の取組内容	!					
目 事項	主な取組項目	目標	取組		[玉	気象庁			三	重県				市町		鉄道会社
日 争項	エな奴性祭日	時期	機関	50.1	三重河川国道事務所	蓮ダム管理所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	松阪市	多気町	明和町	近畿日本鉄道 株式会社
	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き 実施	三重河川国 道、蓮ダ ム、県	R3までの 取組内容 R4以降の		従来通り。			_								
				取組予定 R3までの 取組内容		従来通り。			_			_					
	・避難のためのダム放流情報提供	引き続き実施	連ダム	取組内容 R4以降の 取組予定 R3までの		従来通り。											
	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	引き続き 実施	市町	取組内容 R4以降の												随時検討。 随時検討。	
(2)	 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関	する事項		取組予定												1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支		二番河川国	R3までの 取組内容					_			_		未実施。	メール、LINEを活用し、 情報配信を実施。	Lアラート、緊急速報メールによる情報発信。	
	・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	引き続き 実施	道、県、市町	R4以降の 取組予定					_			_		R4に避難情報の一元配信システムの基盤整備を行う。		継続して実施。	
	・水位、雨量情報のさらなる周知	引き続き実施	県、市町	R3までの 取組内容					_			危機管理型水位計、簡 易型河川監視カメラについて、関係機関に周知。 (R3.6)		行う。 R3.10月に防災啓発冊 子を各戸配布・地域での 出前講座等。		明和町防災マップにURL 記載。	
		X 1/2		R4以降の 取組予定					_			継続して実施。		実施。	広報誌等で周知。	継続して実施。	
	・避難勧告等の発令判断を的確に行うための水 位情報の共有と伝達	引き続き	三重河川国 道、県、市	R3までの 取組内容					_			水位観測所での水位情報を防災みえを通じ、市町と情報共有している。		R3.10月に防災啓発冊 子を各戸配布・地域での 出前講座等。	_	_	
	位情報の共有と伝達	美胞	₽Ţ	R4以降の 取組予定					_			継続して実施。		実施。	_	_	
				R3までの										特に無し。	戸別受信機の整備。	一部避難場所には防災行政無線を設置済み。	
	・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政 無線の補強などの施設(ハード)整備	必要に応 じて実施	市町	取組内容 R4以降の 取組予定										R4に避難情報の一元配 信システムの基盤整備を 行う。			
	・防災気象情報の改善	必要に応じて実施	津地方気象 台	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定			顕著な大雨に関する気 象情報の提供(線状降水 帯による)。 1日先のキキクル(危険 度分布)の提供開始。 総状降水帯の予測の開始。 キキクル(危険度分布) のカラーコードの変更。							13.56			
	・ダム放流警報設備等の耐水化や改良	必要に応じて実施	蓮ダム	R3までの 取組内容 R4以降の		警報設備の増設。 運用開始。											
_	 氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活		動の取り組	取組予定み													
) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、	市町	R3までの 取組内容											出水期前に実施。	_	
	THE REPORT OF THE PART OF THE	でに実施		R4以降の 取組予定											継続して実施。	出水期までに実施。	
	・関係機関が連携した実働水防訓練	出水期ま	三重河川国 道、県、市	R3までの 取組内容				水防管理団体が行う水防訓練への参加。	_			_		櫛田川河川敷にて開催 予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大 のため中止。	_	_	
		でに実施	町 T	R4以降の 取組予定				継続して実施。	_			_		今年度は6/12に開催予 定。 今後、毎年実施の予定。		訓練の実施を検討。	
	・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理 者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水 害リスクの高い箇所の共同点検		道、県、市	R3までの 取組内容				河川管理者が実施する共同点検に参加。	_			点検実施。(年1回5~6 月頃) 重要水防箇所(名古須 川)で県と関係者による 点検実施。(R3.6) 水防貨機材の備蓄情報 成功資機材の備蓄情報 R3.6)			国が実施する合同巡視 への参加及び情報共 有。	消防団幹部会で情報共有を図る。 国が実施する合同巡視 の際に関係機関とともに 点検を行う。	
				R4以降の 取組予定				継続して実施。	_			継続して実施。			継続して実施。	継続して実施。	

<凡例	>
	取組対象外機関

	櫛田川外河川の減災に係る取組 (R3.12.14)	方針						_		各関係	機関の取組内容	!					
項目 事項	主な取組項目	目標	取組		Ξ		気象庁			三重	重県		10.05 11.1.00 144		市町		鉄道会社
		時期	機関	D2+~0	三重河川国道事務所	蓮ダム管理所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	松阪市	多気町	明和町	近畿日本鉄道 株式会社
	・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経 験者が減少するなか消防団員に対しての教育、 水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き 実施	三重河川国 道、市町	R3までの 取組内容 R4以降の											施。	消防団訓練で水防訓練 を実施する。	
	小切励力団体の参乗・指定を促進			取組予定								(簡易型河川監視カメラ)			継続して実施。	継続して実施。	
	・水位状況を確認するための危機管理型水位 計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容					R3年度までに県内に危機管理型水位計213基、 機管調型別監視カメラを 領易型可別監視カメラを 44基設置済。			令和2年度に水位周知河川8河川(三渡川、碧川)、医内川、金瀬川、愛州、製 岩川、を古須川、笹町川、大北川)において簡易型河川監視カメラを設置。 18年度に笹笛川に危機管理型水位計を設置。			_	町は設置していない。	
				R4以降の 取組予定					河川DX中期計画に基づきR4年度に県内の3河川において危機管理型水位計、13河川において簡易型河川監視カメラを設置する。			危機管理水位計及び簡易型河川監視カメラの設置位置等情報提供と共有を行う。			今後検討する。	_	
(2)市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の	推進に関す	る事項	R3までの													
	·災害拠点病院·大規模工場等へ浸水リスクの 説明と水害対策等の啓発活動	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	取組内容 R4以降の					_			_				_	
) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復			取組予定	トる事項				_			_				_	
				R3までの	0 1 7 7			作成された排水計画に	_			_			_	_	
	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害	じて見直	三重河川国 道、県、市 町	20/001 1.D.				ついて情報共有を図る。	_			_				_	
	を想定した排水計画を作成	L	шј	R4以降の 取組予定				継続して実施。	_			_			_	_	
	・排水計画に基づく排水訓練の実施	引き続き	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容				河川管理者が実施する 排水訓練に参加。	_			_			河川管理者が実施する 訓練に参加。	河川管理者が実施する 訓練に参加。	
		夫旭	町	R4以降の 取組予定				継続して実施。	_			_			継続して実施。	継続して実施。	
	・堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排 水計画の検討など)を演習することを目的に、堤 防決壊シミュレーションを実施	引き続き	三重河川国	R3までの 取組内容											_	_	
	防決壊シミュレーションを実施	美胞	坦、 巾町	R4以降の 取組予定											_	_	
	・施設・庁舎の耐水化	必要に応	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容					_			-			_	_	
	・他設・庁舎の耐水化	じて実施	坦、宗、 町	R4以降の 取組予定								_			_		
		必要に広	三重河川国	R3までの				三重県BCPを策定済み。	_			_			町全体のBCPは作成済み。	_	
	·水害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応じて実施	道、県、市町	取組内容 R4以降の 取組予定				_	_			_			必要に応じて検討。	_	
	管理者等が実施する防災施設の整備・被害減																
	・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダムの操作方法等、危機管理運用(東前放落等の実施、体制機等)	引き続き	蒲ダル	R3までの 取組内容		従来通り。											
	(事前放流等の実施、体制構築)	実施	~=/-	R4以降の 取組予定		従来通り。											
	・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策	리き続き		R3までの 取組内容					R3年度に県内で危機管 理型ハード対策を18河川 で実施。			堤防の裏法面保護工などの危機管理型ハード対策の実施。(三渡川・堀					
	の実施	実施		R4以降の 取知子字					R4年度に県内で危機管 理型ハード対策を11河川			坂川) 堤防の裏法面保護工な どの危機管理型ハード対					
	・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削 などの治水安全を向上させるためのハード対策	引き続き実施	三重河川国道、県	R4以降の 取組予定					で実施。 河川整備計画規模の洪水に対する計画的な治水対策を実施。 堆積土砂の撤去箇所について、県と市町で優先度を協議し実施。			策の実施。(堀坂川) 河川整備計画に基づい ・					
	・本川と支川の合流部等の対策	引き続き実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の					_			_			_	_	
		~~"5	町	取組予定					-			_			_	-	

<凡例	>
	取組対象外機関

	櫛田川外河川の減災に係る取組: (R3.12.14)	方針							各関係植	機関の取組内容						
		目標 取組		国		気象庁			三重	重県				市町		鉄道会社
項目 事項	主な取組項目	時期 機関	三重	重河川国道事務所	蓮ダム管理所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	松阪市	多気町	明和町	近畿日本鉄道 株式会社
	・多数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木伐	引き続き 三重河川国 道、県、市	R3までの 取組内容					樹木伐採箇所および堆 積土砂の撤去箇所につ いて、県と市町で優先度 を協議し実施。			_		地元要望による樹木の 伐採、除草作業、排水路 の修繕。	_	NPO祓川環境美化推進 協議会による、祓川の倒 木対策活動支援。	
		実施町	R4以降の 取組予定					継続して実施。			_		今後も地元要望による樹木の伐採、除草作業、排水路の修繕などを実施していく。		NPO祓川環境美化推進 協議会による、祓川の倒 木対策活動支援。	
	・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立 地適正化計画の策定検討	引き続き 実施 市町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定											_	一 今後、検討。	
5) 土砂	∥ 災害に対する警戒避難体制を充実・強化するた	めの取組	4X和1 」、化											1	1	
	担力之1.7.1.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	引き続き、県、市町、	R3までの 取組内容			_		_					HMの配布。 R3.10月に防災啓発冊子 を各戸配布・地域での出 前講座等。	ハザードマップで周知済み。	_	
	- 恋たでれるエッグ音ックノの同な	実施 洋地方気象台	R4以降の 取組予定			_		_					実施。		土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒等を記載したハザードマップを作製済み。(H30年)	
	・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き 実施 実施 場、市町、 津地方気象	R3までの 取組内容			三重県と共同し土砂災害 警戒情報の発表を行う。 自治体防災担当への ホットラインの実施。 気象庁HPより、キキクル (危険度分布)の提供。		_						避難指示等の発令基準 の見直し。	_	
			R4以降の 取組予定			継続して実施。		_						継続して実施。	発表される土砂災害危 険度情報を参考に、避難 勧告等を発令する。	
	・早めの避難につなげる啓発活動	引き続き 実施 県、市町、 津地方気象	R3までの 取組内容			-		-					R3.10月に防災啓発冊子 を各戸配布・地域での出 前講座等。	広報誌等で周知。	-	
		大 爬 台	R4以降の 取組予定			_		_					実施。	継続して実施。	今後、検討。	

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

令和4年度 鈴鹿川外·雲出川外·櫛田川外·宮川 外大規模氾濫減災協議会(合同協議会) 参考資料1-4

| < 凡例 > |

取組対象外機関

宮川外河川の減災に係る取約 (R3.12.14)	且方針											各関係機関の	取組内容								
	目標	取組		国	気象庁				Ξ	重県							市町				鉄道会社
主な取組項目	時期	機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	南勢志摩地域 活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	近畿日本鉄道 株式会社
I な避難と被害の最小化に向けた地域住民	の防災意識向。	上のための取	ひ組み						1	1	1	₩ 🗀 尹3万//	/HIETU/RJ		1		1	1	1	1	WHATT.
)平時から住民等への周知・教育・訓練	に関する事項									1	T										
성숙료 프립트로 사용 II 및 및 사용 및	_		R3までの 取組内容				R3年度までに県内の未 作成の県管理河川全て の洪水浸水想定区域図 を作成。			管内全ての河川において、浸水想定区域図を 作成。	管内すべての河川につ いて、浸水想定区域図 を作成。	_	防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域 図の展示を行った。								
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定 域図の策定・公表し、市町に説明を実施	X R4年度	県	R4以降の 取組予定				R4年度7月までに県管 理河川全ての洪水浸水 想定区域図を公表予 定。			関係市町に説明を実施。	管内で未公表の30河川 について、浸水想定区 。域図を公表予定。(管内 全ての河川で公表完了 予定)	_	防災啓発事業の際に併 せて洪水浸水想定区域 図の展示を行う。								
・想定最大規模の高潮における高潮浸水	定 R4年度	_	R3までの 取組内容				_		高潮浸水想定区域図を 公表。	_	-	_									
区域を指定	末	県	R4以降の 取組予定				_		R4年度末に指定。	_	_	_									
・水害リスク情報の空白域の解消(洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知(含む)	引き続き 実施	県、市町	R3までの 取組内容				-			-	_	_		ハザードマップを作成。	洪水・ため池ハザード マップ作成済み。	策定済み。	ハザードマップを作成・配布。	R2防災マップ作成(洪水・ため池ハザードマップ含む)。全戸配布。 R3河川監視カメラ3箇所 増設(計4箇所)。画像ライブ配信。	i		
		-	R4以降の 取組予定				_			_	_	_		印刷物等で周知。	洪水ハザードマップを更 新し、配布・啓発する。	引き続き周知。	継続して実施。	_			
	21-4-02-4		R3までの 取組内容											内水浸水想定区域図を 作成。	_	_	_	R2防災マップ作成(洪水・ため池ハザードマップ含む)。全戸配布。	農業用水路、下水道、 側溝など関係機関と想 定区域について協議し ていく。		
内水浸水想定区域図を作成	引き続き 実施	市町	R4以降の 取組予定											印刷物等で周知。	今後検討する。	_	_	_	農業用水路、下水道、 側溝など関係機関と想 定区域について協議し ていく。		
			R3までの 取組内容				R3年6月までに洪水浸水想定区域図を作成、公表した河川について、 氾濫シミュレーション(浸水ナビ)に公表。			-	_	_									
・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	引き続き 実施	県	R4以降の 取組予定				引き続き、洪水浸水想 定区域図を作成、公表 した河川について、氾濫 シミュレーション(浸水ナ ビ)に公表できるよう国 土地理院と調整する。			_	_	_									
			R3までの										防災啓発事業の際に併 せて洪水浸水想定区域	ハザードマップを作成。	直轄区間は作成済み。	地域防災計画の改訂に 併せ総合防災マップの 作成 各戸配布	ハザードマップを作成・配布	R2防災マップ作成(洪水・ため池ハザードマッ	洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布し		
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定 域図を基にした洪水ハザードマップの策定 知	区 引き続き 実施	市町	取組内容 R4以降の 取組予定										図の展示を行った。 防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域 図の展示を行う。	印刷物等で周知。	櫛田川上流、県管理河 川における洪水ハザー ドマップを作成、配布す	作成、各戸配布。 総合防災マップの周知。		> 0 0 / 0 ± / 10 10 0	た。 福祉部局と連携し、健康 相談の会場などで周知 を図っていく。	・ ハザードマップの作成・ 配布。	
			R3までの											年2回実施。	ა. —	_	_	総合防災訓練(災害対 策本部訓練)に首長参			
・首長も参加したロールプレイング等の実践 な洪水に関する避難訓練の実施	的 引き続き . 実施	市町	取組内容 R4以降の											継続して実施。	_	_	検討していく。	加。計画的に実施。			
・ロ券からセ≪宝舎連の点 とも同日 辺末を			取組予定 R3までの											_	_	_	_	_			
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速が 避難を実現するため、まるごとまちごとハザ ドマップを整備	_ 引き続き . 実施	市町	取組内容 R4以降の											_	今後検討する。	_	_	_			
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、 続的な小中学校等における水災害教育の 施と伝承、「水防災意識社会」再構集に役式 広報や資料を作成	김 강설수 :	三重河川国	取組予定 R3までの 取組内容		地域防災教育の実施 伊勢市中島小学校、 R3.6.12)	要請があれば、出前講座等を実施する。	-			要請があれば、出前講 座等を実施する。 (実績なし(R4.3.31現 在)	要望があれば、出前講 産等を実施する。	_	防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域 図の展示や出前調産等 の際に水帯に対する意 議向上のための啓発を 行った。	象台等と連携し防災教 育を実施。 地域の防災勉強会や防	_	「防災ノート」を活用した 防災検育に取り組む。 学校区単位の防災訓 練、防災講話等実施する ことによりより細やかな 防災意識の浸透を図 る。	-	防災ノート・ハザードマ・ファを活用した防災授 家の実施。 避難削減等の失き防災 連難削減等の失い防災 消食会 自主助災研修会。 校外学習による防災教 育の実施。	防災ノートの活用を引き 続き実施してもらう。	防災ノートを活用した防 災損業の実施。 町齢会防災訓練に小中 高校とが参画 防災教室の実施。 防災ひとくちメモ、放送。	
			R4以降の 取組予定		地域防災教育の実施 (伊勢市中島小学校、 R4.6.11)	継続して実施。	-			継続して実施。	継続して実施。	_	防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域 図の展示等を行い水害 に対する意識向上のための啓発を行う。	継続して実施。	防災教室の中で水害教育にも取り組む。		検討していく。	継続して実施。	続き実施してもらう。	防災ノートを活用した防 災援業の実施。 町総合防災訓練に小中 高校生の参画。 防災教室の実施。 防災取材等への協力。	
・実効性のある要配慮者施設の避難確保 の作成と避難訓練を促進	画 引き続き 実施	三重河川国道、県、市	R3までの 取組内容			避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかけ る。	-			避難確保計画の作成及 び訓練の実施状況を確 認している。		_		未提出の施設に対して 作成を指示。	浸水想定区域内の施設の計画作成の支援。	実施している。	要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう指導。	要配慮者施設の避難確 保計画の更新につい て、施設管理者と協議。 訓練参加の勧奨。 総合防災訓練(通信訓 練等)実施。	要配慮者利用施設管理 者に、引き続き避難計 画の作成を依頼する。 訓練を積極的に実施す るよう依頼していく。	要配慮者利用施設管理 者に避難計画の作成及 び避難訓練の実施を指 導。	
マンドアルベー 起工 東西川 4杯で、辻 連	大肥	⊞Ţ	R4以降の 取組予定			継続して実施。	_			継続して実施。	_	_		継続して実施。	計画に基づく避難訓練への支援。		継続して実施。	継続して実施。	要配慮者利用施設管理 者に、引き続き避難計 画の作成を依頼する。 訓練を積極的に実施す るよう依頼していく。		
・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発	信 写き続き 実施	町、鉄道会	R3までの 取組内容				県土整備部ツイッターに よる河川に関する情報 発信、県政だよりみえに よる河川に関する情報 発信を実施。			-	-	_		SNS・広報誌等で情報を 発信。	· 広報誌、メール、LINE等 での周知を実施。	実施している。	-	防災メール、LINE、防災 アプリによる行政情報・ 防災情報の発信。	i	情報発信を継続。	
		社	R4以降の 取組予定				継続して実施。			_	_	_		継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	検討していく。	継続して実施。		継続して実施。	

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

<凡例> 取組対象外機関

宮川外河	可川の減災に係る取組方 (R3.12.14)	5針										各関係機関の耳	位組内容								
	. Do (C) To	目標	取組	国	気象庁				Ξ	重県							市町				鉄油
主な	定取組項目	時期	機関	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	南勢志摩地域 活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	近畿日本
・水害危険性(浸水* 易浸水センサーやス 浸水状況検知)	状況等)の確認・周知(簡 スマートメータ等を活用した	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市	3までの 双組内容			_			水害危険性(浸水状況 等)を確認する。	水害危険性(浸水状況 等)を確認する。	_		川の防災情報に浸水情報を提供。	_	_	_	R2防災マップ作成(洪水・ため池ハザードマップ含む)。全戸配布。			
汉小仏/从狭川/				4以降の 双組予定			_			継続して実施。	継続して実施。	_		継続して実施。	_	_	_	訓練等に活用し周知。			
・共助の仕組みの強	金化	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市	3までの 双組内容			_			_	_	_		_	_	自主防災組織、災害ボ ランティアとの連携。	天旭。	訓練による機能強化。 (危険個所を確認、地区 内巡回、避難経路確認)			
			Ę	4以降の 双組予定			_			_	_	-		_	_	継続して実施。	継続して実施。(補助金制度の創設)	金 継続して実施。 要援護者台帳の更新、 自主防災会との情報共		自主防災組織での勉強会等の実施。	
・高齢者福祉部局と 解促進、マイタイムラ の作成	ェ連携した避難行動への理 ラインなどの個人防災計画	引き続き 実施	R E重河川国 道、県、市 丁	3までの 双組内容			_			_	_	_		_	_	_	_	有。 訓練時の要援護者巡回 防災マップ(マイタイムラ イン記入欄)作成。			
				4以降の 双組予定			_			_	_	_		-	_	_	検討していく。	継続して実施。			
・企業等と連携した過	避難体制等の確保	引き続き 実施	R E重河川国 _刊 查、県、市	3までの 双組内容			_			_	-	-		-	_	水害の避難に関する事 業所駐車場の開放協定 の締結。		洪水浸水区域内企業へ の避難情報の連絡体制 の確保。 災害時協力協定の締			
		夫肔	R	4以降の 収組予定			_		•	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	_	継続して実施。	_	継続して実施。			
	迅速かつ的確な避難行動の	のための取	組み																		
, 情報伝達、避難記 	計画等に関する事項													内閣府ガイドライン更		避難情報等の適切な発					
・避難指示の発令等 見直し	等に着目したタイムラインの	必要に応う	三重河川国 ^耳 道、県、市	3までの 双組内容	三重県水害対応タイム ライン策定への助言・協 力。	県管理の水位周知河」 においてタイムライン及びホットラインを構築し 運用している。	_			-	水害対応タイムライン及びホットラインを運用する。	地方部版タイムラインの 修正及び運用を実施し た。	地方部タイムラインを運用した。	新、三重県L2公表など	0	歴経情報等の趣切な完 令に資するべく洪水にも 対応したタイムラインの 作成。 国管理河川のみならず 町内の中小河川についても危険水位を設定し、 情報の共有を図った。	作成済。	県との連携(氾濫注意 水位等)、気象情報によるホットラインを意識した タイムラインの更新。	作に係るホットライン(3 時間前通知)を避難勧		
			R	4以降の 双組予定	継続して実施。	状況に応じて更新を行 う。	_			_	必要に応じタイムライン を更新する。	地方部版タイムラインの 修正及び運用を実施し ていく。	継続して地方部タイムラ インを運用していく。	継続して実施。	_	継続して実施。	作成済。	必要に応じて実施。	異常洪水時防災操作実 施時の避難情報発令に 係るタイムラインの見直 し。		
・タイムラインを踏ま トの作成	ミえた水害対応チェックリス	引き続き 実施		3までの 双組内容										WBS(ワークブレイクダウンストラクチャー)形って各所属が実施すべき対応を地域防災計画と連動させ整理している。		水害対応チェックリストの作成を進める。	_	-			
			R	4以降の 双組予定										継続して実施。	_	水害対応チェックリスト の作成を進める。	検討していく。	検討を進める。			
・想定最大規模の洪	共水浸水想定区域を踏まえ ヘ * *** の 見ま!	必要に応	R	XML F 足 3までの 双組内容										整理が済んでいる。	必要に応じて検討。	整理済み。	_	_	避難勧告発令基準に、 異常洪水時防災操作に 係る3時間前通知を明文 化した。		
た避難指示等の発令	令基準の見直し	じて実施	R	4以降の 双組予定										-	必要に応じて検討。	国、県と連携し必要に成 じて基準の見直しを行 う。		国、県と連携し必要に応 じて基準の見直しを行 う。			
・避難指示・緊急安全	全確保の発令対象エリアと	引き続き	王重河川国 _耳 首、県、市	3までの 双組内容			_			_	_	_		整理が済んでいる。	必要に応じて検討。	発令基準作成。	_	ガイドラインを参考に自 主防災会、消防団と協 議。			
発令順序の模討		実施		4以降の 双組予定			_			_	_	_		_	必要に応じて検討。	継続して実施。	検討していく。	継続して実施。			
・水害時に着目した	指定避難場所の見直し	R3年度	H	3までの 双組内容										家屋倒壊等氾濫想定 域に多くの住家が含まれる宮川左岸の避難場 所について広域避難の 検討を行う。	見直し済み。	_	実施済み。		地域防災計画の避難所 リストに、異常洪水時防 災操作が行われた際の 使用について注記を追 加した。		
			R	4以降の										継続して実施。	_	検討を進める。	_	近隣市町と利用できる 避難所の調整等を実		緊急避難場所見直し。	
			R	双組予定 3までの			_			_	_	_						施。			
応急的な退避場所 ノョンの整備	fの確保や河川防災ステ ー	必要に応 じて実施	道、県 R	双組内容 4以降の								_									
14-49 I-14 - I ·		毎年度.	0	双組予定 3までの	毎年、出水期までに実施する。	毎年、出水期前までに実施する。				_	毎年、出水期前までに実施する。	_		出水期前までに情報伝達先等を確認する。	_	出水期前までに、情報 伝達先等を確認する。	_	出水期までに情報伝達 先等を確認する。 総合防災訓練を実施。			
・1育報伝達の相手先 ための洪水対応演習	も・手段・内容等を確認する 習の実施	出水期までに実施	型、洋地万 配象台、 R、市町	双組内容 4以降の 1942 字	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。			_	継続して実施。	_		継続して実施。	_	継続して実施。	検討していく。	69641 CD++-	出水期前までに、情報 伝達先等を確認する。		
			R R	双組予定 3までの			_			_	五十鈴川中村堰で開閉	_		水門の開閉点検実施昨 に指導を行っている。		_	_	_		樋門等の定期点検を実	
・水門開閉訓練の実	尾施	毎年度実 施	R	双組内容 4以降の			_			_	訓練を実施。	_		(操作人交代時に随時 実施) 継続して実施。	_			_		継続して実施。	
.二重河川同学赤砂	女託レ朋友機用づれ楽士?		R	双組予定 3までの		すでに対応済み。					練を実施。	_		情報共有を図る。	対応済み。	情報共有を図る。		情報共有を図る。			
・二里河川国迫事務 「情報連絡室」を活月 る	条所と関係機関で設置する 用し、早期の情報共有を図	引き続き 実施	三里河川国 道、県、市 R	双組内容 4以降の 双組予定		継続して実施。	_			_	_	_		継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	検討していく。	継続して実施。	情報共有を図る。		
和茶物品不必以	The Land Control of the Control of t	3124+	R	3までの			_			_	_	_		Lアラート、L字放送を別いて情報発信を行う。	男実施済み。	Lアラート等を活用し、情報を発信する。		Lアラート等を活用し、情報を配信する。		情報配信を継続。	
・報退機関を通じた党 信、Lアラート、L字が	迅速かつ的確な情報発 放送を用いた情報発信	らば続き 実施	E、県、市 R T	双組内容 4以降の 双組予定			_			_	_	_		継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。		Lアラート等を活用し、情報を配信する。		
・防災施設の機能に	に関する情報提供の充実	引き続き 実施	E重河川国 ^耳 道、県 R	3までの 双組内容 4以降の	-		_			_	_	-									
			R	双組予定 3までの			ダム放流情報の提供。	0				_									
・避難のためのダム	放流情報提供	引き続き 実施	R	双組内容 4以降の 双組予定			引き続き実施する。			_	_	_									

<凡例	>	
	取組対象外機関	

	宮川外河川の減災に係る取組 (R3.12.14)	方針									í	S関係機関の 取									
項目事項	主な取組項目	目標	取組	国	気象庁				Ξ	重県							市町				鉄道会社
項目 事項	工な収配項目	時期	機関	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	南勢志摩地域 活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	近畿日本鉄道 株式会社
	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	引き続き	R3までの 取組内容											ダム放流情報を関係部 署に連絡し、情報提供を 行っている。	-	_	_	_			
	PARKING THE COLUMN TO THE ACTION OF THE ACTI	実施	R4以降の 取組予定											継続して実施。	_	_	_	_			
(2	?)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に 「	関する事項							I				1			1	T			I	
	・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を 支援するため、スマートフォンを活用したリア タイム情報の提供やブッシュ型情報の発信	ル 引き続き 実施	R3までの 三重河川国 取組内容 道、県、市				-			_	_	-		防災行政無線の情報を メール、FAX、電話応答 サービスで開知してい る。緊急情報について は併せて緊急速報メー ルを配信している。	メール、LINEを活用し、	防災行政無線やLア ラート等を活用し、情報 を 発信する。		防災行政無線(メール・ HP・CATV等連動)やL アラート、LINE等を活用 し情報発信。			
	アイム 旧報の提供 ペンジンユ 生旧報の元信		R4以降の 取組予定				_			_	_	_		継続して実施。	さらなる拡充を検討する。	継続して実施。	検討していく。	継続して実施。	防災行政無線やアプリ を活用し、情報を発信す		
			R3までの 取組内容				_			_	_	_		防災行政無線、ホーム ページ等による周知。	_	町HP上から水位・雨量 情報を提供。	_	HPで雨量情報提供。 監視カメラを設置しライ			
	・水位、雨量情報の更なる周知	引き続き 実施					_			_	_	_		継続して実施。	広報誌等で周知。	継続して実施。	検討していく。	が配信。 新たな情報伝達手段を引き続き検討。	ホームページで雨量情報、雨量予測状況を提供。 アプリ等でも同情報を提		
			R3までの											同報系のデジタル化は	戸別受信機の整備。	防災行政無線の更新。	宇施。	R2~3年度にデジタル化	供。(HPとリンク) 防災行政無線更新に係 る基本計画を策定。		
	・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備	引き続き 実施	取組内容 R4以降の 取組予定											既に完了している。	情報の確実な伝達のための機能強化を検討。	(デジタル化) 継続して実施。	実施済み。		「る基本計画を策定。 防災行政無線の更新に 係る実施設計を行う。		
	・防災気象情報の改善	必要に応じて実施	R3までの 取組内容 津地方気象	7	顕著な大雨に関する気象情報の提供(線状降水帯による)。 1日先のキキクル(危険度分布)の提供開始。 線状降水帯の予測の開																
			取組予定		始。 キキクル(危険度分布) のカラーコードの変更。																
	<氾濫による被害の軽減のための迅速化水防		ı																		
(1	.) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に		R3までの)										出水期前に確認。	出水期前に実施。	毎年、出水期前に実施	事施。	毎年、出水期前に実施			
	・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、 練 出水期ま でに実施												継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	消防団メールを活用し、 出水期前に実施。		
		毎年度、	R3までの 三重河川国 _{取組内容}			水防管理団体が行う水 防訓練への参加。	_			_	_	_		出水期前(R2.R3は除く) に実施。	_	_	_	総合防災訓練。	地区防災訓練の中での	消防団の訓練において 水防訓練を実施。	
	・関係機関が連携した実働水防訓練	出水期ま でに実施	迫、県、市 DAINER	2	-	継続して実施。	_			_	_	_		継続して実施。	町総合防災訓練での実 施を検討。	訓練の実施を検討する	· –	継続して実施。	地区防災訓練の中での 水防訓練を検討。		
	・迅速かつ的確な水防活動のための河川管 者と消防団の意見交換、重要水防箇所などの 審リスクの高い箇所の共同点検	型 毎年度、 K 出水期ま でに実施	R3までの 取組内容 県、市町			河川管理者が実施する 共同点検に参加。	-			点検実施。 (年1回5~6月頃)	市町と重要水防箇所や 危険箇所の情報共有を 図る。	-		出水期前に実施。	国が実施する合同巡視 への参加及び情報共 有。		* — —	避難訓練、避難所開設 運営訓練の実施。 ※各地区自主防災組機 と消防団の連携による 実施。	台風時等に消防団に協力を頼がスムーズにできる体制づくりをしていく。	幹部会議、分団会議等 での誉段からの報・連・ 相の徹底。	
			R4以降の 取組予定			継続して実施。	_			継続して実施。	継続して実施。	_	-	継続して実施。	継続して実施。	市町を越えた連携については今後検討する。 継続して実施。		継続して実施。	台風時等に消防団に協 力依頼がスムーズにで きる体制づくりをしてい	継続して実施。	
	・大規模洪水の減少により、実際の水防活動 接験者が減少するなか消防団員に対しての 育、水防協力団体の募集・指定を促進。	】 引き続き 実施	R3までの											広報誌、ボスターの掲示等により、消防団員の 募集を実施する。 (毎年1回広報誌で募集、随時募集してい る。) 大規模事業所に結成を 促す。 消防団の随時募集。		消防団訓練で水防訓練を実施する。	· _	団制の導入。 広報による団員募集。		消防団員からの声掛け。	
			R4以降の 取組予定											継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	_	継続して実施。	消防団員の確保に係る 広報を実施。	継続して実施。	
	・水位状況を確認するための危機管理忍水化計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	立 引き続き 実施	R3までの 取組内容 道、県、市 町				R3年度までに県内に危 機管理型水位計213基 高泉型河川能視カメラを 44基設置済。	Ė		危機管理型水位計の認	【量水標】 量水標を1箇所設置。 (危機管理型水位計) RI年度までに危機管理型水位計を20河川3倍 所において設置。(宮) 川、江川、勢田州、五十鈴 川派川、朝田、馬川、藤川、大内山川、三ヶ野川、 梅ケ谷川、東川、古和 川、村山川、一之港川、 相合川、朝川、南湖川、横 横輪川、萤ボ河内川、大 江川、中の谷川、泉川) 782 年度に簡易型河川監 視カシラを4河川に大 江川、中の海川、泉川 大内山川、大大山川、大 大山、大川、大川、大	-		危機管理型水位計23箇所、定点カメラ3箇所を 設置。	_	外城田川に危機管理型 水位計・箇所設置。 外城田川他河川に量 水標7箇所設置。		設置の検討。	県管理河川に係る危機 管理型水位計の設置を 要望していくともに、町 独自での設置について も 検討を行う。	町独自の目視水位計を 設置。	
			R4以降の 取組予定				河川DX中期計画に基づ きR4年度に県内の3河 川において危機管理型 水位計、13河川におい で簡易型河川監視カメ ラを設置する。			引き続き検討。	量水標及び簡易型河川 監視カメラの設置につい て市町と連携を図る。	-		_	今後検討する。	簡易型河川監視カメラ の増設。	カメラ増設の検討。	引き続き検討。	河川監視カメラの導入と アプリ配信について検 討する。		

	>	
	取組対象外機関	

	宮川外河川の減災に係る取組7 (R3.12.14)	方針										各関係機関の取	双組内容								
	À 4. Da/O = E C	目標 取組		国	気象庁				Ξ	重県							市町				鉄道会社
項目 事項	主な取組項目	時期 機関		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	南勢志摩地域 活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	近畿日本鉄道 株式会社
(2) ī	市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防	の推進に関する事項	801											防災行政無線での情報						防災行政無線、消防	
·#	町庁舎や災害拠点病院等の施設管理者 D情報伝達の充実	引き続き 事施 市町	R3までの 取組内容											伝達および消防団、警察との連携。	_	_	_	_		防災11以無線、月防 団、広域消防、警察との 連携。	
			R4以降の 取組予定											継続して実施。	_	_	検討していく。	_		継続して実施。	
	- 刻も早い生活再建や社会経済活動の回行		D2 ± 75/0	日する事項		/E-E-2-1-4-4-2-1-T-1-								作成された排水計画に						-	
·氾 報(濫水を迅速に排水するため、排水施設情 の共有・排水手法等の検討を行い、大規模 害を想定した三重河川国道事務所管内排 計画を作成	必要に応 三重河川国 じて見直 道、県、市	取組内容 R4以降の			作成された排水計画に ついて情報共有を図る。	_			_	_	_		ついて、情報共有を図 る。	_	_	_	_			
水	計画を作成		取組予定			継続して実施。	_			_	_	_		継続して実施。	_	_	_	_			
·排	水計画に基づく排水訓練の実施	引き続き 三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容			河川管理者が実施する 排水訓練に参加。	_			_	_	_		水防訓練時に国土交通 省へ排水ポンプ車の派 遺を要請し、アニ説明 等を実施していただく。 河川管理者が実施する 訓練に積極的に参加す る。	河川管理者が実施する訓練に参加。	_	_	-			
			R4以降の 取組予定			継続して実施。	_			_	_	_		継続して実施。	継続して実施。	_	_	_			
· 堤	防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排 計画の検討など)を演習することを目的に、 方決壊シミュレーションを実施	引き続き 三重河川国	R3までの 取組内容											職員を対象とした図上 訓練を実施する。	_	_	_	_			
堤	方決壊シミュレーションを実施	実施 追、市町	取組予定											継続して実施。	_	_	_	-			
• 施	設・庁舎の耐水化	必要に応 じて実施 ご重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の				_			_	_	_		_	_	_	_	_			
		して美心 町	取組予定				_			_	_	_		ー 伊勢市BCPを作成し、	_	_	_	_			
· 7k	害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応 道、県、市 じて実施 町	R3までの 取組内容			三重県BCPを策定済み。	_			_	_	_		伊努用BCPを作成し、 BCMで進捗状況の管理 を行っている。	町全体のBCPは作成済 み。	_	_	必要に応じBCP見直し。			
		して美心 町	R4以降の 取組予定			_	_			_	_	_		_	必要に応じて検討。	_	検討していく。	必要に応じBCP見直し。			
(4)	ダムの危機管理型の運用方法の高度化						Ι		T	Т	T				ı	I					
・下台(事	流河川の氾濫時又はそのおそれがある場 よけるダムの操作方法等、危機管理運用 前放流等の実施、体制構築)	引き続き 引実施 県	R3までの 取組内容				宮川ダム(宮川)において、一定条件以上の降 雨が予想される場合、 事前放流により、制限水 位以下の水位まで下げ ることができるよう「事前 放流実施要領」を定めて いる。			_	_	_									
			R4以降の 取組予定				継続して実施。			_	_	_									
4) 河川管理	里者等が実施する防災施設の整備・被害	減少のための対策					1		1	T	T	T			1						
·堤	防の天端舗装などの危機管理型ハード対	引き続き 県	R3までの 取組内容				R3年度に県内で危機管 理型ハード対策を18河 川で実施。			_	堤防の天端舗装などの 危機管理型ハード対策 の実施。(五十鈴川、泉 川、押淵川、五ケ所川、 中河内川)	_									
東	D実施	実施	R4以降の 取組予定				R4年度に県内で危機管 理型ハード対策を11河 川で実施。			_	引き続き、堤防の天端 舗装などの危機管理型 ハード対策の実施。(五 十鈴川)	_									
・優な な 策	先的に対策が必要な堤防整備や河道振削 での治水安全を向上させるためのハード対	引き続き 三重河川国 実施 道・県、市 町	R3までの 取組内容				河川整備計画規模の洪水に対する計画的な治水対策を実施。 堆積土砂の撤去箇所に ついて、県と市町で優先度を協議し実施。				河川改修を実施する。	_		定期的に河道掘削を 行っている。	_	_	実施。	災害を未然防止する河 川施設の整備。			
			R4以降の 取組予定				継続して実施。			継続して実施。	継続して実施。	_		継続して実施。	_	_	継続して実施。	災害を未然防止する河 川施設の整備。 堆積土砂撤去、河川内 の支障木伐採。			
·本	川と支川の合流部等の対策	引き続き 三重河川国 実施 道、県	R3までの 取組内容 R4以降の				_			_	_	_									
			取組予定				ー 樹木伐採箇所および堆			_	_	_									
· 3	数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木 架、河道掘削等の実施)	引き続き 三重河川国 道、県、市	R3までの 取組内容				情不以休酉別のよび堆 積土砂の撤去箇所について、県と市町で優先度 を協議し実施。			_	_	_		定期的に実施。	_	河道掘削及び河川浚渫 の実施。	_	_		堆積土砂の撤去。	
[戊]	本、州垣伽門等(0)失胞)	天池 町	R4以降の 取組予定				継続して実施。			_	_	_		継続して実施。	_	継続して実施。	検討していく。	_		継続して実施。	
. **	地適正化計画に基づく防災指針の検討、	引き続き	R3までの 取組内容											令和3年度から立地適 正化計画の見直しを 行っている。	_	_	_	_			
立	地適正化計画の策定検討	実施 市町	R4以降の 取組予定											継続して実施。			_	_		***************************************	
		1	以祖才疋												1	<u> </u>					

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

< 凡例 > 取組対象外機関

	宮川外河川の減災に係る取組: (R3.12.14)	方針									:	各関係機関の耶	双組内容														
		目標	取組	国	気象庁		三重県						市町						鉄道会社								
項目	主な取組項目	時期	機関 三重河川国道	三重河川国道事務所	f 津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	南勢志摩地域 活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	近畿日本鉄道 株式会社						
5) ±	・ 災害に対する警戒避難体制を充実・強化する	るための取締	£ .																								
	・想定される土砂災害リスクの周知	引き続き 実施	R3まで 県、市町、 取組内 津地方気象				_	市町担当者会議を年4 回開催。		_	_	_		ハザードマップの配布を 行っている。	ハザードマップで周知済 み。	土砂災害ハザードマッ? の作成及び周知。	プハザードマップ作成周気	防災マップ(土砂災害警 町,戒区域等記載)作成、全 戸配布。		ハザードマップの作成・ 配布。							
	心だこれのエラス日 ノハノの/同点	夫他	台 R4以降 取組予				-	継続して実施。		_	_	-		継続して実施。	継続して実施。	継続して実施。	_	土砂災害警戒区域等の 周知。	防災マップを主とし、広 報紙、HPなどで周知。	継続して実施。							
	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き 実施	R3まで 県、市町、 取組内 実地方気象	容	三重県と共同し土砂災 害警戒情報の発表を行う。 自治体防災担当への ホットラインの実施。 気象庁HPより、キキク ル(危険度分布)の提		_	市町担当者会議を年4 回開催。		_	_	-		自治会の防災講習会等 で警戒避難体制を検 討。	; 避難指示等の発令基準 の見直し。	-	_	土砂災害警戒区域等に 係る避難情報発信、避 難経路の確認。									
					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	美施 岩	実施 台	大爬	大爬	R4以降 取組予		継続して実施。		_	継続して実施。		_	_	_		継続して実施。	継続して実施。	対象地区での検討。	検討していく。	継続して実施。	避難指示等発令基準に 則った適切な避難情報 の発令。	
	・早めの避難につなげる啓発活動 引き実施	引き続き	県、市町、 津地方気象	容			_	市町担当者会議を年4 回開催。		_	_	_		広報紙による周知。	広報誌等で周知。	対象地区での啓発。	_	防災マップ(土砂災害警 戒区域等記載)作成、全 戸配布。		ハザードマップ等による周知。							
		天旭	台 R4以降 取組予				_	継続して実施。		_	_	_		継続して実施。	継続して実施。	対象地区での啓発。	検討していく。	土砂災害警戒区域等の 周知。	防災マップを主とし、広 報紙、HPなどで周知。	継続して実施。							

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針

令和3年12月14日

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

四日市市、鈴鹿市、亀山市、川越町、朝日町、菰野町、

- 三重県県土整備部、三重県四日市建設事務所、三重県鈴鹿建設事務所、
- 三重県四日市地域防災総合事務所、三重県鈴鹿地域防災総合事務所

気象庁津地方気象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、

国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社、

四日市あすなろう鉄道株式会社

目 次

1.	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	協議会の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	鈴鹿川外河川の概要と主な課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	現状の取組状況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5.	減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6.	概ね5年間で実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
7	フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、 氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、 これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者 が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね5年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成30年12月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて(提言)」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について~複合的な災害にも多層的に備える緊急対策~」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成31年1月29日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が 頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気 候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議 会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について~あらゆる関係者が流域 全体で行う持続可能な「流域治水」への転換~」が答申された。この答申を踏まえ、 国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水 に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化な どを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進 し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

鈴鹿川水系においては、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う3市(四日市市、鈴鹿市、亀山市)、三重県、気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会(以下「連絡会」という。)鈴鹿川委員会(以下「委員会」という。)を開催し、減災のための目標を共有し、令和2年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

四日市圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う四日市市、川越町、朝日町、菰野町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方気象台、三重

県が「四日市圏域県管理河川水防災協議会」を、鈴鹿・亀山圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う鈴鹿市、亀山市、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方気象台、三重県が「鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成28年度から平成32年度(令和2年度)までの取り組み進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針」(以下、「取組方針」という。)をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 〇近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が市町界を超えて広域に拡 散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されて おらず、大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の 分かりやすい説明・周知やハザードマップの改訂・周知、学校等における防災教 育に取り組む。
- 〇洪水浸水想定区域図における浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域 図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難 を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの改訂に取り 組む。
- 〇鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要するため、避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 〇社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速 やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排 水訓練の実施に取り組む。
- 〇住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 〇治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施 する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として協議会において作成したものである。 (※協議会で対象とする鈴鹿川外河川とは次表の河川を示す。)

-	
水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系
	海蔵川水系
	三滝川水系
	天白川水系
	金沢川水系
	堀切川水系
	中ノ川水系
	田中川水系
	志登茂川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
県	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	四日市建設事務所	所長	
	鈴鹿建設事務所	所長	
	四日市地域防災総合事務所	所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所	所長	
	四日市市	市長	
	鈴鹿市	市長	
市町	亀山市	市長	
ll1m1	菰野町	町長	
	朝日町	町長	
	川越町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	
	四日市あすなろう鉄道株式会社 鉄道営業部	部長	

3. 鈴鹿川外河川の概要と主な課題

(1) 鈴鹿川外河川の概要と氾濫特性

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系は、三重県の北部に位置し、安楽川を合わせ河口より 5km 付近の地点で鈴鹿川派川を分派したのち、内部川を合わせ伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 38km、流域面積 323km²の一級河川である。

氾濫域には、三重県四日市市、鈴鹿市、亀山市の3市があり、JR関西本線、紀勢本線、伊勢鉄道、近鉄名古屋線、新名神高速道路及び東名阪自動車道、一般国道1号、一般国道23号、一般国道25号等があり、この地方の交通の要衝となっている。このように発達した交通網を背景に、四日市市の臨海部には石油コンビナート群をはじめとした産業が発達し、鈴鹿市、亀山市では自動車産業や電子部品等を中心とした工業が発達しており、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅といった重要な公共施設も多数存在し、経済の中枢が拡がっている。

一方、鈴鹿川水系の上流部は、地質的に風化が著しく、山崩れの素因となっており、土砂の流出が多く、河川に点在する横断工作物により堆積土砂が顕著で、流下能力上の阻害となっている。鈴鹿川源流から流れ出た洪水は急峻な地形の山間渓谷をぬって流出し、河口部に比べて河床勾配が急な中流部の亀山市では、流水の破壊力が大きく、河岸侵食による家屋の倒壊・流失等の可能性がある。

また、下流部の四日市市や鈴鹿市は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば短時間で水没し、浸水が長期化するほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があるなどの氾濫特性をもつことから、その被害は甚大となることが想定される。

<外河川>

朝明川は三重県と滋賀県との県境に位置する釈迦ヶ岳の南に連なる根の平峠に源を発し、東流して焼合川、田光川などの支川を合流し、伊勢湾に注ぐ幹線流路延長25.29km、流域面積87.10km²の二級河川である。朝明川の流域は、伊勢平野の北部にあたる菰野町、四日市市、朝日町、川越町の1市3町からなり、西側には鈴鹿山脈が南北に連なり、東西方向に傾斜した地形となっている。

海蔵川は、菰野町千草より東流して四日市市下海老町にて竹谷川と合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ流域面積 43.8 km²、幹線流路延長 18.7 km (法定区間)の二級河川である。鈴鹿山脈の山麓部を源流とする海蔵川は、全体に流れの緩やかな河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の 1 市 1 町からなり、その中流部は志氏神社古墳を始めとした数多くの遺跡が存在する古くから開けた地域であり、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域における社会・経済の基盤と成っている。

三滝川は、その源を三重と滋賀との県境鈴鹿山脈の御在所山(標高 1210m) に発し、菰野町を東流して、支川金渓川・矢合川を合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ、流域面積 62.3 km²、幹線流路延長 23.3 km (法定区間) の二級河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の1市1町からなり、上流部

は自然豊かな山々に囲まれた地域であり、三滝川沿いの湯の山温泉は古くから温泉街として栄え、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域における社会・経済の基盤と成っている。

堀切川は、その源を三重県鈴鹿市御薗町、稲生山丘陵に発し、鈴鹿市西部の田園地帯を東流し、伊勢鉄道伊勢線、近鉄名古屋線を越えて寺家町に入ると、北東に向きを変え、左支川釜屋川を合わせ、同市白子において白子港から伊勢湾に注ぐ、流路延長 4.7km、流域面積 18.29km² の二級河川である。流域の関係市は、伊勢平野中央部に位置する鈴鹿市であり、堀切川水系は、同市の南部に位置している。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<鈴鹿川水系>

〇昭和34年9月洪水(台風15号、伊勢湾台風)

鈴鹿川河口では海岸堤防が 250m にわたって決壊し、旧楠町や四日市市の海岸部では甚大な被害を被った。

被害は、死者・行方不明者 115 名、全壊 1,250 戸、家屋浸水約 18,000 戸に及んだ。※ 1

〇昭和49年7月洪水(低気圧)

総雨量は三重県平野部で300mm、山間部で400mmを越す大雨となり、安楽川上流の野登では最大時間雨量130mmに達した。この豪雨の影響で、鈴鹿川、安楽川、内部川等至るところで決壊し、伊勢湾台風を上回る大出水となった。

被害は、死者・行方不明者 2 名、家屋の全壊 7 戸、家屋浸水約 4,800 戸、浸水面積約 7,500ha に及んだ。※ 2

<外河川>

〇昭和 28 年 9 月洪水(台風 13 号)

中心勢力が上陸時で最大風速 40m/s という大型台風であったのと、台風通過時がちょうど伊勢湾の満潮時と重なったため、三重県を始めとする伊勢湾沿岸各地で高潮を伴う甚大な風水害が生じた。四日市市域においては、近鉄全線が運休し、午起海岸堤防の決壊により避難者は 500 名ほどに達した。罹災者総数は60,636 人にのぼり、総人口の46%に及んだ。

〇平成 12 年 9 月洪水 (台風 14 号)

本州上の前線に台風 14 号からの暖かい湿った空気が継続的に流入したため、 東海地方を中心に記録的な大雨となった。(東海豪雨) 連続雨量は 575mm 時間 最大雨量は 120.5mm。死者 1 名、負傷者 1 名、床上浸水 178 戸、床下浸水 1,975 戸

(2)鈴鹿川外河川の現状と課題

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系では、昭和 13 年 8 月に、記録的豪雨により未曾有の災害をうけたことから、昭和 17 年から直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 20 年に鈴鹿川水系河川整備基本方針、平成 28 年

に鈴鹿川水系河川整備計画が策定された。これまでに引堤や、堤防の新設が進められてきているなど、洪水被害の軽減が図られてきている。また、鈴鹿川及び鈴鹿川派川の河口部については、昭和28年9月の台風の被害により高潮対策事業が実施されたが、昭和34年9月の伊勢湾台風により甚大な被害を受けたことから、伊勢湾高潮対策事業として再度事業が実施された。その後、平成15年には南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

<外河川>

朝明川の治水事業としては、昭和49年度から広域基幹河川改修事業が実施されており、河口から中下野井堰までの9,918mの区間において、河道整備が行われている。

海蔵川は川幅が狭い事による河積不足の為に洪水がおこりやすく、大雨が降ると度々、流域住民を困らせてきた。そこで洪水による災害を防止するため、築堤や護岸工事を始めとした治水事業が実施されてきた。

三滝川は、昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口から四日市橋付近までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。

堀切川における治水事業としては、昭和34年度から伊勢湾高潮対策事業として河口から1.4km 区間までの改良復旧工事を行っている。また、河川局部改良事業、小規模河川改修事業により、近鉄名古屋線橋梁から上流端の護岸整備を行っている。さらに、昭和63年度からは、高潮対策事業として、下流区間で排水機場、堤防嵩上げ、引堤等の整備が実施されている。

- こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。
- 〇ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 〇一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水 の発生、また氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有しているが、水 害リスクが地域住民に十分に認識されていないため、的確な避難行動のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施する ための訓練等が必要である。
- 〇鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、氾濫流の到達時間が早く、また 浸水が広範囲にわたり、加えて長期間の浸水が発生することが懸念されること から、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に 併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○「鈴鹿川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフトー体 で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、鈴鹿川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

- ※1 三重四川治水史より集計
- ※2 水害統計より集計

4. 現状の取組状況と課題

鈴鹿川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○ 課題:●(以下同様)

	※現状:O 課題:●(以下同程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	**/
項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	〇 洪水予報河川・水位周知河川において、想定最	
	大規模降雨における洪水浸水想定区域を三重河川	
	国道事務所や三重県のホームページ等で公表して	
	いる。	
	〇水位周知河川以外の河川においても、順次策定し	
	ている。	
	○想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域	
	図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想	Α
	定区域図等の水害リスク情報が十分認識されて	
	いない。	
洪水時における河川管理者から	〇 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防	
の情報提供等の内容及びタイミ	警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気	
ング	象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとと	
	もに、「洪水予報」については一般に周知してい	
	る。	
	〇 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対	
	して情報伝達(ホットライン)の体制を確立して	
	いる。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による	В
	対応が住民には十分認識されていない。	
避難指示、緊急安全確保の発令	〇 市は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する	
基準	基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき	
	発令。	
	● 住民の確実で安全な避難のために深夜や早朝を	С
	避けての避難勧告等を発令するタイミングの難	
	しさや発令範囲の特定が困難である。	
避難場所、避難経路	┃○ ハザードマップにおいて避難場所等については	
	指定・周知済み。	
	〇 避難経路は図上訓練等を通して、住民自らが選	
	定するよう指導している。	
	● 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域に応じた	D
	避難場所、避難経路の検討がされていない。	
	● 避難に関する知識に地域格差が生じている。	
	●避難場所が不足する市町での応急的な退避場所	
	の確保が必要。	
住民等への情報伝達の体制や方	〇 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情	
法	報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピ	
	ーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として	

利用されている	
付用されている。	
● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う	Е
準備行動や避難行動を啓発するための防災教育	
が不十分である。	
● 避難指示等の避難情報を発信している防災メー	
ルへの登録について、十分に住民に普及していな	
l,°	
●防災スピーカーのみに頼る住民も多く、他の情報	
伝達手段が浸透していない。	
●避難行動につながるリアルタイム情報を充実さ	
せる対策が必要である。	
〇 市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消	
防、警察と調整しながら避難誘導を実施してい	
る。	
● 夜間、荒天時においては、避難誘導時の誘導者	F
及び住民双方の安全の確保が必要である。また、	
避難経路が変更された場合には避難誘導体制の	
検討が必要である。	
● 自主防災組織における安全確保の基準が設けら	
れていない。	
	が不十分である。 ● 避難指示等の避難情報を発信している防災メールへの登録について、十分に住民に普及していない。 ●防災スピーカーのみに頼る住民も多く、他の情報伝達手段が浸透していない。 ●避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。 ○ 市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。 ● 夜間、荒天時においては、避難誘導時の誘導者及び住民双方の安全の確保が必要である。また、避難経路が変更された場合には避難誘導体制の検討が必要である。 ● 自主防災組織における安全確保の基準が設けら

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水 位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を 発した場合は、三重県に通知しており、県は水 防管理者に通知している。また、NHK を通じて 津地方気象台から水防管理者に通知がされてい る。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。 ○危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で 水位情報を入手する手段として「川の防災情 報」の URL や QR コードを水防連絡会等で周知 しているが、必ずしも活用されていない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市職員、消防 団が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、全ての人が水防に関する十分な知識を有している訳ではない。	Η
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	

	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根 固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄して いる。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における 相互支援のルールが確立されていない。	I
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	〇 市庁舎、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、コミュニティセンター等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能の整備を進めている。	
	● 災害時に防災拠点となる施設が浸水区域内に存	J
	在する。	

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

	N/UT'X	
項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運 用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器 は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、 機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、 災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する 排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅 速な対応ができない可能性がある。	K

④河川管理施設の整備に関する事項

	0 / /	
項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。 ○堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を 実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。●複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	L

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

鈴鹿川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識 の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※大規模な水害: 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水(越水・侵食・洗掘)による氾濫被害
- ※逃げ遅れ:立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※社会経済被害の最小化:大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策(※)に加え、以下の取組を実施する。

- 1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
- 3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組
 - (※) 河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策:堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング 対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策: 決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図 を策定・公表し、市町に説明を実施	А	R4 年度	県
・想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域 を指定	Α	R4 年度	県
・水害リスク情報の空白域の解消(洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む)	Α	引き続き実施	県、市町
・浸水検討や浸水実績などの資料を市に提供し、避難等を的確に行えるよう支援	C,D	随時	県
・水害危険性の確認(浸水状況等の確認等)	A,B	引き続き実施	県
・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	Α	引き続き実施	県
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図 を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	Α	引き続き実施	市町
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な 洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市町
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を 実現するため、まるごとまちごとハザードマップを 整備	D	引き続き実施	市町
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、 「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町
・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町
・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る 力を育むために、市民向けの防災講座を実施	E	引き続き実施	県、市町
・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	Е	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町、鉄道会社
・共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町
・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促 進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町
・企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町

■水色着色セル:流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	
■情報伝達、避難計画等に関する事項				
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見		必要に応じて	三重河川国道、県、	
直し	С	実施	市町、津地方気象台	
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリス	С	引き続き実施	三重河川国道、市町	
トの作成	C	打さ桃で天心	一至州川四道、川町	
・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避	С	必要に応じて	市町	
難指示等の発令基準の見直し		実施	(liw)	
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令	С	引き続き実施	三重河川国道、県、	
順序の検討		りで見て大地	市町	
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施	市町	
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーショ	-	必要に応じて	三重河川国道、県	
ンの整備	D	実施	二里冽川国坦、宗 	
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するため	E	毎年度、出水	三重河川国道、県、	
の洪水対応演習の実施	<u> </u>	期までに実施	市町、津地方気象台	
・水門開閉訓練の実施	К	毎年度	県、市町	
	IX.	実施	자(III MI	
・三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報			 三重河川国道、県、	
連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間先の水位	Е	引き続き実施	市町	
予測などの早期の情報共有			110-23	
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lア	F	引き続き実施	三重河川国道、県、	
ラート、L字放送を用いた情報発信	_	31 2 400 2 3400	市町	
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項				
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援す			三重河川国道、県、	
るため、スマートフォンを活用したリアルタイム情	B,E,G	引き続き実施	二里河川国道、宗、 市町	
報の提供やプッシュ型情報の発信			112 141	
・水位、雨量情報のさらなる周知	B,E	引き続き実施	県、市町	
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無	D	必要に応じて	ᆂᄧ	
線の補強などの施設(ハード)整備	D	実施	市町	
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて	津地方気象台	
	۵,5	実施	/千/四/ X(豕 口	

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		

・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練 毎年度、出水 期までに実施 市町 期までに実施 場所でに実施 毎年度、出水 期までに実施 毎年度、出水 期までに実施 市町 ・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と 消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの 高い策廉の共同を検 期までに実施 市町 市町	
・関係機関が連携した実働水防訓練 G,H,I 毎年度、出水	
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と 消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの	
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と 消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの G 期までに実施 市町	果、
海年度、出水 三重河川国道、県 消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの G 期までに実施 市町	
消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの G 期までに実施 市町	गर र
高い箇所の共同点検	
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者	
が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力 G,H,I 引き続き実施 三重河川国道、市	市町
団体の募集・指定を促進	
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や コキチャ 三重河川国道、県	県、
日本の表現では、1 日本	
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明 三重河川国道、県	果、
と水害対策等の啓発活動 カリー カリー 引き続き実施 市町	
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事	事項
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共成の共成の共成の共成の共成の場合にある。	B
有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定し K	示、
見直し 市町 た排水計画を作成 「お水計画を作成 「お水計画を作成 「お水計画を作成 「おおれます」 「おおれます」 「おおれます」 「おおまます」 「おおまます」 「おおまます」 「おおまます」 「おおままます」 「おおまままます」 「おおまままます」 「おおまままままます」 「おおまままままままままままままままままままままままままままままままままま	
・排水計画に基づく排水訓練の実施	果、
K 引き続き実施 hmm	
・堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計	
画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊 Κ 引き続き実施 三重河川国道、市	市町
シミュレーションを実施	
・施設・庁舎の耐水化 必要に応じて 三重河川国道、県	— <u>—</u> 果、
実施市町	
・水害 BCP (事業継続計画) の作成 必要に応じて 三重河川国道、県	果、
K 実施 市町	

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の 実施	Г	引き続き実施	県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削など	_	引き続き実施	三重河川国道、県
の治水安全を向上させるためのハード対策	<u> </u>	りで祝さ天心	
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県

・多数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木伐採、		司七姓七中长	三重河川国道、県、
河道掘削等の実施)	J,L	引き続き実施 	市町
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適		司七姓七中长	± m-
正化計画の策定検討	J,L	引き続き実施	市町

■水色着色セル:流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知		引き続き実施	県、市町、
	_	りら祝ら天心	津地方気象台
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備		引き続き実施	県、市町、
	_	りっ枕っ夫他	津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,L	引き続き実施	県、市町、
	□ □,□	りら祝ら天心	津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画 等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的 に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前 に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針 の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、 継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収 集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく雲出川外河川の減災に係る取組方針

令和3年12月14日

雲出川外大規模氾濫減災協議会

津市、松阪市、三重県県土整備部、三重県津建設事務所、三重県松阪建設事務所、三重県津地域防災総合事務所、三重県松阪地域防災総合事務所 気象庁津地方気象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、 国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	協議会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	雲出川外河川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ę
4.	現状の取組状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ç
5.	減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6.	概ね5年間で実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
7	フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、 氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、 これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者 が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね5年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成30年12月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて(提言)」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について~複合的な災害にも多層的に備える緊急対策~」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成31年1月29日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が 頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気 候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議 会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について~あらゆる関係者が流域 全体で行う持続可能な「流域治水」への転換~」が答申された。この答申を踏まえ、 国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水 に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化な どを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進 し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

雲出川水系においては、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う2市(津市、松阪市)、三重県、気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会雲出川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和2年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

雲出川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う津市、松阪市、 国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方気象台、三重県が「雲出川圏域県管 理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととし た。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成28年度から平成32年度(令和2年度)までの取り組み進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「雲出川外河川の減災に係る取組方針」(以下、「取組方針」という。)をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 〇近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫域が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 〇洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域 図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難 を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り 組む。
- 〇津市、松阪市の低平地や河口デルタでは、堤防が決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性がある一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要する。また、急激に水位上昇をする特性がある河川も存在することから、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、これらのケースにおける避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 〇社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速 やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排 水訓練の実施に取り組む。
- 〇住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 〇治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施 する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として本協議会において作成したものである。(※本協議会で対象とする雲出川外河川とは下表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系 田中川水系
	志登茂川水系
	安濃川水系
	岩田川水系
	相川水系
	碧川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員		役職
F	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
国	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
県	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	津建設事務所	所長	
	松阪建設事務所	所長	
	津地域防災総合事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
市町	津市	市長	
Il1m1	松阪市	市長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

3. 雲出川外河川の概要と主な課題

(1)雲出川外河川の概要と氾濫特性

<雲出川水系>

雲出川は、三重県の中部に位置し、八手俣川等の支川を合わせながら東流し、伊勢平野に出て波瀬川、中村川等を合わせて、その後、雲出古川を分派して伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 55km、流域面積 550km²の一級河川である。

氾濫域には、津市、松阪市の2市があり、伊勢自動車道、国道23号、近鉄大阪線、近鉄名古屋線、JR名松線等この地方の根幹をなす交通網が発達している。これらの交通網を背景に津市久居地区や臨海部に工業団地が造成され、造船業等の重工業も盛んであるなど、この地域における社会・経済の中枢が拡がっている。

一方、雲出川流域の地形は、山地を蛇行し、侵食と堆積を繰り返しながら発達した河岸段丘や沖積平野を形成してきた。河口部は、河床勾配がほぼ水平となり、土砂が堆積しやすく、河口デルタ地帯が広がっている。このようにして侵食・堆積を繰り返してきた平野部は、古くから洪水のたびに氾濫してきた一方、沿川の市街地は河岸段丘上に形成され、洪水時には中流部に存在する無堤部(霞堤)で洪水を一時貯留するなど浸水を許容する土地利用がなされてきた。しかし、近年においては、浸水のおそれのある低平地の一部で市街化が進行している状況にある。また、支川波瀬川については、小流域かつ上流部での河床勾配が約 1/10~1/100 と急峻で、時間雨量 30mm 以上の降雨が発生すると、概ね 1~2 時間程度で急激に水位が上昇する特性がある。

一度氾濫が起これば津市・松阪市の低平地が水没し、浸水が長期化する可能性があることから、その被害は甚大となることが想定される。

<外河川>

志登茂川は、津市芸濃町椋本に位置する農業用ため池横山池に源を発し、東南方向を流れ、途中、中の川、前田川、横川、毛無川を合わせ、伊勢湾へと注ぐ、幹川流路延長 14.75km、流域面積 49.19 km²の二級河川である。その流域は、三重県の中南勢地域に位置し、流域は、津市市域(旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧安濃町の一部)が中心となり、山地の一部に亀山市、鈴鹿市が入る。

安濃川は、その源を津市芸濃町の山間部に発し、東流して忍田地先において平野部に至り、津市安濃町を南東流し津市において穴倉川・美濃屋川を合わせ、東に向きを変えた後伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 23.9km (法定区間)、流域面積110.7 km²の二級河川である。

岩田川は、その源を津市片田薬王寺町地先の貯水池に発して東流し、浜垣内地 先に三泗川を合流させた後に南東へ流向を変え、津市街地を貫流した後に伊勢湾 に注ぐ幹川流路延長 11.7 km (法定区間)、流域面積 33.0 km² の二級河川である。

相川は、その源を三重県津市のほぼ中央に位置する農業用のため池、風早池に発し、同市久居北口町・久居相川町を東流しながら天神川、河口部で川関川、月見川等を合わせた後、伊勢湾に注ぐ、流路延長約6.50km、流域面積約23.93 km²の二級河川である。

(2)過去の主な洪水等による被害状況

<雲出川水系>

〇昭和34年9月洪水(台風第15号、伊勢湾台風)

台風の接近に伴い 1 時間雨量 40~60mm の強い雨が数時間降り続き、記録的な洪水となった。雲出川本川の各所で破堤し、総雨量は川上雨量観測所525mm、白山雨量観測所470mmを記録した。流域での洪水被害は、被災家屋約3,000 戸に及んだ。

〇昭和 57 年 8 月洪水 (台風第 10 号)

総雨量は807.5mm、最大日雨量722.5mm、最大時間雨量85mmに達し、中村川上流の松阪市嬉野町上小川と津市美杉町下之川の山中を中心に集合豪雨に見舞われた。雲出川は支川中村川で破堤し、流域での洪水被害は被災家屋約1,400戸に及んだ。

<外河川>

〇昭和49年7月洪水

紀伊半島南方にあった熱帯低気圧がゆっくりと紀伊半島東部を北上したため、津市では、2時間雨量109.5mm、24時間雨量330.5mmの記録的な集中豪雨に見舞われた。毛無川及び前田川が破堤、志登茂川及び毛無川が氾濫し、浸水面積1,313ha、浸水家屋7,024戸という未曽有の被害となった。安濃川や岩田川では溢水及び内水によりあわせて5千戸をこえる家屋が浸水するという甚大な被害が発生した。

〇平成 16 年 9 月洪水(台風第 21 号と前線による集中豪雨)

日雨量としては津地方気象台の観測史上最多となった。志登茂川では、溢水及 び内水による浸水被害が発生し、夕方の満潮時になると、横川の近鉄橋梁付近より、越水し横川左岸堤内地へと水が流れ込んだ。

相川流域では、床上浸水 33 戸、床下浸水 180 戸の被害が発生した。

(3) 雲出川外河川の現状と課題

<雲出川水系>

雲出川水系では、昭和34年9月の伊勢湾台風による甚大な被害を契機として、昭和36年に直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成18年9月に「雲出川水系河川整備基本方針」が策定され、平成26年11月に「雲出川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、河口から築堤、河道掘削等が実施されてきており、支川中村川では洪水時に流下阻害となっていた鉄道橋梁の架け替えが行われるなど、洪水被害の軽減が図られている。また、雲出川及び雲出古川の河口部では、昭和28年9月の台風第13号による高潮災害を受け、海岸災害防止事業として三重県から委託を受けた国が、高潮堤防を概成させたが、昭和34年9月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を三重県が実施した。平成15年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

<外河川>

志登茂川の治水事業としては、昭和34年の伊勢湾台風の被害を受け、伊勢湾 等高潮対策事業として防潮堤が築かれた。また、昭和49年の集中豪雨を受けて 激甚災害対策特別緊急事業が実施された。

さらに河道改修の懸案区間であった市道江戸橋の改築に関連して、広域基幹河 川改修事業により平成 13 年より着手し、令和元年に完成している。平成 27 年 9 月に「志登茂川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27 年 11 月に「志登 茂川水系河川整備計画」が策定されているところである。

安濃川は昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口からJR橋までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。平成15年3月に「安濃川水系河川整備基本方針」が策定され、平成15年5月に「安濃川水系河川整備計画」が策定されているところである。

岩田川は、昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口からJR橋までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。また、岩田川の支川である三泗川(延長1.25km)は洪水時には安濃川の洪水が三泗堤防より越流してきて、岩田川に流下させる役割も持っているため、安濃川及び岩田川の改修に併せて全川改修を進めていく必要がある。平成15年3月に「岩田川水系河川整備基本方針」が策定され、平成15年5月に「岩田川水系河川整備計画」が策定されているところである。

相川下流部は、昭和28年台風13号により甚大な被害を被り、災害復旧事業により改修が始まり、その後伊勢湾台風の被害を受け、伊勢湾高潮対策事業により高潮堤の築堤及び河川改修がなされている。平成3年からは相川本川の改修に中小河川改修事業として着手している。平成22年6月に「相川水系河川整備基本方針」が策定され、平成22年11月に「相川水系河川整備計画」が策定されているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下の通りである。

- 〇ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 〇一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水被害が発生する可能性があることや、支川波瀬川は短時間での急激な水位上昇の洪水特性を有しているものの、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 〇津市、松阪市の低平地や河口デルタでは、氾濫流の到達時間が短い可能性が あり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生すること

が懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○「雲出川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフトー 体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、雲出川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

雲出川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○ 課題:●(以下同様)

	※現状:○ 課題:●(以下同村	录 <i>)</i>
項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周 知	○洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。 ○水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	-
	〇想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を 三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定 区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	A
	●浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者 からの情報提供等の内容及 びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」 や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同 発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水 予報」については一般に周知している。	
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	В
避難指示、緊急安全確保の発 令基準	〇 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。	
	● 避難率を高める必要がある。● 発令対象エリアと発令順序について整理を行う必要がある。	С
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	
	 特別警報発表時など、全ての避難所を同時かつ迅速に開設することが困難である。 浸水区域外への広域避難について未検討である。 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。 	D
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	
	 ● 防災行政無線が聞こえにくいという地域住民の意見もあり補完する施設や対策が必要である。 ● 災害時要援護者への情報伝達方法が未検討である。	E

	●避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる	
	対策が必要である。	
避難誘導体制	〇 市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消	
	防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	● 避難が必要な全ての方の避難誘導体制を構築する	F
	ことが人員的に困難である。	
	● 災害時要援護者への避難誘導方法が未検討であ	
	る 。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位 観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した 場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に 通知している。また、NHK を通じて津地方気象台 から水防管理者に通知がされている。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	○危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川 の防災情報にて公開している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水 位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを水防連絡会等で周知している が、必ずしも活用されているとは限らない。	G
河川の巡視区間	〇 管理区間において、河川管理者や市職員、消防団 が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	Н
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫など に備蓄している。	
	〇 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固 めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相 互支援のルールが確立されていない。	I
市庁舎等の水害時における 対応	〇 市庁舎支所、消防等の防災機関の施設、学校、コミュニティセンター等、災害時における応急対策活動拠点としての機能の検討を進めている。	
	● 災害時に防災拠点となる支所や消防署等の施設が 浸水区域内に存在する。	J

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
項目	現状・課題		
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平 常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を 扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生		

による出動体制を確保している。	
● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排	K
水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な	
対応ができない可能性がある。	
● 自治体排水施設は農林、下水道、建設の各部局に分	
散しており、運用方法については連携しながら検討	
をする必要がある。	

④河川管理施設の整備に関する事項

	,, , , , ,	
項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	〇 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を 実施している。	
	〇堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施 している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも 洪水被害を軽減するための対策が必要である。	L
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

雲出川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識

の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害: 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水(越水・侵食・洗掘)による氾濫被害

※逃げ遅れ:立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化:大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策(※)に加え、以下の取組を実施する。

- 1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
- 3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組
 - (※) 河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策:堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング 対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策:決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・ 取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	, ,, ,, ,, ,,	目標時期	取組機関	
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	А	R4 年度	県	
・想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域 を指定	А	R4 年度	県	
・水害リスク情報の空白域の解消(洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む)	A	引き続き実施	県、市	
・内水浸水想定区域図を作成	А	今後検討予定	市	
・想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレー ション(浸水ナビ)の公表	А	引き続き実施	県	
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図 を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	А	引き続き実施	市	
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な 洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市	
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を 実現するため、まるごとまちごとハザードマップを 整備	D	引き続き実施	市	
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、 「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市	
・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作 成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市	
・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市、鉄道会社	
・共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市	
・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促	E,F	引き続き実施	三重河川国道、	

進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成			県、市
・企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市

■水色着色セル:流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

<u>)逃げ遅れゼロに同けた迅速かつ的確な避難行動のための取組</u>				
主な取組項目		目標時期	取組機関	
■情報伝達、避難計画等に関する事項				
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見			三重河川国道、	
直し	С	必要に応じて実施	県、市、津地方気	
			象台	
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリス	С	必要に応じて実施	三重河川国道、市	
トの見直し	C	必安に心して美心	一里河川国垣、川	
・想定最大規模浸水想定区域を踏まえた避難指示	С	 必要に応じて実施	市	
等の発令基準の見直し	C	必安に心して美心	נוו	
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令	С	引き続き実施	三重河川国道、	
順序の検討	C	りで祝さ天心	県、市	
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施	市	
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーショ	D	必要に応じて実施	三重河川国道、県	
ンの整備	D	必安に心して天心	二里河川国坦、朱	
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するため		 毎年度、出水期	三重河川国道、津	
の洪水対応演習の実施	E	までに実施	地方気象台、県、	
		よりに大心	市	
・水門開閉訓練の実施	К	毎年度実施	県、市	
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報	E	引き続き実施	三重河川国道、	
連絡室」を活用した早期の情報共有	_	から 帆 と 矢池	県、市	
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lア	E	 引き続き実施	三重河川国道、	
ラート、L字放送を用いた情報発信	_	万と城と 天池	県、市	
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、県	
・避難のためのダム放流情報提供	A,E,F	引き続き実施	県	
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施	市町	
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項				
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援す			三重河川国道、	
るため、スマートフォンを活用したリアルタイム情	B,E,G	引き続き実施	二里州川国坦、 県、市	
報の提供やプッシュ型情報の発信			יווי איז	

・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市
避難指示等の発令判断を的確に行うための水位 C.G		引き続き実施	三重河川国道、
情報の共有と伝達	C,G	516 杭さ 美心	県、市
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無	D	 H28 年度から検討	市
線の補強などの施設(ハード)整備	D	1120 平度から検討	111
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施	津地方気象台

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施	市
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と 消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの 高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者 が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力 団体の募集・指定を促進。	G,H,I	引き続き実施	三重河川国道、市
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や 量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置		引き続き実施	三重河川国道、 県、市
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明 と水害対策等の啓発活動		引き続き実施	三重河川国道、 県、市
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復	を可能	とするための排水活	動に関する事項
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共 有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定し た排水計画を作成		必要に応じて見直	三重河川国道、 県、市
・排水計画に基づく排水訓練の実施	К	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	К	引き続き実施	三重河川国道、市
・施設・庁舎の耐水化	К	必要に応じて実施	三重河川国道、 県、市

・水害 BCP(事業継続計画) の作成	V	必要に応じて実施	三重河川国道、	
	r.	必安に心して美胞	県、市	

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合に			
おけるダム、排水施設の操作方法等、危機管理運用	K	引き続き実施	県
(事前放流等の実施、体制構築)			
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の	,	 引き続き実施	県
実施	L	引と例と失心	ホ
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削など	,	 引き続き実施	 三重河川国道、県
の治水安全を向上させるためのハード対策	L	引と例と失心	
・ダムの操作規則の点検		引き続き実施	県
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木伐採、		引去结去字族	三重河川国道、
河道掘削等の実施)	J,L	引き続き実施 	県、市
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適	J,L	引き続き実施	市
正化計画の策定検討	J,L	コロ帆で 天心	נוו

■水色着色セル:流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	L	引き続き実施	県、市、 津地方気象台
			净地刀双豕口
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備		引き続き実施	県、市、
	_	万と帆と 天池	津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,L	 引き続き実施	県、市、
	⊏,L	りら祝さ夫加	津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画 等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的 に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前 に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針 の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、 継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収 集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 櫛田川外河川の減災に係る取組方針

令和3年12月14日

櫛田川外大規模氾濫減災協議会

松阪市、多気町、明和町、三重県県土整備部、三重県松阪建設事務所、 三重県 松阪地域防災総合事務所、気象庁津地方気象台、 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、蓮ダム管理所、

国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	協議会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	櫛田川外河川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	現状の取組状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5.	減災のための目標・・・・・・・・・・・ 1	12
6.	概ね5年間で実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	13
7.	フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、 氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、 これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者 が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね5年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成30年12月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて(提言)」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について~複合的な災害にも多層的に備える緊急対策~」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成31年1月29日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が 頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気 候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議 会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について~あらゆる関係者が流域 全体で行う持続可能な「流域治水」への転換~」が答申された。この答申を踏まえ、 国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水 に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化な どを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進 し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

櫛田川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う1市2町(松阪市、多気町、明和町)、三重県、気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所、蓮ダム管理所で構成される三重四川災害対応連絡会櫛田川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和2年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

櫛田川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う松阪市、多気町、明和町、国土交通省、気象庁津地方気象台、三重県が「櫛田川圏域県管理河川水防

災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成28年度から平成32年度(令和2年度)までの取り組み進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「櫛田川外河川の減災に係る取組方針」(以下、「取組方針」という。)をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 〇近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が市町界を超えて広域に拡 散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されて いない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の 作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における 防災教育に取り組む。
- 〇洪水浸水想定区域図における浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域 図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難 を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り 組む。
- 〇下流部の沿川の低平地では、堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があり、また、流域が小さく、急激に水位上昇をする流出特性がある河川も存在する。このことから、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、これらのケースにおける避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 〇社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速 やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排 水訓練の実施に取り組む。
- 〇住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 〇治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施 する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として本協議会において作成したものである。(※本協議会で対象とする櫛田川外河川とは下表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系 三渡川水系
	阪内川水系
	金剛川水系
	中川水系
	笹笛川水系
	大堀川水系
	外城田川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員		役職
	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
国	中部地方整備局 蓮ダム管理所	所長	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
県	県土整備部 防災砂防課	課長	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	松阪建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長		
	松阪市	市長	
市町	多気町	町長	
明和町		町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長		

3. 櫛田川外河川の概要と主な課題

(1) 櫛田川外河川の概要と氾濫特性

<櫛田川水系>

櫛田川水系は、三重県中部に位置し、蓮川等の支川を合わせながら伊勢平野に 出て佐奈川を合わせた後、松阪市法田で祓川を分派し伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 87 km、流域面積 436km²の一級河川である。

氾濫域には、松阪市、多気町、明和町の1市2町があり、JR紀勢本線、JR 参宮線、近鉄山田線、国道23号、42号、166号等の県内主要都市、名古屋や大 阪方面を結ぶ動脈が発達している。流域の主要産業は電気機械産業(電子部品)、 農業(松阪肉牛、茶、椎茸)、食品産業(海苔)等で、また、多気町の多気クリスタ ルタウンをはじめとし、松阪市や明和町でも工業団地の整備が進められ、この地 方の社会・経済の中枢が拡がっている。

一方、櫛田川流域の地形は、本川上流部の山地部と本川中流の河岸段丘、及び本川下流の松阪市の市街地を中心とする平野部とに大別され、中流部は掘込河道区間となっており、河岸侵食による家屋の倒壊・流失等の可能性がある。また、下流部は低平地が広がっており、一度堤防決壊による氾濫が起これば、氾濫流が拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があるなどの氾濫特性をもつことから、その被害は甚大となることが想定される。また、支川佐奈川については、流域面積が 20km² にも満たない小流域で降った雨が一気に流出する特性がある。

また、櫛田川流域は日本有数の多雨地帯である大台ヶ原に隣接し、上流部での年平均降水量が約 2,500 mm を越えているため古くから洪水災害が発生してきた。

<外河川>

三渡川は、その源を三重県松阪市小阿坂町の鉢ヶ峰に発し、松阪市西部を東流しながら、岩内川、堀坂川、百々川等の支川を合流した後、松阪市松崎浦において伊勢湾に注ぐ、流路延長約21.1km、流域面積約54.31km2の二級河川である。

その流域は、三重県の中央部に位置し、松阪市の1市からなり、山地部は針葉樹の植林が広がり、中上流域から下流部にかけて水田地帯の集落を縫うように流下し、下流部の感潮・汽水域には広大な干潟が形成されるなど、豊かな自然環境を有している。

金剛川は、松阪市の中心部に広がる松阪低地を形成した河川で、その源は山室町妙楽寺の南にあり、山室山及び山室町を過ぎると東に向かって流れ、久保町焼橋付近までは用水路となり北に向い、垣鼻町や朝田町方面では堤防がある河川となる。その後、西野々町で真盛川と名古須川を合わせ、高須町で勢々川を合わせ、河口部で愛宕川を合わせて、大口の入江から海に注ぐ、総流路延長 21.7km、流域面積 50.92km²の二級河川である。

笹笛川は、三重県多気郡明和町池村及び三重県度会郡玉城町上田辺に位置する 農業用ため池斎宮調整池に源を発し、明和町中央部を北西方向へ流れ、伊勢湾に 注ぐ二級河川で、流域面積 13.2km²、流路延長は河口から斎宮調整池までが約 11.2km の二級河川である。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<櫛田川水系>

〇昭和34年9月洪水(台風第15号、伊勢湾台風)

台風の接近に伴い 1 時間雨量 40~60mm の強い雨が数時間続き、記録的な洪水となった。櫛田川本川の各所で破堤し、流域での洪水被害は、被災家屋約3.800 戸に及んだ。

〇昭和 57 年 8 月洪水 (台風第 10 号)

台風の接近に伴い断続的な強い雨が降り、総雨量は蓮観測所 673mm、宮前観 測所 462mm、粥見観測所 473mm を観測し櫛田川本川上流域を中心に豪雨となった。流域での洪水被害は、被災家屋 13 戸であった。

〇平成6年9月洪水(台風第26号)

流域で最大 1 時間雨量 40~60mm を記録し、総雨量は波瀬観測所 552mm を観測した。櫛田川下流部において計画高水位を上回り、漏水が発生するなど堤防が危険な状態であった。大臣管理区間の洪水被害は、被災家屋 5 戸であった。

<外河川>

三渡川の流域で発生した主要な洪水被害としては、平成5年11月に百々川にて越水し、床下浸水20戸の被害が生じている。平成12年9月の東海豪雨では床下浸水56戸、床上浸水5戸の被害が生じている。最近では、平成16年9月の台風21号の襲来により、百々川の越水による道路の冠水や、内水氾濫により床下浸水119戸、床上浸水28戸の被害が生じた。

金剛川の流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和 42 年 10 月の台風 34 号による名古須川の破堤、昭和 46 年 8 月から 9 月の台風 23、25、26 号と秋雨前線による金剛川の破堤、昭和 47 年 9 月の台風 20 号と豪雨による内水、及び昭和 51 年 9 月の台風 17 号と豪雨による愛宕川・名古須川の溢水がある。

このうち、昭和 42 年 10 月の台風では名古須川が破堤するなど内水被害を含めた浸水家屋 1,597 戸に加え、倒壊家屋 246 戸に及ぶ被害が発生した。また、昭和 46 年 8 月から 9 月の台風及び秋雨前線においても、金剛川の破堤により 1,691 戸の浸水被害にみまわれた。

笹笛川の流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和47年9月台風20号、昭和49年7月集中豪雨、昭和51年9月台風17号、昭和57年9月台風18号、平成2年9月台風19号等による家屋浸水を伴う浸水被害が挙げられる。昭和49年7月の集中豪雨では、浸水面積492ha、浸水家屋41戸の被害が生じている。

(3) 櫛田川の現状と課題

<櫛田川水系>

櫛田川水系での本格的な治水事業は、昭和7年に三重県により着手され、昭和34年9月の伊勢湾台風による甚大な被害を契機として、昭和37年から直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成15年10月に「櫛田川水系河川整備基本方針」が策定され、平成17年8月に「櫛田川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、河

口からの築堤、漏水対策等が実施されてきており、平成3年には蓮ダムが完成するなど、洪水被害の軽減が図られている。また、河口部では、昭和28年9月の台風第13号による高潮災害を受け、海岸災害防止事業として三重県から委託を受けた国が、高潮堤防を概成させたが、昭和34年9月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を三重県が実施した。平成15年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

<外河川>

三渡川における治水事業は、昭和 40 年から災害関連事業として部分的な改修が行われ、昭和 47 年からは堀坂川合流点から JR 名松線まで局部改良事業が行われた。昭和 51 年より中小河川改修事業として着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。

百々川は、昭和52年より高潮対策として排水機場及び松ヶ崎水門が改修された。昭和63年より小規模河川改修として着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。平成20年9月に「三渡川水系河川整備基本方針」が策定され、平成21年1月に「三渡川水系河川整備計画」が策定されているところである。三渡川流域内における治水事業は実施されているものの、流下能力の小さい狭窄部の存在、河積不足を起こしている鉄道橋・道路橋の存在等、現況河道には課題が残されている。

金剛川は、昭和 42 年の災害を契機に上流から下流にかけて災害復旧事業が実施されてきた。このほか、昭和 42 年から小規模河川改修事業、及び昭和 48 年から中小河川改修事業が実施された。平成 29 年 4 月に「金剛川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 29 年 10 月に「金剛川水系河川整備計画」が策定されているところである。

笹笛川の治水事業としては、昭和34年の伊勢湾台風を契機として、伊勢湾高潮対策事業として河口から八木戸樋門(現在の笹笛川防潮水門)までの改修が行われた。また、昭和54年から八木戸樋門から国道23号までの延長約1.9kmの改修が実施され、平成4年度から国道23号より上流延長約3.4km区間の改修を暫定計画として実施している。平成29年10月に「笹笛川水系河川整備基本方針」が策定され、平成30年2月に「笹笛川水系河川整備計画」が策定されているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 〇ハード対策が進むにつれ、地域の洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- ○一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生、また氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有しているが、水害リスクが地域住民に十分に認識されていないため、的確な避難行動

のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動 を実施するための訓練等が必要である。

- ○下流部の沿川の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。
- ○「櫛田川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフトー体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、櫛田川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

櫛田川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○ 課題:●(以下同様)

	※現状:〇 課題:●(以下同杯	來/
項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	〇洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大	
	外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国	
	道事務所や三重県のホームページ等で公表して	
	いる。	
	〇水位周知河川以外の河川においても、順次策定し	
	ている。	
	○想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域	
	図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想	Α
	定区域図等の水害リスク情報が十分認識されて	
	いない。	
	● 浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者から	〇 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防	
の情報提供等の内容及びタイミ	警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気	
ング	象庁共同発表) を自治体向けに通知しているとと	
	もに、「洪水予報」については一般に周知してい	
	る。	
	〇 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対	
	して情報伝達(ホットライン)の体制を確立して	
	いる。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による	В
	対応が住民には十分認識されていない。	
避難指示、緊急安全確保の発令	〇 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関す	
基準	る基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づ	
	き発令。	
	● 住民の安全で確実な避難のために、深夜や早朝	С
	を避けての避難勧告等を発令するタイミングや	
	発令対象エリア、発令順序の整理が必要。	
避難場所、避難経路	〇 市町のハザードマップにおいて避難場所等につ	
	いては指定・周知済み。	
	● 浸水想定区域内に避難所が立地している地区も	D
	あり、浸水区域外への広域避難について検討がさ	
	れていない。	
	● 避難所の収容人数の確保が必要である。	
	● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所 の確保が必要。	
 住民等への情報伝達の体制や方	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情	
法	ひ 附重・小位情報 や世無指小寺の世無に関する情 報は、メール、ホームページ、広報車、屋外ス	
100	ピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主と	
	して利用されている。	
	O C13/13 C10 C0 00	l

	▲ 介足の企業がは然信報なり しゅうと 判断し 行る	Ε
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う	
	準備行動や避難行動を啓発するための防災教育	
	が不十分である。	
	● 避難情報の情報伝達手段が住民に十分浸透して	
	いない可能性がある。また、災害時要援護者へ	
	の情報伝達方法の検討が不十分である。	
	● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実さ	
	せる対策を充実させるが必要である。	
避難誘導体制	〇 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、	
	消防、警察と調整しながら避難誘導を実施して	
	いる。	
	● 夜間、荒天時においては、避難誘導時の誘導者	F
	及び住民双方の安全の確保が必要である。	
	● 災害時要援護者への避難誘導方法の検討が不十	
	分である。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水 位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を 発した場合は、三重県に通知しており、県は水 防管理者に通知している。また、NHK を通じて 津地方気象台から水防管理者に通知がされてい る。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防を担う消防団等と現地を確認している。 ○危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置	
	し、川の防災情報にて公開している。 ● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で 水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを周知しているが、必 ずしも活用されていない。	G
河川の巡視区間	〇 管理区間において、河川管理者や市職員、消防 団が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、全ての人が水防に関する十分な知識を有している訳ではない。	Н
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫な どに備蓄している。	
	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根 固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄して いる。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における 相互支援のルールが確立されていない。	I

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器 は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、 機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、 災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する 排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅 速な対応ができない可能性がある。	J

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削 を実施している。 ○堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を	
	実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険	K
	性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

櫛田川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の

向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害: 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水(越水・侵食・洗掘)による氾濫被害

※逃げ遅れ:立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化:大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策(※)に加え、以下の取組を実施する。

- 1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
- 3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

(※) 河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策:堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対 策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策:決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」 を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の 策定・公表し、市町に説明を実施	Α	R4 年度	県	
・想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	А	R4 年度	県	
・水害リスク情報の空白域の解消(洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む)	A	引き続き実施	県、市町	
・内水浸水想定区域図を作成	Α	今後検討予定	市町	
・浸水実績等の把握	Α	引き続き実施	市町	
・想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	A	引き続き実施	県	
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を 基にした洪水ハザードマップの策定・周知	А	引き続き実施	市町	
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪 水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市町	
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実 現するため、まるごとまちごとハザードマップを整 備	D	引き続き実施	市町	
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な 小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防 災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	
・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成 と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市 町	
・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市 町、鉄道会社	
・共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市 町	

・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、 マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町

■水色着色セル:流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	
■情報伝達、避難計画等に関する事項				
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直	С	必要に応じて	三重河川国道、県、	
L		実施	市町、津地方気象台	
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリスト	С	必要に応じて	三重河川国道、市町	
の見直し	C	実施	二里州川国坦、川川	
・想定最大浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発	С	必要に応じて	市町	
令基準の見直し	C	実施	(1 m)	
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順	С	引き続き実施	三重河川国道、	
序の検討	C	りで物で天心	県、市町	
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施	松阪市	
	D	コで似て天心	多気町、明和町	
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーション	D	必要に応じて	三重河川国道、県	
の整備	D	実施	二里州川国坦、朱	
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための	E	毎年度、出水	三重河川国道、	
洪水対応演習の実施	<u> </u>	期までに実施	津地方気象台、県、市町	
・水門開閉訓練の実施	К	毎年度	 三重河川国道、県、市町	
	K	実施	一生河川国坦、宋、川町	
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連	E	引き続き実施	 三重河川国道、県、市町	
絡室」を活用した早期の情報共有	L	コロ帆に天心	一里河川国坦、宋、川町	
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラ	E	引き続き実施	 三重河川国道、県、市町	
ート、L字放送を用いた情報発信	<u> </u>	コで桃で天心	一生河川国坦、宋、川町	
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、蓮ダム、	
	Α,Ε	コで桃で天心	県	
・避難のためのダム放流情報提供	E	引き続き実施	蓮ダム	
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施	市町	
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項				
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援する	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	
ため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報	D,E,G	刃と杌さ夫心	二里州川巴坦、宗、印町	

の提供やプッシュ型情報の発信				
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市町	
・避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情	C,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	
報の共有と伝達	Ċ,	りで祝さ天心	二里州川国坦、宗、川川	
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線	D 引き続き実施	D 引き結ま5	司夫結夫宝施	市町
の補強などの施設(ハード)整備		(1144)		
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて	津地方気象台	
	E,G	実施	净地 刀双象日	
・ダム放流警報設備等の耐水化や改良	A,K	必要に応じて	蓮ダム	
		実施	達プム	

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項				
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水	市町	
	0,11,1	期までに実施		
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水	 三重河川国道、県、市町	
	O ,,.	期までに実施		
・迅速かつ的確な水防活動のための水防関係者間で		毎年度、出水		
の連携・協力、重要水防箇所など水害リスクの高い箇	G	期までに実施	三重河川国道、県、市町	
所の共同点検		777.01 (1-50,00		
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が				
減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団	G,H,I	引き続き実施	三重河川国道、市町	
体の募集・指定を促進				
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量	G	引き続き実施	 	
水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	0	りで成と天地	二重闪川国道、宋、印画	
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の持	推進に関	する事項		
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	
水害対策等の啓発活動	J	りで祝さ天心	一里州川国坦、宗、川町	
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項				
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共		必要に応じて		
有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した	J	必安に応して 見直し	三重河川国道、県、市町	
排水計画を作成		元旦し		
・排水計画に基づく排水訓練の実施	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	

・堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画			
の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミ	J	引き続き実施	三重河川国道、市町
ュレーションを実施			
・施設・庁舎の耐水化		必要に応じて	
	J	実施	三重河川国道、県、市町
・水害 BCP(事業継続計画) の作成		必要に応じて	
	J	実施	三重河川国道、県、市町

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけ			
るダムの操作方法等、危機管理運用(事前放流等の実	K	引き続き実施	蓮ダム
施、体制構築)			
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実	к	 引き続き実施	県
施	K	りで祝さ天心	
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの	К	引き続き実施	三重河川国道、県
治水安全を向上させるためのハード対策	, r	りら祝ら天心	二里州川国坦、宗
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,K	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・多数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木伐採、河	J.K	引き続き実施	三重河川国道、県、
道掘削等の実施)	J,K	コで似る天心	市町
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正	К	引き続き実施	市町
化計画の策定検討	r\	りっぺて夫他	ושווו

■水色着色セル:流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	К	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	К	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,K	引き続き実施	県、市町、津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に 反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組 むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 宮川外河川の減災に係る取組方針

令和3年12月14日

宮川外大規模氾濫減災協議会

伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町 、大紀町、南伊勢町、 三重県県土整備部、三重県伊勢建設事務所、三重県松阪建設事務所、 三重県松阪地域防災総合事務所、三重県南勢志摩活性化局、 気象庁津地方気象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	協議会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	宮川外河川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	現状の取組状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5.	減災のための目標・・・・・・・・・・1	2
6.	概ね5年間で実施する取組・・・・・・・1	3
7.	フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、 氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、 これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者 が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通大臣から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね5年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成30年12月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて(提言)」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について~複合的な災害にも多層的に備える緊急対策~」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成31年1月29日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が 頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気 候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議 会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について~あらゆる関係者が流域 全体で行う持続可能な「流域治水」への転換~」が答申された。この答申を踏まえ、 国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水 に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化な どを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進 し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

宮川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う1市1町(伊勢市、玉城町)、三重県、気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会宮川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和2年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

宮川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う伊勢市、多気町、 大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、国土交通省三重河川国道事務所、気 象庁津地方気象台、三重県が「宮川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防 災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成28年度から平成32年度(令和2年度)までの取り組み進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「宮川外河川の減災に係る取組方針」(以下、「取組方針」という。)をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 〇近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 〇洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域 図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難 を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り 組む。
- 〇下流部での沿川の低平地では堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があるため、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 〇社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速 やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排 水訓練の実施に取り組む。
- 〇住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- ○治水安全度を向上させるための堤防整備等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として協議会において作成したものである。 (※協議会で対象とする宮川外河川とは次頁の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系 大堀川水系
	江川水系
	外城田川水系
	神津佐川水系
	泉川水系
	五ヶ所川水系
	中の谷川水系
	伊勢路川水系
	大江川水系
	河内川水系
	村山川水系
	小方川水系
	古和川水系
	奥川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員		役職
F	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
国	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
ΙĦ	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
県	松阪建設事務所	所長	
	伊勢建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
	南勢志摩地域活性化局	局長	
	伊勢市	市長	
	多気町	町長	
	玉城町	町長	
市町	大紀町	町長	
	度会町	町長	
	大台町	町長	
	南伊勢町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

3. 宮川外河川の概要と主な課題

(1) 宮川外河川の概要と氾濫特性

<宮川水系>

宮川水系は、三重県の南部に位置し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 91km、流域面積 920km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県伊勢市、玉城町の 1 市 1 町があり、伊勢自動車道、一般 国道 23 号、近鉄山田線、JR 参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網が発達し ており、これらの整備に伴って海岸地域における工業立地や、年間 800 万人以上 が訪れる伊勢神宮を核とした観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮と の関わりが深く、神宮につながる渡し跡も残り、勢田川沿いの問屋街は、歴史的 構造物を保存したまちづくりが進められており、宮川下流部には複数の土木遺産 が現存するなど、この地域における社会・経済の中枢が拡がり、文化の基盤を成 している。

一方、宮川流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、1,000m を超える標高の山々に囲まれており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がり本川内にも特徴的な中州がある。下流部は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

また、宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、 年平均降水量は山間部で3,400mm以上、平野部で約2,000~2,500mmとなることから古くから洪水災害が発生してきた。

<外河川>

支川五十鈴川は、三重県伊勢市の八称宣山(標高 426m)に源を発し、皇大神宮(内宮)の端を流れ、朝熊川等の支川を合わせて、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注いでいる。桧尻川は、勢田川に流入する小支川であり、豊受大神宮(外宮)の南側に位置する高倉山(117m)に源を発し、都市排水や農業排水を受け流下し勢田川に合流する。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<宮川水系>

〇昭和49年7月7日洪水(台風第8号及び集中豪雨(七夕災害))

雨量は三重県南部で300~500mm に達した。大台山系には連続降雨850mm 以上、さらにこの地域に端を発する水系に局地的な豪雨をもたらし、伊勢市周辺を中心に浸水被害、山・崖崩れが発生した。7日に勢田川が氾濫し、伊勢市の広域が浸水した。被害は、浸水面積約3,100ha、被災家屋約14,000戸であった。

〇昭和 57 年 8 月洪水 (台風第 10 号)

宮川観測所で総雨量 580mm 以上の大雨があり、伊勢市を中心に被害が発生した。被害は、浸水面積約 1,000ha、被災家屋約 2,500 戸であった。

〇平成 16 年 9 月洪水 (台風第 21 号)

宮川村(現 多気郡大台町)では 1 時間に 139mm の猛烈な雨を観測した。また、宮川雨量観測所でも、最大時間雨量 119mm、総雨量 753mm を記録した。基準地点の岩出で昭和 50 年の観測開始後最高水位である 10.16m を記録し、中島・大倉地区の無堤地区で越水し、洪水被害は被災家屋約 300 戸、浸水面積約 200haであった。

〇平成23年9月洪水(台風第12号)

降り始めからの総降水量は、宮川雨量観測所 1630mm を記録する記録的な大雨となった。洪水被害は被災家屋 196 戸、浸水面積 316ha であった。

〇平成 29 年 10 月洪水 (台風第 21 号)

宮川下流で年間降水量の約 1/4~1/3 の雨量を記録し、勢田川流域では甚大な被害が発生した七夕豪雨の累積雨量を大幅に上回る 584mm となった。伊勢市内では、満潮と台風による高潮・大雨のピークがほぼ同時に発生した影響もあり、雨量排水不良による浸水に加えて、勢田川・桧尻川・汁谷川からの氾濫も生じ、家屋浸水と店舗浸水を合わせて約 1,800 棟以上の浸水被害が発生した。

<外河川>

〇平成 23 年 9 月洪水 (台風第 12 号)

上流の気象庁の宮川観測所で 1 時間に 89mm の猛烈な雨を観測し、降り始めからの総雨量が 1,600mm 以上(8月31日~9月5日)に達し、中島・大倉地区において、越水および内水氾濫による浸水が生じ、床上浸水家屋 17戸、床下浸水家屋 14戸の被害が生じた。大内山川流域の被害状況は、地域交流センター及び阿曽公民館を含め、床上浸水 52戸、床下浸水 59戸、家屋損壊(半壊)2戸が生じた。

〇平成 29 年 10 月洪水 (台風第 21 号)

小俣雨量観測所において観測史上最大の539mmを記録し、外城田川上流部では、 計画雨量の2倍を超える雨量に相当し、堤防からの越水などにより床上浸水家屋 278戸、床下浸水家屋250戸の被害が生じた。

(3) 宮川外河川の現状と課題

<宮川水系>

宮川水系での本格的な治水事業は、昭和 13 年 8 月洪水を契機として、三重県が岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。その後、昭和 49 年 7 月洪水を契機に、昭和 50 年に一級河川の指定を受け、直轄河川改修事業が始められた。その後、平成 19 年 11 月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27 年 11 月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、昭和 32 年に宮川ダムが完成し、昭和 49 年 7 月洪水の被害が甚大であった勢田川については、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、護岸整備等が行われ勢田川防潮水門・排水機場も完成している。また、平成 6 年 9 月洪水、平成 16 年 9 月洪水で中流部右岸側の無堤地区で浸水被害が発生したが、浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業により築堤

護岸や河道掘削等が実施され、洪水被害の軽減が図られてきている。また、宮川、 五十鈴川、勢田川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害 を受け、高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、 伊勢湾高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災 対策推進地域に指定されており、これまでに大湊川において堤防の耐震対策が実 施されてきている。

<外河川>

五十鈴川は、昭和 21 年から同 23 年にかけて直轄事業として改修工事を実施、同 24 年から三重県において中小河川改修事業として引き続き事業を実施している。

桧尻川は、堤内地盤が勢田川の計画洪水位よりも低く、流下能力も小さいことから内水氾濫が続いていたが、平成19年度までに桧尻川排水機場を完成させるとともに、桧尻橋下流の暫定改修を完了している。

大内山川は、昭和49年7月の台風8号で、大きな被害を受けたのを契機に、昭和54年度より改修が進められてきている。また、平成23年9月台風12号の被害を受け、阿曽地区の約1.0kmを対象に災害関連事業を実施している。

宮川水系における治水事業は実施されているものの、五十鈴川(派川含む)や桧 尻川、大内山川では、流下能力不足等の課題が残されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 〇ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 〇一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水 の発生など、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避 難行動のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防 活動を実施するための訓練等が必要である。
- ○下流部の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、 長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、 大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。
- ○「宮川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフトー体で 多層的に取り組みを推進していく必要がある。
- 以上の課題を踏まえ、宮川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施する ことにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

宮川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○ 課題:●(以下同様)

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周	〇 洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外	
知	力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務	
	所や三重県のホームページ等で公表している。	
	〇 水位周知河川以外の河川においても、順次策定し	
	ている。	
	〇 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図	
	を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定	Α
	区域図等の水害リスク情報が十分認識されていな	
	い。	
	● 浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者 	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」	
からの情報提供等の内容及	や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同	
 びタイミング	発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水	
	予報」については一般に周知している。	
	〇 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対し	
	て情報伝達(ホットライン)の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対	В
	応が住民には十分認識されていない。	
避難指示、緊急安全確保の発	〇 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基	
令基準	準に基づき発令。	
	● 避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの見直しが	С
	必要となっている。	
避難場所、避難経路	〇 市町のハザードマップにおいて避難場所等につい	
	ては指定・周知済み。	
	〇 指定緊急避難所をハザードマップに安全度ランク	
	を付けている。	

	● 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図によ	D
	り浸水エリアが更新されるため、指定緊急避難場所	
	の安全度の見直しが必要。	
	● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の	
	確保が必要。	
住民等への情報伝達の体制	〇 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報	
や方法	は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカ	
	一、デジタルデータ放送等の発信が主として利用さ	
	れている。	
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準	Е
	備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十	
	分である。	
	● 高齢者等は、メール、最新システム等の利用が難	
	しい。防災無線も台風時は暴風や豪雨により聞きと	
	りにくいことから、自ら避難情報を取得してもらえ	
	るよう啓発が必要である。	
	●避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる	
	対策が必要である。	
避難誘導体制	〇 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消	
	防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	● 避難対象区域の規模が大きい地区は、消防団、職	F
	員の人数も限られており、現場での呼びかけだけは	
	避難誘導が困難である。	
	● 避難誘導の体制は確立されているが、これに即し	
	た避難訓練が未実施であるため、訓練の充実を図る	
	必要がある。	
L	I.	1

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	〇 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位	
	観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した	
	場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に	
	通知している。また、NHK 等を通じて住民に周知	
	している。	
	〇 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に	
	対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周	
	知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と	

	現地を確認している。	
	PUPE CHEMICO CO WO	
	│ │○危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川	
	の防災情報にて公開している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水	G
	位情報を入手する手段として「川の防災情報」の	
	URL や QR コードを水防連絡会等で周知している	
	が、必ずしも活用されているとは限らない。	
河川の巡視区間	〇 管理区間において、河川管理者や市町職員、消防	
	団が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパート	Н
	ではないため、水防に関する知識を有しているとは	
	限らない。	
水防資機材の整備状況	〇 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫など	
	に備蓄している。	
	〇 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固	
	めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相	I
	互支援のルールが確立されていない。	

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

現状・課題				
〇 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平				
常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を				
扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生				
による出動体制を確保している。				
● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排	J			
水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な				
対応ができない可能性がある。				
	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。 ● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な			

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	〇 堤防断面が不足する区間の堤防整備等を実施して	
	いる。	
	〇堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施	
	している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも	K

洪水被害を軽減するための対策が必要である。			
●複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が			
高い地域の対策が必要である。			

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

宮川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向

上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害: 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水(越水・侵食・洗掘)による氾濫被害

※逃げ遅れ:立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化:大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策(※)に加え、以下の取組を実施する。

- 1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
- 3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

(※) 河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策:堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング 対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策:決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」 を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関 については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図 の策定・公表し、市町に説明を実施	А	R4 年度	県	
・想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域 を指定	Α	R4 年度	県	
・水害リスク情報の空白域の解消(洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む)	А	引き続き実施	県、市町	
・内水浸水想定区域図を作成	Α	引き続き実施	市町	
・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	А	引き続き実施	県	
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図 を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	Α	引き続き実施	市町	
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な 洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市町	
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を 実現するため、まるごとまちごとハザードマップを 整備	D	引き続き実施	市町	
・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、 「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	Ш	引き続き実施	三重河川国道 、 県、市町	
・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作 成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町	
・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町、鉄道会社	
・水害危険性(浸水状況等)の確認・周知(簡易浸水センサーやスマートメータ等を活用した浸水状況検知)	E	引き続き実施	三重河川国道、	

・共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、	
			県、市町	
・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促		引き続き実施	三重河川国道、	
進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	⊑,F	りら枕さ美胞	県、市町
△娄笠□≒椎□+≒¤₩/+4□笠○75 /2		司七结七中长	三重河川国道、	
・企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	県、市町	

■水色着色セル:流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見	С	必要に応じて	三重河川国道、県、
直し		実施	市町、津地方気象台
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリス トの作成	С	引き続き実施	三重河川国道、市町
・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避	С	必要に応じて	市町
難指示等の発令基準の見直し	C	実施	(1 m)
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令	С	コキ結ち宝体	三重河川国道、
順序の検討		引き続き実施	県、市町
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	R3 年度	市町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーショ	_	必要に応じて	二季河川宮塔 旧
ンの整備	D	実施	三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するため	E	毎年度、出水	三重河川国道、津地方
の洪水対応演習の実施	<u> </u>	期までに実施	気象台、県、市町
・水門開閉訓練の実施	К	毎年度実施	県、市町
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報	E	コキ結キ宝体	三重河川国道、
連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る		引き続き実施	県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lア	E	 引き続き実施	三重河川国道、
ラート、L字放送を用いた情報発信		- 月で桃で天旭	県、市町
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、県
・避難のためのダム放流情報提供	A,E,F	引き続き実施	県
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施	市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援す	ВГО	司老结七中长	三重河川国道、
るため、スマートフォンを活用したリアルタイム情	B,E,G	引き続き実施	県、市町

報の提供やプッシュ型情報の発信			
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無 線の補強などの施設(ハード)整備	D	引き続き実施	市町
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて 実施	津地方気象台

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項				
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施	市町	
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、 県、市町	
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と 消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの 高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施	県、市町	
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者 が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力 団体の募集・指定を促進。	G,H,I	引き続き実施	市町	
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や 量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	G	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町	
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項				
・市町庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情 報伝達の充実	J	引き続き実施	市町	
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項				
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共 有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定し た三重河川国道事務所管内排水計画を作成	J	必要に応じて 見直し	三重河川国道 、 県、市町	
・排水計画に基づく排水訓練の実施	J	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町	
・堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施	三重河川国道、市町	
・施設・庁舎の耐水化	J	必要に応じて 実施	三重河川国道、 県、市町	

・水害 BCP(事業継続計画) の作成	J	必要に応じて 実施	三重河川国道、 県、市町
■ダムの危機管理型の運用方法の高度化			
・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合に			
おけるダムの操作方法等、危機管理運用(事前放流	-	引き続き実施	県
等の実施、体制構築)			

■水色着色セル:流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の 実施	L	引き続き実施	県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策	К	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木伐採、 河道掘削等の実施)	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	К	引き続き実施	市町

■水色着色セル:流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取り組み

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	К	引き続き実施	県、市町、
			津地方気象台
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	К	引き続き実施	県、市町、
			津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,K	引き続き実施	県、市町、
			津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に 反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組 むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。